



# 益城町復興計画

子どもたちが描いた「未来の益城町」をもとに作成

～未来を信じともに歩もう みんなの笑顔のために～

平成28年12月

熊本県 益城町



## はじめに



平成28年4月14日午後9時26分、そして28時間後の16日午前1時25分。二度の最大震度7の大地震は、私たちの町を痛めつけ、「かけがえのない尊い命」「安らぎのある暮らし」そして「美しいふるさとの姿」を奪いました。

この震災により犠牲になられた方々のご冥福をお祈り申し上げますとともに、被災された多くの皆様に心よりお見舞い申し上げます。

震災直後は、倒壊した家々、波打つ道、茫然と立ち尽くす人々、地震の恐怖に怯える子どもたちの顔、破壊された町の姿はあまりに悲惨で、どこへも持っていきようの無い怒り、悲しみ、そして絶望感に襲われました。

しかし、国・県の関係機関、全国の自治体、大学、ボランティアなど、多くの方々から温かいご支援をいただきながら、住民の皆様とともに今日までの難局を乗り越えてまいりました。さて、今回策定した「益城町復興計画」は、震災からの復興に向けて、未来を見据え、本町に関わる全ての方々の共通の計画として互いに共有し、力を結集して、さらに魅力あるまちへ発展するためのものです。

この計画の策定にあたっては、21回にわたる地区別住民意見交換会や応急仮設住宅団地での意見交換会、全世帯及び町の将来を担う小中学生を対象としたアンケート調査、若者世代を対象としたワークショップなどを実施し、多くの住民の皆様から貴重なご意見をいただきました。

そのご意見をしっかりと受けとめ、本計画では復興将来像として「住み続けたいまち、次世代に継承したいまち」を掲げています。

これから、この復興将来像の実現に向けて、「住民参加と協働」及び「自助・共助・公助」の精神を尊重しながら、力強く、着実に、復興への取組を進めていきます。

このたびの震災の傷跡は深く、復興に向けての道のりは決して平坦ではありません。しかし、本町に関わる全ての人々の叡智を結集し、一日も早く震災からの復興を成し遂げることが、これまでいただいた多くのご支援に対するお礼であり感謝でもあります。

結びに、本計画の策定にあたり、多大なご尽力をいただいた復興計画策定委員会や専門部会の委員の皆様をはじめ、多くの方々に厚く御礼申し上げますとともに、引き続き本町の復興に向けご支援を賜りますようお願い申し上げます。

平成28年12月

益城町長 西村 博 則

# 目次

第1章 復興の基本理念	1
第2章 復興計画策定にあたっての基本的な考え方	2
2.1 復興計画と総合計画との関係	2
2.2 復興の主体	2
2.3 復興の推進体制	3
2.4 対象地域	3
2.5 国・県への要請	3
2.6 計画期間	4
第3章 益城町が目指す復興将来像	5
第4章 復興に向けたシンボルプロジェクト	13
4.1 一人ひとりの復興プロジェクト	14
4.2 日本の防災・減災をけん引する復興プロジェクト	16
4.3 子育て応援復興プロジェクト	19
4.4 益城ブランド復興プロジェクト	21
4.5 みんなで“かたる”復興プロジェクト	23
第5章 復興に向けた分野別取組	25
5.1 生活環境の整備	27
5.2 保健・医療・福祉の充実	30
5.3 教育・文化の向上	33
5.4 新たな都市基盤の整備	36
5.5 産業の振興	40
5.6 協働のまちづくりの推進	45
5.7 積極的な情報の発信	48
5.8 行財政基盤の確保	50
第6章 計画の推進方法	53
6.1 計画の推進方法	53
6.2 復興計画の推進体制	54
6.3 進捗管理方法	56

用語集 .....	57
資料1 熊本地震による益城町の被災状況 .....	64
資料2 熊本地震への益城町によるこれまでの対応状況 .....	70
資料3 第5次益城町総合計画で掲げられている将来像 .....	74
資料4 計画策定における住民の参加 .....	77
資料4.1 意見交換会等の実施 .....	77
資料4.2 住民アンケート調査結果 .....	79
資料4.3 ましきラボによる「仮設住宅への聞き取り調査」 .....	99
資料5 計画策定の体制・経緯 .....	112
資料5.1 復興計画策定委員会設置要項および規約 .....	112
資料5.2 計画策定の体制 .....	116
資料5.3 復興計画策定委員会及び各専門部会開催の経緯 .....	120



## 第1章 復興の基本理念

熊本地震から一日も早く町の姿を取り戻し、さらなる発展を遂げるため、本町の復興に向けた基本理念は次のとおりです。この理念に基づき、復興に向けた取組を進めます。

### ○ 住民生活の再建と安定【くらし復興】

被災者が安心して快適に暮らせる住環境を一日も早く実現するために、住宅再建への支援や災害公営住宅の建設を行う等、安全・安心な住環境づくりを進めます。

あわせて、教育環境及び保健・医療・福祉の体制の確保・充実、被災者の心のケア、その他被災者のくらしに関連する機能の充実に向けた取組も進めます。

### ○ 災害に強いまちづくりの推進【復興まちづくり】

今回の震災の教訓を踏まえ、単に震災前の町の姿を復旧するだけではなく、「住民の命を守る、災害に強いまち」の実現に向けて、新しい視点でまちづくりの姿を描き、防災上必要なインフラ整備等を進めます。

### ○ 産業・経済の再生【産業復興】

甚大な被害を受けた農業、商業、工業等の各産業が、早期に復旧し、雇用を維持するとともに活力を取り戻すための取組を進めます。

また、熊本都市圏東部の交通の要衝に位置するという地域特性を活かし、産業拠点のまちづくりを推進します。

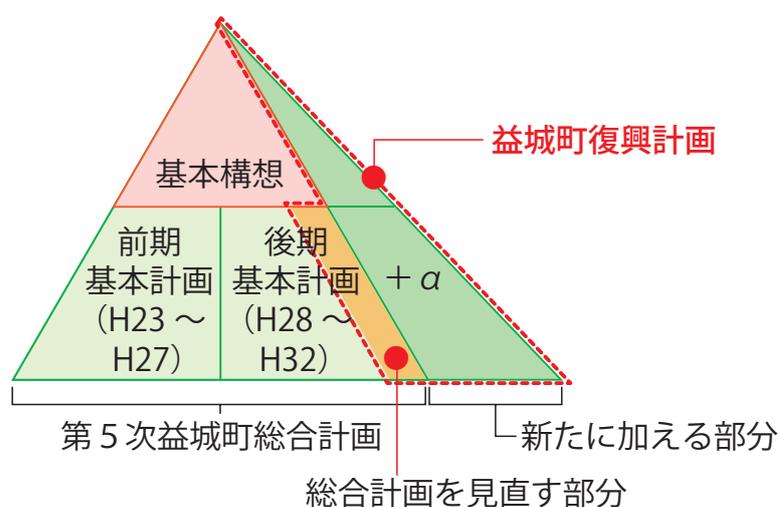
## 第2章 復興計画策定にあたっての基本的な考え方

### 2.1 復興計画と総合計画との関係

本町の復興計画は、「第5次益城町総合計画」を基本としながら、今回の震災によって新たに発生した課題や改めて見直すべき課題を踏まえ、本町が魅力的で活力があり発展するまちに向かっていくための計画とします。

また、平成33年度からの次期総合計画は、本復興計画との整合を図りながら、社会環境や経済情勢等、本町を取り巻く状況の変化に対応した計画とします。

$$\text{復興計画} = \text{第5次益城町総合計画} + \alpha$$



### 2.2 復興の主体

住民が主体となり、町・議会、国・県、大学、民間（企業、NPO、団体等）と協働で復興を図ります。

また、協働による復興のまちづくりのため、地域住民組織（まちづくり協議会）を構築していきます。

## 2.3 復興の推進体制

復興の推進にあたっては、「自助・共助・公助」の概念を原則として掲げます。

### 自助

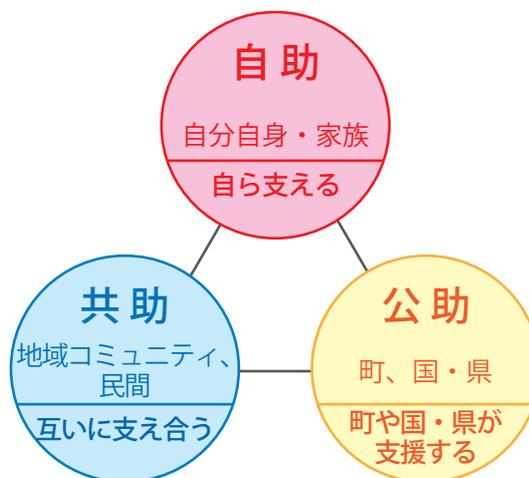
自分自身や家族を支えること

### 共助

地域コミュニティや民間のつながり  
の力で、互いに支え合うこと

### 公助

町や国・県による「救助」や「支援」  
のこと



この概念に基づき、それぞれが以下のような役割を担いながら、本町の復興を推進していきます。

住民	復興の主体として、周囲の人や地域とともに、復興に向けた取組を進める
町・議会	復興に向けた取組を主導しつつ、住民の取組を積極的に支援する
国・県	住民や町の取組に対して、広い範囲からの支援を行う
大学	現地での支援、研究を行いながら、住民と町とをつなぐ役割を果たす
民間	それぞれの経験や知見・ノウハウを活かして、住民や町の取組を支援する

なお、復興計画の進捗状況や成果については互いに共有し合い、着実に復旧・復興を図っていきます。

## 2.4 対象地域

被害が町全域に及んでおり、復興に向けた取組を町全体として進めることが必要となるため、対象地域は町内全域とします。

## 2.5 国・県への要請

復旧・復興を着実に推進するために、必要な事業の実施や財政措置、さらには特別措置法の制定等について、国・県に対し強く要請していきます。

## 2.6 計画期間

復旧・復興を実現するまでの期間（以下、「計画期間」といいます。）は10年間とします。

この計画期間（10年）を、復旧期（3年）、再生期（4年）、発展期（3年）の3期に分けて、それぞれの期間ごとに復旧・復興の目標を設定し、取り組んでいきます。

復興事業の実施にあたっては、全体の調整を図りつつ、できることから速やかに事業に着手できるよう努めていきます。

### 復旧期 平成28年度から平成30年度まで

生活や産業の再開に不可欠な住宅、生活基盤施設、インフラ等の復旧に加え、再生・発展に向けた準備を進める期間とします。

### 再生期 平成31年度から平成34年度まで

復旧されたインフラと住民の力を基に、震災前の活力を回復し、地域の価値を高める期間とします。

### 発展期 平成35年度から平成37年度まで

新たな魅力と活力ある地域として生まれ変わり、発展していく期間とします。

## 第3章 益城町が目指す復興将来像

本町は、第5次総合計画において、「水とみどり豊かで人安らぐ『夢・創造』のまち」というまちの将来像を掲げています。しかし、震災により、「安らぎのある暮らし」や「美しいふるさとの姿」が失われてしまっている状態です。

これから、町の姿を取り戻し、総合計画で掲げたまちの将来像を実現しつつ、さらに魅力あるまちへと発展していくことで、将来の世代にとっても住み続けたいまちへ復興するという想いを込め、次のように復興将来像を掲げます。

### 「住み続けたいまち、次世代に継承したいまち」

復興計画では、この復興将来像の実現に向けて、まず5つの「シンボルプロジェクト」（第4章）を定めました。加えて、8つの分野の現状を踏まえ、それぞれに達成すべき目標を設定し、達成するための取組の方向性と「分野別取組」（第5章）について整理しました。



## ○ 都市の構造

地震の被害から復旧し、さらに発展を遂げていくために、熊本都市圏東部に位置する交通の要衝という本町の地域特性を生かし、以下の拠点等を整備します。

- ◆阿蘇くまもと空港や小池高山インターチェンジ周辺は、空や陸の玄関口としての利便性を活かした「新産業拠点」の整備を進めていきます。
- ◆県道熊本益城大津線（第二空港線）を通過する観光客等を町内外に誘導する「誘導エリア」の整備を進めていきます。
- ◆自然環境を守り、広域的な観光・交流の場の形成を図る「広域観光レクリエーション拠点」の整備を進めていきます。

広安・木山地域においては、幹線道路ネットワークを強化しつつ、既存の土地利用に配慮した「都市拠点」、「地域拠点」、「新都市拠点」、「文化レクリエーションの拠点」の整備を進めていきます。

また、飯野・福田・津森地域では、自然と調和した生活やコミュニティの維持を図りながら、生活利便性も向上するよう、「コミュニティ拠点」の整備を進めていきます。

各拠点の連携を強化するため、これらを結ぶ道路についても整備を進めていきます。

## ○ 土地利用の構想

### （１）広安・木山地域

広安・木山地域においては、県道熊本高森線を本町の中心軸として位置づけて、拡幅を目指します。また、都市・住宅基盤の再生・再構築や新たな整備による質の高いまちの拠点づくりを進めながら、以下のような土地利用を進めていきます。

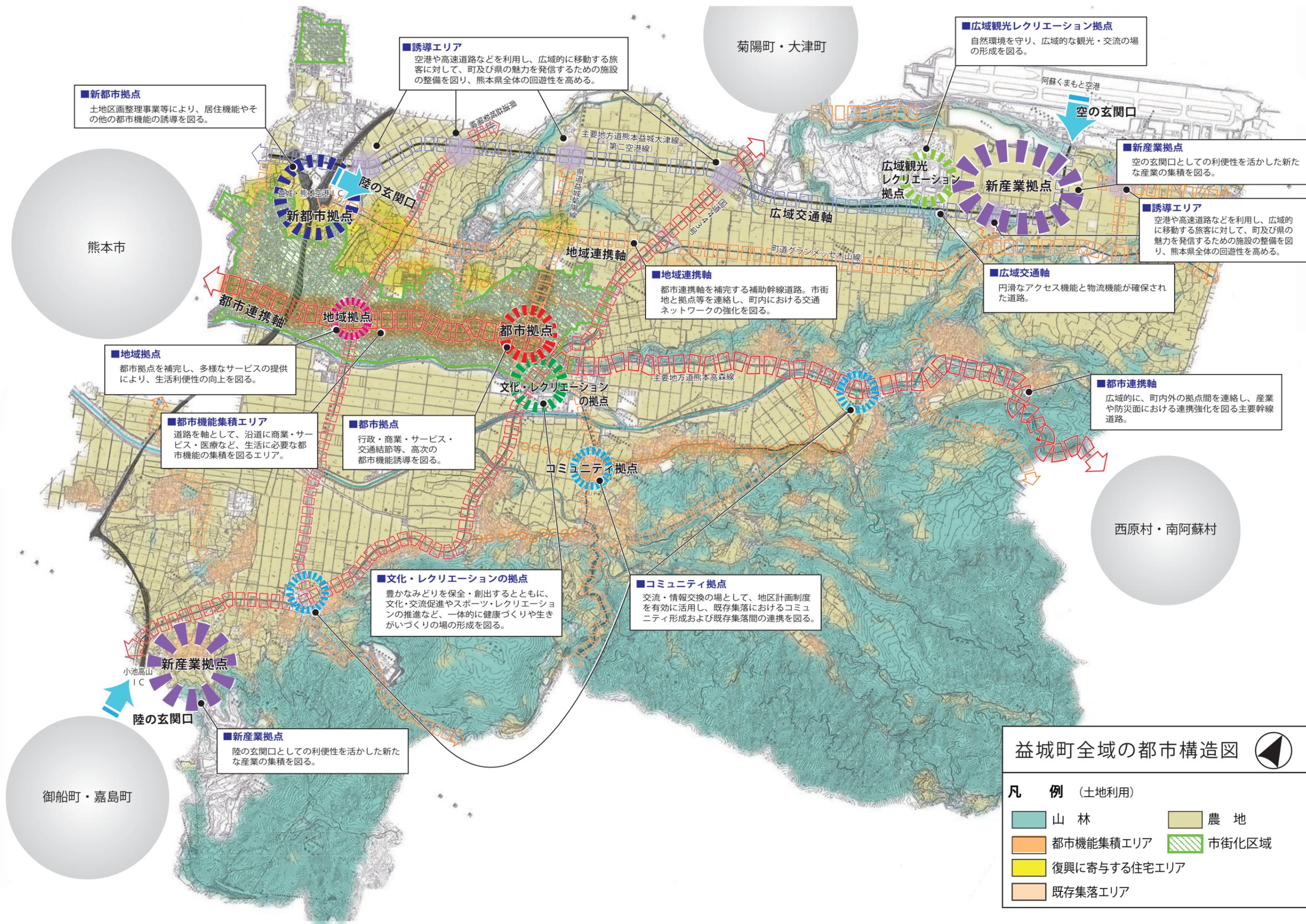
- ◆県道熊本高森線の沿道については、商業・医療・サービス等のエリアとし、都市機能の集積を図ります。
- ◆県道熊本高森線より南側の地域については、狭あい道路や内水氾濫の解消等を図りながら、安全で潤いある住宅エリアとします。
- ◆県道熊本高森線より北側の地域については、狭あい道路の解消等を図りながら、現地再建を進めていく住宅エリアとします。
- ◆市街地より北側の地域及びグランメッセ木山線沿道においては、復興に寄与する住宅や商業、サービス、防災・公共機能等を配置する新住宅エリアの整備を進めていきます。

なお、当該地域における整備を円滑に進めるために、被災市街地復興推進地域の指定を行います。

### （２）飯野・福田・津森地域

飯野・福田・津森地域においては、各校区の公民館分館や郵便局等が位置するエリアを中心として、地区計画制度を有効に活用し、コミュニティ拠点の整備を進めていきます。また、各拠点の連携を強化するため、これらを結ぶ道路についても整備を進めていきます。

居住地内の狭あい道路の解消や公園整備等も進めながら、特に今回の地震によって斜面の崩落等の危険性が增大した地区では、住民の意向を踏まえた居住地の移転等も行っています。



**■新都市拠点**  
土地区画整理事業等により、居住機能やその他の都市機能の誘導を図る。

**■誘導エリア**  
空港や高速道路などを利用し、広域的に移動する旅客に対して、町及び県の魅力を発信するための施設の整備を図り、熊本県全体の回遊性を高める。

**■広域観光レクリエーション拠点**  
自然環境を守り、広域的な観光・交流の場の形成を図る。

**■新産業拠点**  
空の玄関口としての利便性を活かした新たな産業の集積を図る。

**■誘導エリア**  
空港や高速道路などを利用し、広域的に移動する旅客に対して、町及び県の魅力を発信するための施設の整備を図り、熊本県全体の回遊性を高める。

**■地域連携軸**  
都市連携軸を補完する補助幹線道路。市街地と拠点等を連絡し、町内における交通ネットワークの強化を図る。

**■広域交通軸**  
円滑なアクセス機能と物流機能が確保された道路。

**■地域拠点**  
都市拠点を補完し、多様なサービスの提供により、生活利便性の向上を図る。

**■都市連携軸**  
広域的に、町内外の拠点間を連絡し、産業や防災面における連携強化を図る主要幹線道路。

**■都市機能集積エリア**  
道路を軸として、沿道に商業・サービス・医療など、生活に必要な都市機能の集積を図るエリア。

**■都市拠点**  
行政・商業・サービス・交通結節等、高次の都市機能誘導を図る。

**■文化・レクリエーションの拠点**  
豊かなみどりを保全・創出するとともに、文化・交流促進やスポーツ・レクリエーションの推進など、一体的に健康づくりや生きがいづくりの場の形成を図る。

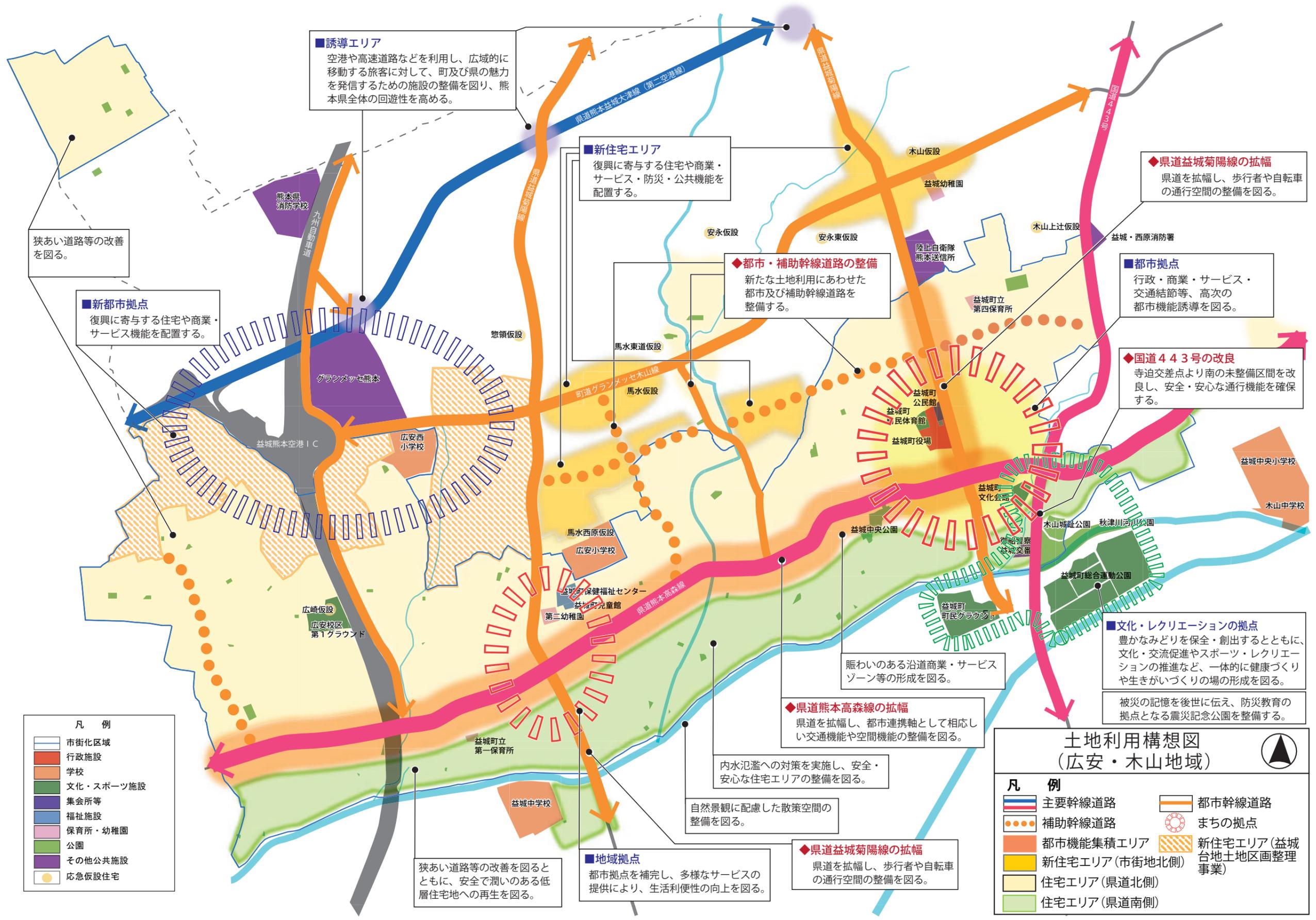
**■コミュニティ拠点**  
交流・情報交換の場として、地区計画制度を有効に活用し、既存集落におけるコミュニティ形成および既存集落間の連携を図る。

**■新産業拠点**  
陸の玄関口としての利便性を活かした新たな産業の集積を図る。

**益城町全域の都市構造図**

凡 例 (土地利用)

山林	農地
都市機能集積エリア	市街化区域
復興に寄与する住宅エリア	
既存集落エリア	



**■誘導エリア**  
 空港や高速道路などを利用し、広域的に移動する旅客に対して、町及び県の魅力を発信するための施設の整備を図り、熊本県全体の回遊性を高める。

**■新住宅エリア**  
 復興に寄与する住宅や商業・サービス・防災・公共機能を配置する。

**■新都市拠点**  
 復興に寄与する住宅や商業・サービス機能を配置する。

**◆都市・補助幹線道路の整備**  
 新たな土地利用にあわせた都市及び補助幹線道路を整備する。

**◆県道益城菊陽線の拡幅**  
 県道を拡幅し、歩行者や自転車の通行空間の整備を図る。

**■都市拠点**  
 行政・商業・サービス・交通結節等、高次の都市機能誘導を図る。

**◆国道443号の改良**  
 寺迫交差点より南の未整備区間を改良し、安全・安心な通行機能を確認する。

**■文化・レクリエーションの拠点**  
 豊かなみどりを保全・創出するとともに、文化・交流促進やスポーツ・レクリエーションの推進など、一体的に健康づくりや生きがいがづくりの場の形成を図る。  
 被災の記憶を後世に伝え、防災教育の拠点となる震災記念公園を整備する。

**◆県道熊本高森線の拡幅**  
 県道を拡幅し、都市連携軸として相応しい交通機能や空間機能の整備を図る。

内水氾濫への対策を実施し、安全・安心な住宅エリアの整備を図る。

自然景観に配慮した散策空間の整備を図る。

**◆県道益城菊陽線の拡幅**  
 県道を拡幅し、歩行者や自転車の通行空間の整備を図る。

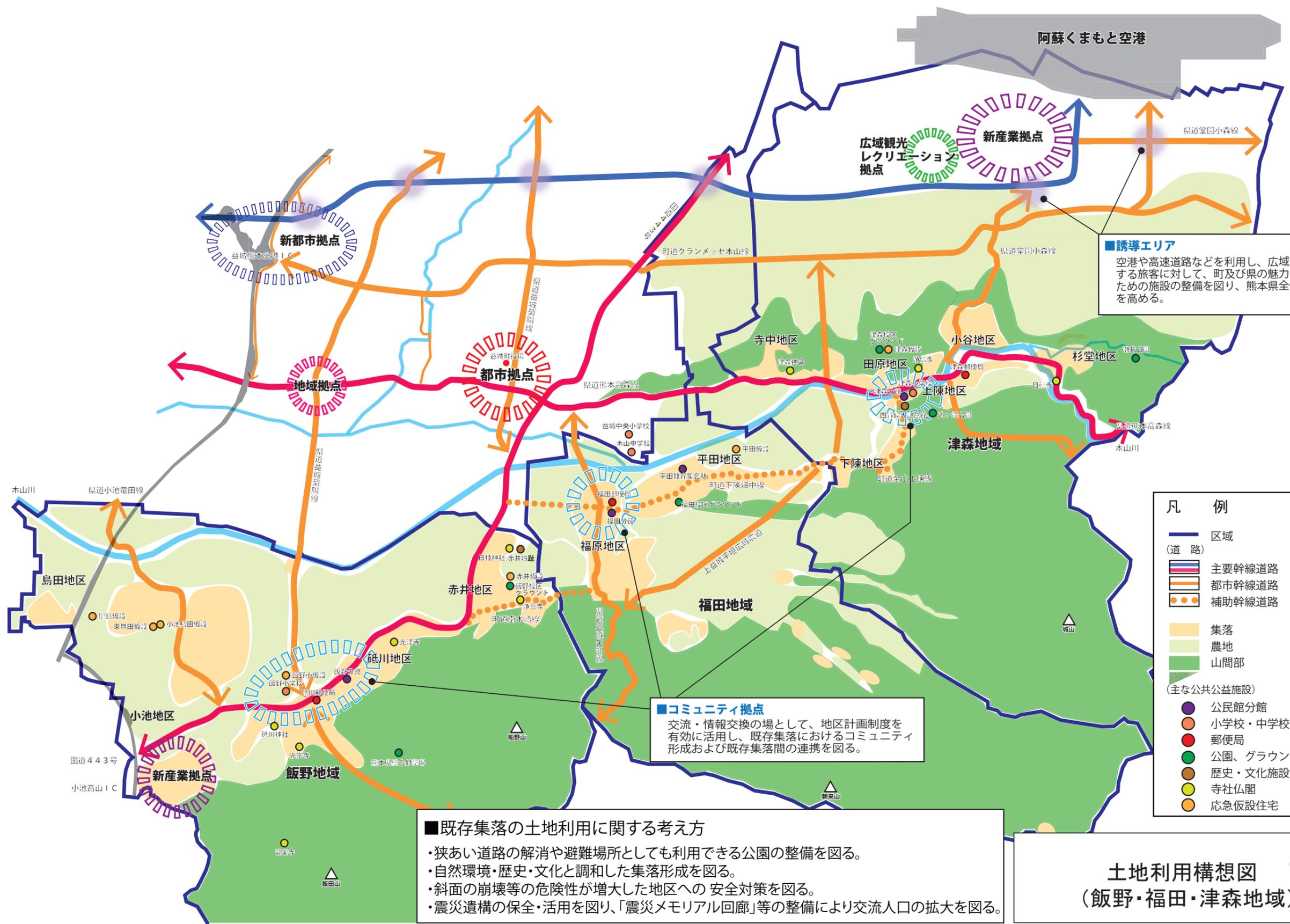
狭あい道路等の改善を図るとともに、安全で潤いのある低層住宅地への再生を図る。

**■地域拠点**  
 都市拠点を補完し、多様なサービスの提供により、生活利便性の向上を図る。

**土地利用構想図 (広安・木山地域)**

- 凡 例**
- 市街化区域
  - 行政施設
  - 学校
  - 文化・スポーツ施設
  - 集会所等
  - 福祉施設
  - 保育所・幼稚園
  - 公園
  - その他公共施設
  - 応急仮設住宅

- 凡 例**
- 主要幹線道路
  - 補助幹線道路
  - 都市機能集積エリア
  - 新住宅エリア(市街地北側)
  - 住宅エリア(県道北側)
  - 住宅エリア(県道南側)
  - 都市幹線道路
  - まちの拠点
  - 新住宅エリア(益城台地土地区画整理事業)



**■誘導エリア**  
 空港や高速道路などを利用し、広域的に移動する旅客に対して、町及び県の魅力を発信するための施設の整備を図り、熊本県全体の回遊性を高める。

**■コミュニティ拠点**  
 交流・情報交換の場として、地区計画制度を有効に活用し、既存集落におけるコミュニティ形成および既存集落間の連携を図る。

**■既存集落の土地利用に関する考え方**

- ・狭あい道路の解消や避難場所としても利用できる公園の整備を図る。
- ・自然環境・歴史・文化と調和した集落形成を図る。
- ・斜面の崩壊等の危険性が增大した地区への安全対策を図る。
- ・震災遺構の保全・活用を図り、「震災メモリアル回廊」等の整備により交流人口の拡大を図る。

**土地利用構想図**  
 (飯野・福田・津森地域)

- 凡 例**
- 区域 (道路)
  - 主要幹線道路
  - 都市幹線道路
  - 補助幹線道路
  - 集落
  - 農地
  - 山間部
  - (主な公共施設)
  - 公民館分館
  - 小学校・中学校
  - 郵便局
  - 公園、グラウンド
  - 歴史・文化施設
  - 寺社仏閣
  - 応急仮設住宅

## 第4章 復興に向けたシンボルプロジェクト

第3章で掲げた復興将来像「住み続けたいまち、次世代に継承したいまち」の実現に向けては広範な分野にわたる取組を進めていく必要があります。

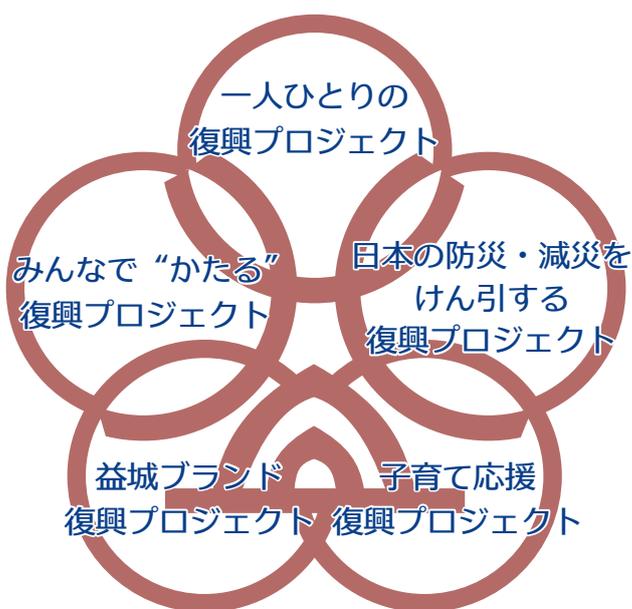
その復興に向けた取組を先導し、他の取組等への波及効果が期待される5つのプロジェクトを「シンボルプロジェクト」とします。

復興とは単に建物や道路などが元に戻るのではなく、住民一人ひとりが元の生活を取り戻し、再び元気になってこそ、成し遂げられるものです。本町として、被災者一人ひとりに寄り添い、一人も置き去りにすることなく、全員で復興を成し遂げるという決意を込め「一人ひとりの復興プロジェクト」を第一に掲げます。

「住み続けたいまち」の実現には、再び起こり得る災害に対して、災害に強い安全・安心なまちをつくっていくことが重要です。そのため防災・減災に対するさまざまな取組を「日本の防災・減災をけん引する復興プロジェクト」として掲げます。

次に、「次世代に継承したいまち」の実現には、本町の未来を担う子どもたちが健やかに成長するとともに、町として新たな魅力を創出し発信していくことが必要です。そのため子育て支援や新たな益城ブランドづくりに向けた取組を「子育て応援復興プロジェクト」及び「益城ブランド復興プロジェクト」として掲げます。

今後、本町が持続的な発展を遂げるには、住民の力が不可欠であり、「住み続けたいまち、次世代に継承したいまち」を後世に渡り実現していくためには、住民と町、関係機関が一体となった協働のまちづくりが必要です。そのため、全員で進めて行くさまざまな取り組みを「みんなで“かたる”復興プロジェクト」として掲げます。



※左の図は、5つのシンボルプロジェクトを町章になぞらえて配置したイメージ図です。

本町の町章は、益城町の「益」の字を図案化し、外側の5つの輪とつながらせ、昭和29年に行われた5か町村合併による益城町発展の意味を表しています。

この「シンボルプロジェクト」は、「復興の象徴（シンボル）」となるものです。それぞれのプロジェクトが幅広い分野を横断したのものとなることから、各事業との連携を図りつつ、住民、町・議会、国・県、大学、民間とで協働し、着実に展開していきます。

## 4. 1 一人ひとりの復興プロジェクト

### ○ 目的

被災者（住民・世帯）ごとに被災状況や生活再建に向けたプロセスが異なるため、住民一人ひとり・世帯一つひとつの状況や希望に寄り添い、在宅・仮設住宅・みなし仮設住宅等、それぞれの置かれた状況に応じて必要となる支援を丁寧に実施し続けることで、「一人ひとりの復興」の実現を目指します。

### ○ 実施内容

#### 1) 被災者の状況の把握

すべての被災者が復興を確実に実現できるよう、支援に向けた体制を整え、被災者を対象とした調査等により被害状況や復興に向けた意向を把握します。

- ◆ 生活再建に関する意向調査の実施
- ◆ 個別訪問による相談等の継続的な実施
- ◆ 被災者台帳の整備、活用 など

#### 2) 日常生活における支援

個別訪問や地域コミュニティ活動の形成支援などの取組により、被災者の日常生活を支援します。

- ◆ 生活相談支援員による見守り・生活相談の実施
- ◆ 仮設住宅・災害公営住宅等におけるコミュニティ形成支援及び呼びかけサロン活動の実施
- ◆ 健康づくり支援、健康相談の実施
- ◆ 子育てサークルの運営、子育て相談の実施 など

#### 3) 生活再建に向けた支援

被災者の恒久的な住まいの確保をはじめとした生活再建を支援します。

- ◆ 生活再建に向けた世帯ごとの個別支援計画の作成
- ◆ 自力での自宅再建への支援（宅地被害への対策、「くまもと型復興住宅」の普及促進、二重ローン対策、被災者向け住宅ローン等）
- ◆ みなし仮設住宅入居者等、一時的町外避難者への支援（震災以前・以後の地域コミュニティとの交流機会の確保、迅速な情報提供や支援体制の確保）
- ◆ 災害公営住宅や民間賃貸住宅への入居支援
- ◆ 生活再建に関する相談窓口の設置
- ◆ 就労支援 など

## ○ 災害公営住宅の整備にあたって

被災者が復興に向けて、今後の生活への展望が持てるよう、快適で安心できる良好な居住空間を備えた災害公営住宅を整備し、地域コミュニティ及び地域社会との連携並びに生活利便性、保健・医療・福祉等に配慮した、総合的なくらしやすさの実現を目指します。

### 1) 災害公営住宅及び周辺の整備

入居希望者のニーズや入居後のくらしやすさ・コミュニティ形成などに配慮した、安全・安心な災害公営住宅及び周辺の整備を行います。

#### ◆ 以下のような観点を踏まえた災害公営住宅の整備

- 周辺のまち並み・景観との調和
- ユニバーサルデザインの導入
- 災害時の安全確保（避難経路・避難スペース・防災備蓄スペース）
- 周辺地域に開かれた（周辺地域とのコミュニティに配慮した）建物の配置
- 集会所や共同菜園等のコミュニティを育む仕掛け、さまざまな世帯構成に応じた住戸供給
- 低炭素社会の実現に向けた再生可能エネルギーの導入 など

#### ◆ 災害公営住宅入居後の快適な生活のために必要となる環境の整備

- 歩いて行ける範囲への生活に必要な機能（商業施設等）の配置
- 住環境を整えるための公共交通の整備 など

### 2) 入居後の生活支援

少子高齢化や地域コミュニティの再生・維持に配慮し、災害公営住宅での生活を支援します。

- ◆ 保健・医療・福祉分野と連携した子育て支援、高齢者支援
- ◆ 子育て世帯から高齢者世帯まで多様な住民によるコミュニティ形成の支援（相互見守り、催しの企画・運営）

## ○ 実施時期

取り組む内容	復旧期 [H28-30]	再生期 [H31-34]	発展期 [H35-37]
1) 被災者の状況の把握	⇒	⇒	⇒
2) 日常生活における支援	⇒	⇒	⇒
3) 生活再建に向けた支援	⇒	⇒	⇒

※矢印は当該取組を実施する時期を指します。複数の期にわたって実施する事業のうち、特に重点的に取り組む時期を大きな矢印で示します。以下同様です。

## 4. 2 日本の防災・減災をけん引する復興プロジェクト

### ○ 目的

熊本地震の教訓を踏まえ、再び災害が起きたとしても被害を最小限に抑えることができるよう、住民と町、関係機関が協働して災害に強いまちづくりを推進します。

また、災害に強いまちづくりを実現させるためのさまざまな取組を通じ、全国の他地域との交流を深め、防災意識の高揚や各種取組を先導的に実施していくことで、我が国の安全・安心をけん引する「日本の防災・減災をけん引するまち」の実現を目指します。

### ○ 実施内容

#### 1) 全町をあげた防災意識の向上

災害発生時に自ら行動できるよう、全町をあげて防災意識の向上に取り組みます。

- ◆ 住民参加による防災・減災ワークショップの実施
- ◆ 地域における防災リーダーの育成
- ◆ 自主防災組織の構築
- ◆ 災害時支え合い制度の構築（災害時要援護者リストの整備）
- ◆ 県及び他自治体・団体等が実施する防災関連教育や訓練等への町職員・住民等の積極的な参加 など

#### 2) 全員参加の地域防災計画・行動計画

災害発生時に住民と町、関係機関それぞれが担うべき役割を果たすことができるよう、地域防災計画や行動計画を見直します。

- ◆ 住民と町、関係機関の役割を明確にした地域防災計画の大幅な見直し
- ◆ 自助、共助、公助による行動計画の策定（発災直後の避難誘導、安否確認、避難所運営等の役割分担）
- ◆ すべての住民が参加する実践的な防災訓練の実施 など

#### 3) 災害に対する備え

再び災害が起きた際に被害を最小限に抑えるために、災害に対する備えを行います。

- ◆ 身近な避難場所としての街区公園の整備
- ◆ 狭あい道路の解消による避難路の整備
- ◆ 災害に強い幹線道路ネットワークの構築（県道熊本高森線をはじめとする道路の整備）
- ◆ ハザードマップの見直し
- ◆ 大規模な災害時にも機能する防災拠点の整備（災害対策本部、物資・備蓄倉庫、車両基地、ヘリポート、貯水槽）
- ◆ 住宅等の耐震診断・改修への支援
- ◆ 災害時要援護者への支援体制の整備
- ◆ 災害時相互応援協定の締結
- ◆ 災害時情報伝達手段の確保・拡充
- ◆ 多言語対応の充実
- ◆ ペットとの同行避難など、個別の事情への対応 など

#### 4) 記憶の継承

熊本地震の経験・反省・教訓を風化させず、次世代に継承するために、記録の整理や震災遺構の保全、防災教育の充実を進めます。

- ◆ 災害アーカイブの整理（被災の記録、行動の記録）
- ◆ 震災記念公園の整備
- ◆ 震災メモリアル回廊の整備
- ◆ 防災教育の充実
- ◆ 語り部による記憶の継承 など

#### 5) 防災・減災を通じた日本全国との交流

他地域との交流を通じ、本町の経験や教訓を全国に伝え、日本全体の防災力向上に貢献するとともに、他地域の取組を学び、本町の防災力を更に高めます。

- ◆ 「全国防災会議（仮称）」の開催（全国における先進的な取組の共有）
- ◆ 全国の若い世代を中心とした学びの場（防災教育、理科教育等）の提供
- ◆ 防災活動の普及や他地域における活動への協力 など

#### 6) 災害に強く、協働の拠点となる庁舎の建設

震災の教訓を活かし、災害に強く、協働のまちづくりの拠点となる新庁舎を整備します。

- ◆ 災害時に防災拠点としての役割を担える機能の整備（庁舎の耐震・免震等による堅牢性の確保、備蓄・バックアップ機能の整備）
- ◆ 住民にやさしく、親しまれる機能の整備（ワンストップサービスを実現するためのデザインの導入、分かりやすい看板・誘導路の設置、ユニバーサルデザインの導入、快適なロビー空間の整備、スムーズに手続きや相談が行えるカウンターの配置、協働のまちづくりスペース）
- ◆ 効率的に業務が行える機能の整備（業務特性に応じた課配置、各課間のコミュニケーションが取りやすい配置）
- ◆ 環境負荷を低減するしくみの導入（再生可能エネルギーの積極的な活用）
- ◆ 周辺のまち並み・景観と調和した庁舎の建設 など

○ 実施時期

取り組む内容	復旧期 [H28-30]	再生期 [H31-34]	発展期 [H35-37]
1) 全町をあげた防災意識の向上	⇒	⇒	⇒
2) 全員参加の地域防災計画・行動計画	⇒	⇒	⇒
3) 災害に対する備え	⇒	⇒	⇒
4) 記憶の継承	⇒	⇒	⇒
5) 防災・減災を通じた日本全国との交流	⇒	⇒	⇒
6) 災害に強く、協働の拠点となる庁舎の建設	⇒	⇒	

## 4. 3 子育て応援復興プロジェクト

### ○ 目的

次世代を担う子どもたちの被災による心の痛みを最小化していくとともに、その成長を応援することで、親子ともに幸せを感じながら暮らせる町としての復興を目指します。

また、安心して子育てができる環境整備や、子育てにかかる負担の軽減等、全町的に子育て支援策を推進し、「子育て世代に選ばれる町」として、町の復興をけん引します。

### ○ 実施内容

#### 1) 被災した子育て世帯に対する支援

就学援助等の経済的負担の軽減や、子ども・親双方の心のケア等により、被災した子育て世帯の負担を最小限に抑えます。

- ◆ 被災状況に応じた就学援助（学校給食費の減免等）
- ◆ 中学3年生までの医療費無料化の継続
- ◆ 仮設住宅等での子育てサークルの開設
- ◆ 親同士のコミュニティの形成支援
- ◆ 被災した子どもの心のケア
- ◆ 仮設住宅等での子どもの遊び場の確保
- ◆ 被災した子育て世帯の就労支援 など

#### 2) 子育てと仕事の両立支援

子育てと仕事の両立に向け、ワークライフバランスの取れた職場環境づくり等を推進します。

- ◆ 育休取得啓発キャンペーンの推進
- ◆ 企業主導型保育事業の推進
- ◆ 出産等により離職した人等の円滑な職場復帰への支援（復職に向けた講座の実施）  
など

#### 3) 子育てのための生活環境の整備

被災した保育施設等の早期復旧を図るとともに、子育てに配慮した生活環境の整備を更に進めます。

- ◆ 保育施設・学校教育施設等の早期復旧
- ◆ 学校給食センターの早期復旧
- ◆ 子育て世帯に配慮した公共施設の整備（子どもが遊べる公園の整備等）
- ◆ 子どもの交通安全の確保（歩道の整備、交通安全に関する取組の推進等）
- ◆ 子どもを犯罪から守る取組の推進（こどもひなんの家の整備、見守りパトロールの推進）
- ◆ ワンストップ拠点（子育て世代包括支援センター）の立ち上げによる、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援の実施 など

○ 実施時期

取り組む内容	復旧期 [H28-30]	再生期 [H31-34]	発展期 [H35-37]
1) 被災した子育て世帯に対する支援	⇒	⇒	⇒
2) 子育てと仕事の両立支援	⇒	⇒	⇒
3) 子育てのための生活環境の整備	⇒	⇒	⇒

## 4. 4 益城ブランド復興プロジェクト

### ○ 目的

町全体で本町の魅力を高め、創出し、全国に発信していくことで、本町のブランド力を高め、誘致企業や観光客の増加を目指します。

### ○ 実施内容

#### 1) 益城町の魅力の再発見

本町の魅力を再発見し、それを誇りに思えるよう、町全体で浸透を図っていきます。

- ◆ 自然・歴史・文化に関する学習イベントの開催（住民講座、「ましき文化財ウォーク（仮称）」など）
- ◆ 児童・生徒への自然・歴史・文化に関する学習機会の提供
- ◆ 町内外からのさまざまな人や企業等が参加するワークショップの開催
- ◆ 図書館（郷土資料）の充実 など

#### 2) 新たな益城町の魅力の創出

本町の魅力につながるイベントの開催や物産の生産等を進めます。

- ◆ イベントの企画・運営
- ◆ 歴史・文化遺産（有形・無形）の再整備
- ◆ 町の魅力となるような農産品の生産・加工・販売
- ◆ 自然環境を活かした公園等の整備 など

#### 3) 益城町の魅力の発信

本町の魅力を、町全体で外部に発信していきます。

- ◆ 特産品体験イベント（マルシェ）の開催
- ◆ 本町PRイベントの開催
- ◆ 物産イベントへの出展
- ◆ 空港や物産館等での情報発信
- ◆ 「益城町応援隊（仮称）」によるPR活動推進
- ◆ 企業交流イベントの実施
- ◆ SNSを活用した情報発信
- ◆ 庁内タウンセールスチームの設置
- ◆ 熊本・益城にゆかりのある著名人との協働 など

#### 4) 地震を題材とした情報発信

地震を通して益城町の知名度が上がったことを踏まえ、交流人口を増やすための情報発信を進めます。

- ◆ 震災記念公園の整備（再掲）
- ◆ 震災メモリアル回廊の整備（再掲）
- ◆ 全国の若い世代を中心とした学びの場（防災教育、理科教育等）の提供（再掲） など

## 5) 本町訪問客等の受け入れ

本町への訪問客や誘致企業などを円滑に受け入れられる場所やしくみを整備します。

- ◆ 物産館の整備
- ◆ 賑わいのある商店街の整備
- ◆ 産業団地の整備
- ◆ ふるさと納税プラットフォームの充実 など

## ○ 実施時期

取り組む内容	復旧期 [H28-30]	再生期 [H31-34]	発展期 [H35-37]
1) 益城町の魅力の再発見	⇒	⇒	⇒
2) 新たな益城町の魅力の創出	⇒	⇒	⇒
3) 益城町の魅力の発信	⇒	⇒	⇒
4) 地震を題材とした情報発信	⇒	⇒	⇒
5) 本町訪問客等の受け入れ	⇒	⇒	⇒

## 4.5 みんなで“かたる”復興プロジェクト

### ○ 目的

住民が町や大学、民間等と連携して復旧・復興に取り組み、復興の主体としてまちづくりに参画する仕組みを構築します。

全町的に活動の「わ（輪・和・話）」が広がり、住民のまちへの誇りと愛着が生まれ、協働の文化として継承されていくことを目指します。

### ○ 実施内容

#### 1) 協働の「場」づくり

住民・町・大学・民間等が互いに連携し、活動を行っていくための協働の「場」（会議体、イベント、活動拠点等）を整備します。

- ◆ 町内外の各種団体と復旧・復興に向けて定期的に意見交換する「場」の整備
- ◆ 「益城町未来トーク」等により次世代を担う若者が全町的にまちづくりに参画する「場」の整備
- ◆ まちづくり協議会等の地域の課題を解決していくための「場」の整備
- ◆ ましきラボによる行政と住民をつなぐ「場」の整備 など

#### 2) 協働のテーマづくり

「協働」のまちづくりを推進していくために、住民一人ひとりが身近な町の課題に関わり、解決していく活動に取り組みます。

- ◆ みんなの公園づくり
- ◆ みんなの地域まちづくり計画の策定
- ◆ みんなの環境美化活動
- ◆ みんなの健康づくり
- ◆ みんなのイベント企画・運営 など

例：「みんなの公園づくり」

- ① 住民主導によりワークショップを開催し、「自分たちの公園」という意識を醸成しながら、公園の整備計画（施設や設備など）を策定します。計画の策定にあたっては、親子ワークショップやアンケート、ヒアリング等を実施し、さまざまな世代の意見を広く募ります。
- ② 町主導で公園の整備を行います。整備にあたって住民が参加できるものについては、住民が自ら行います。
- ③ 公園整備後は、住民が主体となって美化活動等を行います。
- ④ 住民と商工会やNPO等が連携し、公園で朝市やバザーなどのイベントを開催・運営することで、にぎわいや活気を創出します。

### 3) 協働による復旧・復興の推進を支援するしくみの整備

住民が主体となって復旧・復興の取組を進めるために、必要な知識や経験を大学や専門家等が提供するしくみを整備します。

- ◆ 住民と行政の連携による「益城町復興塾（仮称）」の企画・運営
- ◆ 協働の「場」への専門員派遣制度の整備
- ◆ 議論や取組を円滑に進めるためのファシリテーターの派遣 など

### 4) 活動を全町に展開していくためのしかけづくり

それぞれの活動や経験を住民、町、関係機関とで共有し、広めていくことで、さらなる協働の展開を図り、継続的な活動につなげます。

- ◆ 取組の広報誌への定期的な掲載等、町内外への情報発信
- ◆ 益城町の将来を担う「益城町震災復興サポーター（仮称）」の育成
- ◆ 「益城の復興をみんなでかたる会（仮称）」（各団体による活動状況や課題をかたる会議）の開催 など

## ○ 実施時期

取り組む内容	復旧期 [H28-30]	再生期 [H31-34]	発展期 [H35-37]
1) 協働の「場」づくり	⇒	⇒	⇒
2) 協働のテーマづくり	⇒	⇒	⇒
3) 協働による復旧・復興の推進を支援するしくみの整備	⇒	⇒	⇒
4) 活動を全町に展開していくためのしかけづくり	⇒	⇒	⇒

※本計画では、「かたる」という言葉を、「みんなで話し合う」という意味と「仲間に入る」という意味の両方を兼ねて使っています。

## 第5章 復興に向けた分野別取組

### ○ 復興に向けた取組の方向性

復興計画においては、本町の復興将来像の実現のため、総合計画で掲げている8つの重点施策（取り組む分野）に基づき、今回の震災により新たに発生した課題や改めて見直すべき課題を踏まえ、復興に向けた方向性や取組を整理しました。

「生活環境の整備」、「保健・医療・福祉の充実」、「教育・文化の向上」については、住民の生活に直結する内容を中心に取り組んでいきます。

「新たな都市基盤の整備」については、幹線道路ネットワークの整備や安全・安心な住宅エリアの整備、防災機能を備えた公園の整備など、まちづくりの基盤に関する内容を中心に取り組んでいきます。

「産業振興」については、農業・工業・商業の復興や観光の振興、就労・創業など、まちの産業や仕事に関する内容を中心に取り組んでいきます。

また、「復興に向けた取組を支える基盤」として、「協働のまちづくり」や「積極的な情報の発信」、「行財政基盤の確保」に関する取組もあわせて進めていくものとします。

# 復興に向けた取組の方向性

## 【復興将来像】

### 住み続けたいまち、次世代に継承したいまち

#### 取り組む分野

生活環境の整備	保健・医療・福祉の充実	教育・文化の向上	新たな都市基盤の整備	産業の振興
<p>a. 安全・安心な住環境を早期に実現するために、住宅の応急修理や災害公営住宅の整備、宅地復旧の支援等、恒久的な住まいの確保を支援する</p> <p>b. ハード面・ソフト面双方において、地震や台風といった自然災害への対策を進める</p> <p>c. 誰にもやさしく、安全・安心な交通環境を整備する</p>	<p>a. すべての被災者が早期に生活を再建できるよう、それぞれの事情やニーズを踏まえた支援を行う</p> <p>b. 高齢者、障がい者、子育て世帯が元気に安心して生活できるよう支援する</p>	<p>a. 未来の益城町を担う世代を育てるために、学校教育を充実させる</p> <p>b. 住民の誰もがいきいきと生活できるよう、生涯学習を充実させる</p> <p>c. 住民が益城町に誇り・愛着を感じるよう、自然・文化・歴史・スポーツを学び、楽しむ環境を充実させる</p> <p>d. 防災意識の高揚を図り、次の世代へと伝承していく</p>	<p>a. 安全・安心な住宅エリアの整備を進める</p> <p>b. 幹線道路ネットワークの整備を進める</p> <p>c. 都市拠点や地域拠点の整備を進める</p> <p>d. 防災機能を備えた公園の整備を進める</p> <p>e. コミュニティ拠点の整備を進める</p> <p>f. 拠点を結ぶ道路の整備を進める</p>	<p>a. 震災前の産業の状態を取り戻す活動を緊急的に進める</p> <p>b. 産業の発展に向けて必要な準備、取組を進める</p> <p>c. 産業としての魅力、活力を顕在化させる取組を進める</p> <p>d. 町の新たな魅力を発掘し、その魅力を町内外に発信することにより、交流促進・産業振興につなげる</p>

#### 取組を支える基盤

##### 協働のまちづくりの推進

- a. 地域住民組織を支援し、互いに支え合う新たな公共サービスの形を構築する
- b. 町内外関係機関との連携を深め、町の体制の強化を図る
- c. 協働のまちづくりを地域防災力の強化へつなげる

##### 積極的な情報の発信

- a. 住民一人ひとりに、丁寧に、確実に情報を届ける
- b. 震災の記憶を風化させないために、全国へ益城町の情報を発信し続ける

##### 行財政基盤の確保

- a. 住民ニーズに呼应したさまざまな支援や制度を活用することで、きめ細やかなサービスを実現する
- b. 庁内及び関係機関との情報共有、連携を図る
- c. 発災後の対応を検証し、教訓を今後の体制づくりに活かす
- d. 財政破綻を引き起こさないよう、復興事業に優先順位をつけ、着実に実施していく

## 5. 1 生活環境の整備

今回の甚大な被害により、多くの住民の方々の「住まい」や「仕事」といった生活基盤が失われました。住み慣れた場所を離れざるを得ず、不便な生活を強いられている方も多くおられます。

このような状況を踏まえ、生活環境の整備を最重要課題として、1日も早く被災者の生活再建を果たすために、恒久的な住まいの確保、自然災害に強いまちづくり、安全・安心・便利な交通環境の実現を進めます。

### 目標

- ◆ 安心して、安全に暮らすことができている
- ◆ 自然災害による被害を最小限度に抑えられている
- ◆ 安全・安心・便利に町内を移動できるようになっている

### 〈取組の方向性〉

- a. 安全・安心な住環境を早期に実現するために、住宅の応急修理や災害公営住宅の整備、宅地復旧の支援等、恒久的な住まいの確保を支援する
- b. ハード面・ソフト面双方において、地震や台風といった自然災害への対策を進める
- c. 誰にもやさしく、安全・安心な交通環境を整備する

### 〈主な取組〉

- 災害公営住宅の整備、宅地復旧の支援
- 断層・地質調査を踏まえた安全対策の実施
- 地域防災計画の見直し
- 災害時行動マニュアルの整備
- 防犯灯復旧の支援
- 仮設住宅・災害公営住宅等を結ぶ公共交通機関の整備

### 現状

- ✓ 町内の98%以上の建物が被害を受けた
- ✓ 地盤の変動等に伴い、自然災害が発生した際に被害が拡大する危険性が増している
- ✓ 町内の道路・街灯が被災し、交通の危険性が増している

<取組の方向性>

- a) 安全・安心な住環境を早期に実現するために、住宅の応急修理や災害公営住宅の整備、宅地復旧の支援等、恒久的な住まいの確保を支援する

No.	取組名	ねらい・内容	協働主体	実施時期		
				復旧期 [H28-30]	再生期 [H31-34]	発展期 [H35-37]
a①	断層・地質調査を踏まえた安全対策の検討	国が実施する地質調査をもとに、被害拡大要因の分析及び今後の安全対策の検討を進める。	国 県 町	⇒		
a②	公費解体の迅速な推進	損壊家屋の解体を平成29年度末までに完了させる。また、災害廃棄物処理が迅速かつ適切に行われるよう、アスベスト対策や仮置場の管理運営等を適切に進める。	国 県 町	⇒		
a③	宅地復旧の支援	被災宅地の復旧を推進するため、国・県に対し制度の創設・拡充を要請し、支援を実施する。	国 県 町	⇒		
a④	町営住宅の復旧	被災した町営住宅を早期に復旧する。	町	⇒		
a⑤	災害公営住宅の整備	被災者の恒久的な住まいを確保するため、地域特性や新しいコミュニティ形成、高齢者・障がい者等に配慮した災害公営住宅の建設に取り組む。	国 県 町	⇒⇒	⇒	
a⑥	住宅耐震化支援	現在の耐震基準を満たしていない住宅等の耐震診断や耐震補強への支援を行う。	町 住民	⇒	⇒	

b) ハード面・ソフト面双方において、地震や台風といった自然災害への対策を進める

No.	取組名	ねらい・内容	協働主体	実施時期		
				復旧期 [H28-30]	再生期 [H31-34]	発展期 [H35-37]
b①	防災行政無線・有線放送の復旧	震災によって被害を受けた防災行政無線・有線放送を早急に復旧させ、避難勧告・避難指示を含む防災情報を、住民に迅速かつ確実に周知伝達する環境を整備する。	町 住民	⇒		
b②	防災機能を備えた公園の整備	住民の潤いある生活の確保や町全体の防災機能の強化を目的に、公園の整備を行う。	町 住民	⇒	⇒	⇒
b③	熊本地震の検証による防災計画の見直し	今回の地震を踏まえ、防災体制及び地域災害対応を検証し防災計画の見直しを行う。	町	⇒		
b④	災害時行動マニュアルの整備	地震、台風など大規模災害が発生した際の行動マニュアルを整備し、町内への浸透を図る。	住民 町 団体	⇒		
b⑤	ハザードマップの更新	地震に伴う地形や地盤の変化等を踏まえ、ハザードマップの更新を行う。	町 住民	⇒		
b⑥	消防詰所の復旧支援	地域の防災拠点である消防詰所の復旧・改修を支援する。	町 住民	⇒		
b⑦	水路等の復旧	震災により破損している水路等の復旧を行う。	町	⇒		

c) 誰にもやさしく、安全・安心な交通環境を整備する

No.	取組名	ねらい・内容	協働主体	実施時期		
				復旧期 [H28-30]	再生期 [H31-34]	発展期 [H35-37]
c①	防犯灯の復旧	夜間でも安心して通行できるよう、各団体と連携して、防犯灯を復旧する。	町 住民	⇒		
c②	カーブミラー等の補修	交通上の安全性を確保するために、カーブミラー等を復旧する。	町 住民	⇒		
c③	歩道の整備	歩行者(特に児童・生徒や高齢者)を交通事故の危険から守るために、通学路における歩道を優先的に整備する。	県 町	⇒	⇒	⇒
c④	路線バスの早期再開	既存の路線バスの早期運行再開を図る。	町 民間	⇒		
c⑤	新たな交通手段の確保	町内の各拠点を循環するコミュニティバスの導入など、新しいまちづくりに対応した交通手段の確保に取り組む。	町 民間	⇒	⇒	
c⑥	熊本市電の益城方面への延伸働きかけ	益城町内への市電延長を熊本市等の関係各機関に働きかける。	町	⇒	⇒	⇒

## 5. 2 保健・医療・福祉の充実

たび重なる地震や生活環境の変化により、多くの住民の心身の健康に影響が及びました。

被災者がいきいきとした健やかな生活を取り戻すため、それぞれに置かれた状況・事情が違いうことに配慮し、一人ひとりに寄り添ったきめ細かい支援に取り組みます。

特に高齢者、障がい者等に対しては、見守りや生活支援、地域交流等を総合的に支援する体制を構築し、自立再建への道筋が立てられるよう支援していきます。

また、地域、団体、住民の全てが一体となって、子育てにやさしいまちづくりを総合的に進めます。

- 目標**
- ◆ 元の穏やかな生活を取り戻している
  - ◆ 高齢者、障がい者が健康に生活できている
  - ◆ 子どもたちが伸び伸びと、元気に生活できている

### 〈取組の方向性〉

- すべての被災者が早期に生活を再建できるよう、それぞれの事情やニーズを踏まえた支援を行う
- 高齢者、障がい者、子育て世帯が元気に安心して生活できるよう支援する

### 〈主な取組〉

- 被災者台帳のデータベース化
- 在宅避難・仮設住宅・みなし仮設住宅入居者への支援（地域支え合いセンターによる活動）
- 福祉仮設住宅の整備
- 子育て世帯の交流・子どもの遊び場の環境整備

### 現状

- ✓地震によって生活環境が大きく変わり、心身ともに穏やかな生活を送るのが難しくなっている
- ✓高齢者や障がい者を中心に、生活環境の大きな変化を余儀なくされたことで健康が脅かされている
- ✓たび重なる地震による精神的不安や、保育施設や遊び場の喪失により、子どもたちもストレスを溜めている

<取組の方向性>

- a) すべての被災者が早期に生活を再建できるよう、それぞれの事情やニーズを踏まえた支援を行う

No.	取組名	ねらい・内容	協働主体	実施時期		
				復旧期 [H28-30]	再生期 [H31-34]	発展期 [H35-37]
a①	生活再建 相談窓口の 設置	被災者の生活再建支援に関する相談 窓口を設置する。	町	⇒		
a②	被災者台帳 のデータ ベース化	被災状況、各種補助制度等への申請 有無、申請に対する町の対応状況、 仮設入居有無、転校有無等の情報等 を紐づけた台帳の整備及び一元管理 により、組織横断的に被災者を支援 する体制を整える。	町	⇒		
a③	義援金の 配分	被災者の生活再建のために、義援金 を幅広く配分する。	町	⇒		
a④	在宅・仮設 住宅・みな し仮設住宅 での支援 (地域支え 合いセン ター等)	在宅、仮設住宅、みなし仮設住宅等 での安心した日常生活を支えるた め、見守り、生活支援、地域交流等 の総合的な支援を行い、自立再建へ の道筋を立てる。	町 住民 社協 大学 民間	⇒		
a⑤	健康維持・ 増進	被災者の健康状態や生活習慣を把握 し、必要に応じて関係機関、団体と 連携しながら支援を行う。	町 関係団体	⇒	⇒	⇒
a⑥	心のケアの 推進	関係機関と連携し、被災者の心のケ アを推進する。	県 町 関係団体	⇒⇒	⇒	⇒
a⑦	食生活の 改善	食生活改善推進員協議会等との連携 により、被災者のライフスタイルに 応じた食生活ができるよう取組を進 める。	町 関係団体	⇒	⇒	⇒

b) 高齢者、障がい者、子育て世帯が元気に安心して生活できるよう支援する

No.	取組名	ねらい・内容	協働主体	実施時期		
				復旧期 [H28-30]	再生期 [H31-34]	発展期 [H35-37]
b①	保健・福祉施設等の早期復旧	保健福祉センターや保育所等の福祉施設を早期に復旧する。	町 民間	⇒		
b②	高齢者の健康づくり支援	地域サロン事業、介護予防事業の早期再開を図り、高齢者の健康づくりを支援する。	町 社協 住民	⇒		
b③	高齢者を地域で支える体制づくりの推進	高齢者が安心して過ごせるよう、関係機関・関係団体等と連携しながら住民の自主的な福祉活動の支援を行う。	町 社協 福祉団体 住民	⇒⇒	⇒	⇒
b④	親子の心のケア	心のケアが必要な子どもとその親に対して、関係機関と連携しながら支援を行う。	県 町 福祉団体	⇒⇒	⇒	⇒
b⑤	子育て世帯の交流促進	情報交換や育児相談ができる場を設けることで、親同士の交流を促進する。	町	⇒	⇒	
b⑥	子どもの遊び場の創出	公園や児童館等の子どもが元気に遊べる環境を整える。	町	⇒⇒	⇒	⇒
b⑦	放課後児童クラブの増設	小学校における放課後児童クラブの増設を通して、児童の受け入れを充実させる。	町	⇒		
b⑧	福祉仮設住宅の支援	車椅子利用者等の障がいがある被災者に安心した住まいを提供するため、ユニバーサルデザインに対応した福祉仮設住宅を建設する。	県 町	⇒		
b⑨	福祉避難所との協働による要配慮者への支援強化	大規模な災害への備えとして、指定福祉避難所との連携をより充実させるとともに、福祉避難所の確保に努める。	町 民間 福祉団体	⇒⇒	⇒	⇒

### 5.3 教育・文化の向上

今回の地震により、学校教育施設や社会教育施設も大きな被害を受けました。子どもたちが安全・安心に学ぶことができる環境を取り戻すための取組を進め、本町の子どもたちが町に誇りや愛着を持ち、町の将来を担う人材になることを目指します。

また、地域コミュニティ活動の拠点である自治公民館や、地域住民の心のよりどころである文化財等も被災したことから、これらの施設等の復旧支援を進めます。

地震の凄まじさと脅威を忘れず、地震に備える大切さを後世にも伝承していくため、震災遺構の保全や防災教育の充実を図っていきます。

#### 目標

- ◆ 益城町に誇り・愛着を持った子どもたちが、町の将来を担っている
- ◆ 住民の誰もが、益城町に誇り・愛着を感じている
- ◆ 住民が生きがいを持って楽しく暮らしている
- ◆ 今回の震災を教訓とし、全住民の防災意識が高まっている

#### 〈取組の方向性〉

- a. 未来の益城町を担う世代を育てるために、学校教育を充実させる
- b. 住民の誰もがいきいきと生活できるよう、生涯学習を充実させる
- c. 住民が益城町に誇り・愛着を感じるよう、自然・文化・歴史・スポーツを学び、楽しむ環境を充実させる
- d. 防災意識の高揚を図り、次の世代へと伝承していく

#### 〈主な取組〉

- 学校教育施設や社会教育施設の早期復旧
- 学校給食センターの復旧及び防災機能の付与
- 地域コミュニティの中核としての役割を担ってきた自治公民館・文化財等の復旧支援
- 震災メモリアル回廊の整備と防災教育の充実

#### 現状

- ✓ 学校教育施設や社会教育施設が被災し、十分な教育環境が整っていない
- ✓ 児童生徒の心身の健全な発展に寄与する学校給食センターが被災した
- ✓ 地域の一体感を醸成してきた催しが中断されている
- ✓ 歴史や伝統の象徴である文化財の多くが被災した
- ✓ 断層があることは知っていたが、これだけ大規模な地震が発生するとは思っておらず、十分な備えがない状態で被災した

<取組の方向性>

a) 未来の益城町を担う世代を育てるために、学校教育を充実させる

No.	取組名	ねらい・内容	協働主体	実施時期		
				復旧期 [H28-30]	再生期 [H31-34]	発展期 [H35-37]
a①	学校教育施設の復旧	児童・生徒の安全な学校活動のため、被災した学校教育施設を早期に復旧するとともに、防災機能を強化する。	町	⇒		
a②	学校給食センターの復旧及び防災機能の付与	現在休止中の学校給食センターの復旧にあたり、適正な立地場所の選定や防災機能の強化を進める。	国 県 町 民間	⇒⇒	⇒	
a③	児童・生徒の安全確保	安心して学校生活を送るため、避難経路の見直しや再整備、学校の危機管理マニュアルの見直しを継続的に実施する。	町 学校	⇒	⇒	⇒
a④	学校における防災教育の充実	防災教育の視点に基づき、児童・生徒の「災害対応能力」を身につける教育を実施する。	町 学校	⇒	⇒	⇒

b) 住民の誰もがいきいきと生活できるよう、生涯学習を充実させる

No.	取組名	ねらい・内容	協働主体	実施時期		
				復旧期 [H28-30]	再生期 [H31-34]	発展期 [H35-37]
b①	社会教育施設の早期復旧	生涯学習関連事業の早期再開にあたり、活動拠点となる施設等を早期に復旧する。	町 住民	⇒		
b②	生涯学習事業の早期再開	中止している生涯学習関連事業（スポーツ行事・公民館講座等）を早期に再開する。	町 住民	⇒		

c) 住民が益城町に誇り・愛着を感じるよう、自然・文化・歴史・スポーツを学び、楽しむ環境を充実させる

No.	取組名	ねらい・内容	協働主体	実施時期		
				復旧期 [H28-30]	再生期 [H31-34]	発展期 [H35-37]
c①	活断層との共存	大地の歴史やメカニズムを学び、活断層（自然）との共存について理解を深める機会を創出する。	町 大学 民間	⇒	⇒	⇒
c②	文化・スポーツ・レクリエーション施設の復旧	総合体育館をはじめとする文化・スポーツ・レクリエーション施設を早期に復旧する。	町	⇒	⇒	
c③	文化財等の復旧支援	地域コミュニティの中核をなす文化財（未指定文化財を含む）の復旧を支援する。	町 住民	⇒	⇒	⇒
c④	地域を題材とした生涯学習の推進	小中学校へのコーディネーターの配置や、益城ふるさとかるたの普及促進等を通して、町全体及び各校区の文化・歴史・伝統を住民（特に子どもたち）が学ぶ機会を設ける。	町 学校 住民	⇒	⇒	⇒
c⑤	地域資源の創出及び理解・愛着の醸成	潜在的な町の魅力を再認識する取組を進め、新たな地域資源を創出するとともに、地域への理解や愛着を深める。	町 住民	⇒	⇒	⇒

d) 防災意識の高揚を図り、次の世代へと伝承していく

No.	取組名	ねらい・内容	協働主体	実施時期		
				復旧期 [H28-30]	再生期 [H31-34]	発展期 [H35-37]
d① (再掲)	学校における防災教育の充実	防災教育の視点に基づき、児童・生徒の「災害対応能力」を身につける教育を実施する。	町 学校	⇒	⇒	⇒
d②	震災記録の後世への伝承	被災体験や教訓を生かすために、災害の記録に係る資料を収集・保存し、町内外に広く発信することで震災の記憶を後世に伝承する。	町 民間 大学 住民	⇒⇒	⇒	⇒
d③	震災記念公園の整備	震災の記憶を後世に伝えるため、震災記念公園の整備を図る。	県 町 大学 住民	⇒	⇒	⇒
d④	震災メモリアル回廊の整備	他自治体と連携し、震災記念公園や震災遺構といった各拠点を結びつけ、地域全体を震災の記憶伝承の場として捉える「メモリアル回廊」の整備を図る。	国 県 町 他自治体 大学 住民 民間 関連団体	⇒	⇒	⇒

## 5. 4 新たな都市基盤の整備

今回の地震によって、防災の拠点である役場庁舎をはじめ、多くの公共施設や、道路、上下水道等のインフラに甚大な被害が生じました。今回の震災を教訓として、大規模な災害に強いまちの実現に向け、災害時にも機能を発揮する幹線道路ネットワーク、安全・安心な住宅エリア、日常生活や産業振興に資する拠点、防災機能を備えた公園等の整備を進めていきます。また、地震の影響により、内水氾濫や斜面の崩壊等、二次災害の危険が増大しており、喫緊の課題として対策を進めていきます。

### 目標

- ◆ 自然災害による被害を最小限に抑える都市構造へと転換されている
- ◆ 安全性・利便性に配慮した幹線道路ネットワークが構築されている
- ◆ 安全・安心・便利な住環境が整備されている
- ◆ 暮らしと産業を支え、復興をけん引する拠点が整備されている
- ◆ 住民の文化的な生活と防災・減災に寄与する公園が整備されている
- ◆ 地域コミュニティが保たれ、拠点間の道路ネットワークが整備されている

### 〈取組の方向性〉

- a. 安全・安心な住宅エリアの整備を進める
- b. 幹線道路ネットワークの整備を進める
- c. 都市拠点や地域拠点の整備を進める
- d. 防災機能を備えた公園の整備を進める
- e. コミュニティ拠点の整備を進める
- f. 拠点を結ぶ道路の整備を進める

### 〈主な取組〉

- 二次災害を防ぐための内水氾濫防止対策
- 擁壁をはじめとする宅地の復旧
- 災害に強い幹線道路ネットワークの整備
- 新たな都市構造に応じた拠点の整備
- 商業機能やサービス機能がある新たな住宅エリアの整備
- 狭あい道路を解消し、公園が配置された住宅エリアの整備
- 円滑な復興を図るための被災市街地復興推進地域の指定
- 防災機能を有した大規模な公園の整備
- 集落での生活利便性を向上させる拠点や道路の整備

### 現状

- ✓ 地震により、内水氾濫や斜面崩壊など二次災害の危険が増大した
- ✓ 幹線道路の不足や幅員の狭さ、歩道の狭さにより、災害時に十分に機能を発揮できない
- ✓ 密集市街地、狭あい道路、耐震性の低い擁壁、公園の不足等の課題を抱えた住宅地がある
- ✓ 高速道路や空港を利用する観光客等を市街地へ誘導する仕組みがない
- ✓ 規模の大きい公園や広域的な防災機能を有する公園がない
- ✓ 今回の震災により集落の過疎化が加速する可能性が高まっている

<取組の方向性>

a) 安全・安心な住宅エリアの整備を進める

No.	取組名	ねらい・内容	協働主体	実施時期		
				復旧期 [H28-30]	再生期 [H31-34]	発展期 [H35-37]
a①	上下水道施設の復旧	被災した上下水道施設を早期に復旧する。	町	⇒		
a②	公園・緑地等の復旧	被災した公園・緑地等を早期に復旧する。	町	⇒		
a③	二次災害を防ぐための内水氾濫防止対策	集中豪雨等による二次災害を防ぐため、地盤沈下した秋津川沿いの住宅地において内水氾濫防止対策を実施する。	県町	⇒	⇒	
a④	擁壁をはじめとする宅地の復旧	被災した宅地の安全性を確保するため、擁壁をはじめとする宅地の復旧対策を実施する。	県町	⇒		
a⑤	商業機能やサービス機能を備えた新たな住宅エリアの整備	仮設住宅入居者や住宅再建者の生活利便性を向上させるため、商業機能やサービス機能がある新たな住宅エリアを整備する。	県町 住民 商業者	⇒	⇒	
a⑥	健全で円滑な復興を図るための被災市街地復興推進地域の指定	大きな被災を受けた地域の健全で円滑な復興を図るため、都市計画決定である被災市街地復興推進地域の指定を行う。	県町	⇒		
a⑦	拠点性や地域性に応じた面的整備	適切な公共用地を確保し、安全・安心な住環境を確保するため、拠点性や地域性に応じた面的整備を行う。	国 県町 住民	⇒	⇒	⇒
a⑧	安全・安心な場所への居住地移転	地震により斜面崩落等の災害の危険性が増大した場所に居住する住民の安全・安心な生活を確保するため、住まいに適した場所への居住地移転を図る。	国 県町 住民	⇒	⇒	
a⑨	狭あい道路の解消	災害時の円滑な避難や緊急車両の走行を確保するため、狭あい道路を解消する。	町 住民	⇒	⇒	⇒
a⑩	身近な公園整備	災害時の一時避難場所や住民の潤いある生活の確保を目的に、公園の整備を行う。	町 住民	⇒	⇒	⇒

b) 幹線道路ネットワークの整備を進める

No.	取組名	ねらい・内容	協働主体	実施時期		
				復旧期 [H28-30]	再生期 [H31-34]	発展期 [H35-37]
b①	道路及び交通安全施設の復旧	被災した道路や交通安全施設を早期に復旧する。	県町	⇒		
b②	災害に強い幹線道路ネットワークの整備 (県道熊本高森線の拡幅、県道益城菊陽線の拡幅、国道443号の改良)	災害時に機能を発揮し、住民の避難や物資輸送等の確実性を確保するため、防災機能を強化した幹線道路ネットワークの整備を行う。	国 県 町	⇒	⇒	⇒
b③	新たな道路ネットワークの整備 (都市・補助幹線道路)	新たな土地利用にあわせた都市・補助幹線道路を整備する。	町	⇒	⇒	⇒
b④	幹線道路の安全・安心な歩行空間の整備	歩行者の安全・安心な歩行空間を確保するため、適切な歩道幅員や平坦性を有した歩行空間の整備を行う。	国 県 町	⇒	⇒	
b⑤	幹線道路における無電柱化の整備	沿道の防災性、景観性、通行安全性を向上させるため、主要な幹線道路に架空されている電線の地中化を図る。	国 県 町 民間		⇒	⇒

c) 都市拠点や地域拠点の整備を進める

No.	取組名	ねらい・内容	協働主体	実施時期		
				復旧期 [H28-30]	再生期 [H31-34]	発展期 [H35-37]
c①	新たな都市構造に応じた拠点の整備(都市拠点)	住民の生活利便性を向上させるため、幹線道路や土地利用の状況に応じて行政・商業・サービス交通結節点などの機能を有した都市拠点を整備する。	国 県 町 住民	⇒	⇒	
c②	新たな都市構造に応じた拠点の整備(地域拠点)	都市拠点を補完し、都市拠点から離れた市街地における生活利便性を向上させるため、多様なサービスが提供できる地域拠点を整備する。	県 町	⇒	⇒	
c③	交流人口の拡大に向けた誘導エリアの整備	本町のみならず、熊本県全体における観光客の回遊性を高めるため、第二空港線に誘導エリアを設定し、様々な仕掛けを行う。	県 町		⇒	⇒

d) 防災機能を備えた公園の整備を進める

No.	取組名	ねらい・内容	協働主体	実施時期		
				復旧期 [H28-30]	再生期 [H31-34]	発展期 [H35-37]
d① (再掲)	防災機能を備えた公園の整備	住民の潤いある生活の確保や町全体の防災機能の強化を目的に、公園の整備を行う。	町 住民	⇒	⇒	⇒

e) コミュニティ拠点の整備を進める

No.	取組名	ねらい・内容	協働主体	実施時期		
				復旧期 [H28-30]	再生期 [H31-34]	発展期 [H35-37]
e①	地域での生活利便性を向上させるコミュニティ拠点の整備	地域のコミュニティ特性を維持したまま生活利便性を向上させるため、公民館分館や郵便局等を中心としたエリアに地区計画制度を有効に活用し、コミュニティ拠点を整備する。	県 町 住民	⇒	⇒	
e② (再掲)	安全・安心な場所への居住地移転	地震により斜面崩落等の災害の危険性が増大した場所に居住する住民の安全・安心な生活を確保するため、住まいに適した場所への居住地移転を図る。	国 県 町 住民	⇒	⇒	

f) 拠点を結ぶ道路の整備を進める

No.	取組名	ねらい・内容	協働主体	実施時期		
				復旧期 [H28-30]	再生期 [H31-34]	発展期 [H35-37]
f①	生活利便性を向上させる拠点間の道路の整備	災害時の避難路や物資輸送、日常生活等の利便性を向上させるため、拠点間を結ぶ道路を整備する。	県 町	⇒	⇒	

## 5. 5 産業の振興

今回の地震により、農業、商業、工業等の産業基盤も大きな被害を受け、事業活動や雇用に影響が生じています。雇用を維持し、産業が活力を取り戻すために、産業基盤の早期復旧や事業所再開等の取組を進めます。

また、産業に関する計画や交通計画等との整合を図りながら、地域特性を生かした産業拠点のまちづくりを進めます。

### 目標

- ◆ 魅力・活気のある産業が形成されている
- ◆ 新たな担い手や新規創業者がいきいきと活動している
- ◆ 町内の事業者が活発にイノベーションに取り組んでいる
- ◆ 町内外との活発な交流により、まちに賑わいが生まれている
- ◆ 仕事と生活の調和がとれ、キャリアアップが図れるまちとなっている

### 〈取組の方向性〉

- a. 震災前の産業の状態を取り戻す活動を緊急的に進める
- b. 産業の発展に向けて必要な準備、取組を進める
- c. 産業としての魅力、活力を顕在化させる取組を進める
- d. 町の新たな魅力を発掘し、その魅力を町内外に発信することにより、交流促進・産業振興につなげる

### 〈主な取組〉

- 農業用基盤施設の復旧
- 高効率・高付加価値の農業経営の推進
- 居住地の変化に応じた商業の再開
- 商店街・商業集積施設の整備・運営
- 高速道路・空港利用者を誘引する商業施設の整備・運営
- 新たな担い手の受け入れ・育成
- 創業・キャリアアップ支援の仕組みの充実
- 町外向けPRの展開

### 現状

- ✓多くの農地や農業施設、商工業施設、整備等が被災しており、その結果、休業や廃業に追い込まれ、収入を失っている自営業者が存在する
- ✓事業再開にあたって、被災した施設・設備の復旧に向けた投資や運転資金の確保が課題となっている。
- ✓特に商工業について、今後の町の姿が見えないために、再建の見通しを立てられない自営業者も存在する
- ✓新たな担い手の不足が懸念され、また、震災後、新規創業の相談件数は減少傾向にある
- ✓高速道路・空港利用者を町の産業復興に活かしてきていない

<取組の方向性>

a) 震災前の産業の状態を取り戻す活動を緊急的に進める

No.	取組名	ねらい・内容	協働主体	実施時期		
				復旧期 [H28-30]	再生期 [H31-34]	発展期 [H35-37]
a①	【農業】 被災農業者 向け経営体 の育成	農業経営を維持していくために必要な農産物の生産・加工施設の復旧等を支援する。	国 県 町 農業団体	⇒		
a②	【農業】 小規模農地 等の復旧	国の災害復旧事業に該当しない小規模農地等の復旧を図る。	町 農業者 農業団体	⇒		
a③	【農業】 農業用基盤 施設の復旧	農地、水路、道路等、農業に必要な基盤施設の復旧工事を行う。	国 県 町 農業者 農業団体	⇒		
a④	【商工業】 商業施設の 復旧支援	被災した店舗・事務所や商業用施設の復旧を支援する。 (グループ補助金等)	国 県 町 商工団体	⇒		
a⑤	【商工業】 各種申請に 関する支援	被災した商工業者が、店舗・事務所を再建する際に必要な手続き等について支援する。	町 商工団体	⇒		
a⑥	【商工業】 仮設店舗の 設置・運営	被災した事業者の生業を緊急的に回復するために、仮設店舗団地の設置・運営を推進する。	国 町 商工団体 事業者	⇒		
a⑦	【就労】 被災者の雇 用促進	震災の影響で求職している人の雇用を促進するために、雇用先の斡旋及び就業に必要な支援を行う。	国 県 町 民間	⇒		

b) 産業の発展に向けて必要な準備、取組を進める

No.	取組名	ねらい・内容	協働主体	実施時期		
				復旧期 [H28-30]	再生期 [H31-34]	発展期 [H35-37]
b①	【農業】 高効率・高付加価値な農業経営の推進	法人化の推進、食品加工業との連携推進、経営指導の実施、高品質化に向けた取組、ブランドマーケティングの推進など、農業経営の効率化・高付加価値化に必要な取組を推進する。	国 県 町 農業者 農業団体 民間	⇒	⇒	⇒
b②	【農業】 計画的な農地集約化の推進	農地中間管理機構等と連携し、農地の集約化を計画的に推進する。	国 県 町 農業者 農業団体	⇒	⇒	⇒
b③	【農業】 新たな担い手の受け入れ・育成	農家や農業法人での受け入れ等、新規就農者に対して必要な支援・仕組みを充実することで、農業者としての育成を図る。	国 県 町 農業者 農業団体	⇒	⇒	⇒
b④	【商工業】 居住地の変化に応じた商業の再開	住民の居住地の変化にあわせて、商店の移動・再開を実施・支援する。	町 商業者 商工団体	⇒	⇒	⇒
b⑤	【商工業】 商業施設運営体の設立	新たな商業集積施設の設置に向けた運営体の設立を進める。	県 町 商業者 商工団体	⇒	⇒	
b⑥	【商工業】 企業誘致の推進	新産業拠点を中心に、本町の特性に合った企業の誘致活動を推進する。	国 県 町 民間	⇒	⇒	⇒
b⑦	【創業】 創業支援の仕組み充実	活動場所や販路の紹介、金融面での支援等、新たに商工業や農業等を始めるにあたって必要な支援・仕組みを充実させる。	国 県 町 民間 商工団体 農業団体	⇒	⇒	⇒
b⑧	【就労】 キャリアアップ支援の仕組み充実	キャリアアップの支援（ビジネススキルアップ講座の実施等）を実施するための仕組みを充実させる。	町 民間 商工団体 農業団体	⇒	⇒	⇒

c) 産業としての魅力、活力を顕在化させる取組を進める

No.	取組名	ねらい・内容	協働主体	実施時期		
				復旧期 [H28-30]	再生期 [H31-34]	発展期 [H35-37]
c①	【農業】 多様な農業形態に対する制度・仕組みの充実	経営効率を追求する農業（経営農業）、品質向上によるブランド化を追求する農業（職人農業）、田園生活を中心とした農業（生活農業）等、多様な農業形態に対応した制度や仕組みを充実していくことで、活気ある農業を推進する。	国 県 町 農業者 農業団体		⇒	⇒
c②	【商工業】 商店街・商業集積施設の整備・運営	活気ある商業施設を形成するため、商店街や商業集積施設等の整備を図る。	町 商業者 商工団体 民間		⇒	⇒
c③	【商工業】 臨空型産業の集積による産業力向上	臨空型産業の集積を図るとともに、益城町内の商工業との連携に向けた取組を推進する。	県 町 民間 商工業者	⇒	⇒	⇒
c④	【商工業】 物流拠点の拡充	本町及び熊本県を発着する物流を円滑にするような施設及び仕組みの整備を図るとともに、熊本県内の物流拠点及び非常時の防災拠点となるよう取組を推進する。	県 町 商工団体 物流業者		⇒	⇒
c⑤	【就労創業】 「人材育成・供給拠点」としてのPR展開	新規創業やキャリアアップに対する支援制度や取組の充実について、町内外へ情報を発信し、「人材育成・供給拠点」としてのイメージアップを図る。	町 商工団体		⇒	⇒

d) 町の新たな魅力を発掘し、その魅力を町内外に発信することにより、交流促進・産業振興につなげる

No.	取組名	ねらい・内容	協働主体	実施時期		
				復旧期 [H28-30]	再生期 [H31-34]	発展期 [H35-37]
d① (再掲)	【観光業】 震災メモリアル回廊の整備	他自治体と連携し、震災記念公園や震災遺構といった各拠点を結びつけ、地域全体を震災の記憶伝承の場として捉える「メモリアル回廊」の整備を図る。	国 県 町 他自治体 大学 住民 民間 関連団体	⇒	⇒	⇒
d②	【観光業】 町外向けPRの展開	益城町に関する情報を積極的に発信するとともに各種イベント等を通じ、PR活動を展開することで、本町のイメージアップを目指す。	町 民間	⇒	⇒	⇒
d③	【6次産業】 6次産業事業者との連携強化	本町に既に進出、又は進出を検討している事業者と、町及び農業者・商工業者との連携強化を進める。	町 農業者 商工業者 団体 民間	⇒	⇒	⇒
d④	【商工業・観光業】 空港・高速道路利用者を誘引する商業施設の整備・運営	空港や高速道路の利用者を誘引する商業施設等の整備を図り、益城町や熊本県の農産品や加工品の物販を推進する。また、益城町内及び熊本県内の観光資源との連携を進め、観光産業の発展を目指す。	県 町 農業者 商業者 民間		⇒	⇒
d⑤ (再掲)	【観光業】 交流人口の拡大に向けた誘導エリアの整備	本町のみならず、熊本県全体における観光客の回遊性を高めるため、第二空港線に誘導エリアを設定し、様々な仕掛けを行う。	県 町		⇒	⇒

## 5.6 協働のまちづくりの推進

住民や町、町内外のさまざまな関係機関が互いに連携し、新たな公共サービスの形を構築することで、よりよいまちづくりを進めます。

- 目標**
- ◆ 住民、町、国・県、大学、民間が連携し、自助・共助・公助によるまちづくりが行われている。
  - ◆ 全国の自治体や各種団体と協力体制を築いている
  - ◆ 地域防災に関するさまざまな課題に対して、関係機関が一体となって取り組んでいる



### 〈取組の方向性〉

- a. 地域住民組織を支援し、互いに支え合う新たな公共サービスの形を構築する
- b. 町内外関係機関との連携を深め、町の体制の強化を図る
- c. 協働のまちづくりを地域防災力の強化へつなげる

### 〈主な取組〉

- コミュニティの形成・維持・再構築支援  
(仮設住宅、旧居住地等)
- 自治公民館の整備支援
- まちづくり協議会の設置・活動支援
- 民間団体、他自治体との協力体制の強化
- 自主防災組織の設立促進・機能強化に係る支援

- 現状**
- ✓住民と行政がともにまちづくり活動を進める機会が少ない
  - ✓災害時応援協定を締結していないなど、他自治体との連携が不十分
  - ✓過疎化等により、消防団の維持が困難な地域がある

<取組の方向性>

a) 地域住民組織を支援し、互いに支え合う新たな公共サービスの形を構築する

No.	取組名	ねらい・内容	協働主体	実施時期		
				復旧期 [H28-30]	再生期 [H31-34]	発展期 [H35-37]
a①	まちづくり協議会等の設置・活動支援	地域の身近な課題の解決に向けて、地域住民が一体となって組織する「まちづくり協議会」の設置及び活動を支援することで、地域住民の主体的なまちづくり活動を推進する。	町 住民 民間 大学	⇒	⇒	⇒
a②	仮設住宅及び災害公営住宅におけるコミュニティ形成支援	仮設住宅や災害公営住宅ごとの特性に沿ったコミュニティ活動を行う。	町 民間 住民 大学	⇒	⇒	⇒
a③	旧居住地とのコミュニティの維持活動支援	地震前に住んでいた地域との繋がりを維持するための活動を行う。	町 民間 住民 大学	⇒	⇒	⇒
a④	コミュニティの再構築支援	自治組織の維持が困難になっている被災地域において、地域の実情に即したコミュニティの再構築を図る。	町 民間 住民 大学	⇒	⇒	⇒
a⑤	自治公民館の整備支援	地域コミュニティの拠点である自治公民館の復旧・改修を支援する。	町 住民	⇒		

b) 町内外関係機関との連携を深め、町の体制の強化を図る

No.	取組名	ねらい・内容	協働主体	実施時期		
				復旧期 [H28-30]	再生期 [H31-34]	発展期 [H35-37]
b①	民間団体等との連携強化	災害復興に係る民間団体等との連携・協働を強め、各々が得意とする分野を担うことで、よりよいまちづくりの実現を進める。	町 民間	⇒	⇒	⇒
b②	他自治体との協働体制強化	復興に向けた取組を円滑に実施するため、他自治体との連携・協働体制の強化を図る。	町 他自治体	⇒	⇒	⇒
b③	教育機関との連携	復興に向けた諸課題に対し、必要に応じて教育機関等と連携し、官学協働での解決を図る。	町 教育機関	⇒	⇒	⇒

c) 協働のまちづくりを地域防災力の強化へつなげる

No.	取組名	ねらい・内容	協働主体	実施時期		
				復旧期 [H28-30]	再生期 [H31-34]	発展期 [H35-37]
c①	自主防災組織の設立及び機能強化	日頃から災害に備えた様々な取組を実践する自主防災組織を設立・支援することで、災害に強いコミュニティ形成を図る。	町 住民	⇒	⇒	⇒
c②	防災意識の向上	震災の記憶の継承及び住民の防災意識の向上を目的とした啓発活動を展開する。	町 住民	⇒	⇒	⇒
c③	実践的な避難訓練の実施	関係各機関が連携し、全町的な防災訓練を実施するなど地域防災力の向上を目指す。	町 住民	⇒	⇒	⇒
c④	災害時相互応援協定の締結	災害時等における他自治体等との協働体制（災害時相互応援協定等）を構築し、行政としての防災体制を強固にする。	町 他自治体 民間	⇒	⇒	⇒
c⑤ (再掲)	民間団体等との連携強化	災害復興に係る民間団体等との連携・協働を強め、各々が得意とする分野を担うことで、よりよいまちづくりの実現を進める。	町 民間	⇒	⇒	⇒
c⑥ (再掲)	福祉避難所との協働による要配慮者への支援強化	大規模な災害への備えとして、指定福祉避難所との連携をより充実させるとともに、福祉避難所の確保に努める。	町 民間 福祉団体	⇒	⇒	⇒

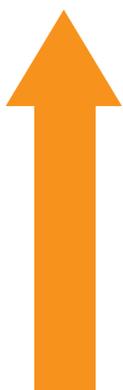
## 5.7 積極的な情報の発信

住民一人ひとりの声に対して丁寧に耳を傾けながら、町の考えや復興に向けた取組の進捗状況等を積極的に発信していきます。

また、本町における復興のプロセスを全国に発信し続けることで、震災の記憶を風化させないよう努めます。

### 目標

- ◆ 町からの情報が全住民に確実に届いている
- ◆ 復興に向けた取組、プロセスが全国に届いている



#### 〈取組の方向性〉

- 住民一人ひとりに、丁寧に、確実に情報を届ける
- 震災の記憶を風化させないために、全国へ益城町の情報を発信し続ける

#### 〈主な取組〉

- 住民への情報発信の充実
- 益城町の復興プロセスの全国への発信

### 現状

- ✓多くの住民が移転を余儀なくされており、情報伝達手段が十分に機能していない
- ✓町外に避難・移転した人に情報を届ける手段が限られている
- ✓全国的には熊本地震に関する報道が減ってきており、風化しつつある。

<取組の方向性>

a) 住民一人ひとりに、丁寧に、確実に情報を届ける

No.	取組名	ねらい・内容	協働主体	実施時期		
				復旧期 [H28-30]	再生期 [H31-34]	発展期 [H35-37]
a①	住民への情報発信	町の取組を住民に正確・迅速・丁寧に伝える。 そのために、ホームページや広報ましき、回覧板といった従来の手法の充実に加え、テレビ、ラジオ、SNSなど新たなメディアの活用についても検討する。	町 住民	⇒	⇒	⇒
a②	住民に対するきめ細かな説明及び傾聴	重要事業の推進にあたっては、必要に応じて住民説明会を開催する等、住民に正確かつ丁寧な説明を心がけるほか、きめ細かな意見聴取の機会を設けるなど、傾聴に努める。	町 住民	⇒	⇒	⇒

b) 震災の記憶を風化させないために、全国へ益城町の情報を発信し続ける

No.	取組名	ねらい・内容	協働主体	実施時期		
				復旧期 [H28-30]	再生期 [H31-34]	発展期 [H35-37]
b①	益城の復興プロセス発信	益城の復旧・復興の足跡（これまで取り組んできた事柄やその成果、現在抱える課題や今後の見通し等）を全国に発信する。	町 民間 住民	⇒	⇒	⇒
b② (再掲)	震災記録の後世への伝承	被災体験や教訓を生かすために、災害の記録に係る資料を収集・保存し、町内外に広く発信することで震災の記憶を後世に伝承する。	町 民間 大学 住民	⇒	⇒	⇒

## 5. 8 行財政基盤の確保

本町の復興を実現するために必要なさまざまな支援について、国・県に強く働きかけるとともに、町の取組を検証し、町自身の行政力を高めていきます。

### 目標

- ◆ 住民一人ひとりに必要なサービスが行き届いており、かつそのサービス提供が持続可能となっている
- ◆ 目的の達成に向けて、関係各機関が整合を取りながら、取組を進めている
- ◆ 震災対応に関する検証を踏まえ、庁内体制が強化・改善されている
- ◆ 財源の確保ができ、健全な財政が保たれている

### 〈取組の方向性〉

- a. 住民ニーズに呼応したさまざまな支援や制度を活用することで、きめ細やかなサービスを実現する
- b. 庁内及び関係機関との情報共有、連携を図る
- c. 発災後の対応を検証し、教訓を今後の体制づくりに活かす
- d. 財政破綻を引き起こさないよう、復興事業に優先順位をつけ、着実に実施していく

### 〈主な取組〉

- 震災の教訓を活かした庁舎の建替え
- 復興基金の活用
- 庁内及び関係機関との情報共有の徹底
- 震災対応の検証及び活用
- 国・県への人員体制・財政・制度等の支援の要請
- 財政状況の積極的な公表
- 復興事業の実施における民間活力の積極的な活用

### 現状

- ✓ 発災直後においては人的資源に限りがあったため、避難所運営や罹災証明の発行等の震災関連事務に多くの職員が従事し、マンパワーが不足したことで、行政サービスが後手に回った
- ✓ 地震の発生に伴って業務量が増加したため、通常業務との両立が困難になっている
- ✓ 復旧・復興を推進していくための財源が確保されておらず、実施可能な事業規模が不明確となっている

<取組の方向性>

- a) 住民ニーズに呼応したさまざまな支援や制度を活用することで、きめ細やかなサービスを実現する

No.	取組名	ねらい・内容	協働主体	実施時期		
				復旧期 [H28-30]	再生期 [H31-34]	発展期 [H35-37]
a①	国・県等への要請	事業の計画・実行への人員体制・財政・制度等各方面からの支援を要請する。	町	⇒	⇒	⇒
a②	民間等への要望	町の受援力を高めつつ、事業の計画・実行への体制・財政等各方面からの支援を要望する。	町	⇒	⇒	⇒
a③	復興基金の活用	復興基金を活用し、きめ細やかなサービスを実現する。	町	⇒	⇒	⇒

- b) 庁内及び関係機関との情報共有、連携を図る

No.	取組名	ねらい・内容	協働主体	実施時期		
				復旧期 [H28-30]	再生期 [H31-34]	発展期 [H35-37]
b①	関係機関との情報共有の徹底	各プロジェクト、事業関係者間の情報共有を徹底するための連絡会議を開催する。 各課の取組の整合性を図るために、これまで・これからの取組を可視化したロードマップを作成し、関係者間で共有し、連携を図る。	国 県 町 民間 大学 住民	⇒	⇒	⇒

c) 発災後の対応を検証し、教訓を今後の体制づくりに活かす

No.	取組名	ねらい・内容	協働主体	実施時期		
				復旧期 [H28-30]	再生期 [H31-34]	発展期 [H35-37]
c①	震災対応の検証	発災後に何をしたのか、どのような課題があったのかを検証し、その教訓を整理することで、今後の町運営に活かす。	国 県 町 他自治体 民間 大学 住民	⇒		
c②	震災の教訓を活かした庁舎の建替え	災害時の防災拠点としての役割を担うとともに、利便性や業務効率性を兼ね備えた庁舎を建設する。設計にあたっては、自然環境や景観との調和を図る。	町	⇒	⇒	
c③	防災に特化した専門部署の設立	防災行政・危機管理行政に特化した部署を設置し、防災体制の基盤強化を進める。	町	⇒⇒	⇒	⇒
c④	若手職員のチャレンジ支援	若手職員の自主的な活動(政策研究・能力開発・復興支援活動等)を支援することにより、将来の町行政を担う人材を育成する。	町 大学 民間	⇒⇒	⇒	⇒

d) 財政破綻を引き起こさないよう、復興事業に優先順位をつけ、着実に実施していく

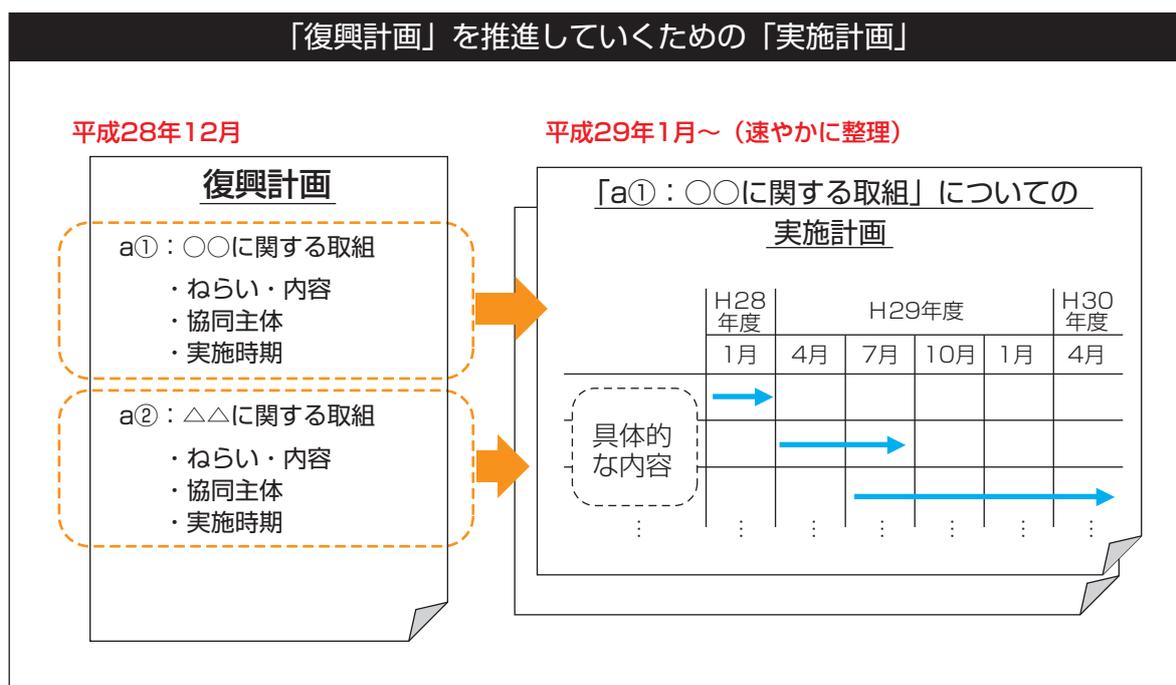
No.	取組名	ねらい・内容	協働主体	実施時期		
				復旧期 [H28-30]	再生期 [H31-34]	発展期 [H35-37]
d①	復興事業進捗管理	各取組の進捗管理(どこまで進んだか・何が課題となっているか)を適宜把握する。 住民等からの要望について、何に回答したか・何が積み残しとなっているかを可視化する。	町	⇒	⇒	⇒
d②	財政状況の積極的な公表	健全かつ透明性の高い財政運営を行っていくため、財政状況を積極的に公表する。	町	⇒	⇒	⇒

## 第6章 計画の推進方法

### 6. 1 計画の推進方法

第4章及び第5章で整理したとおり、復興に向けては、多くの取組を実施する必要があります。これらの取組は、いずれも重要な取組であり、緊急的に実施していくべき取組です。しかし、本町の人員体制や財政状況からも、全ての取組を同時に進めていくことは非常に困難であり、復興に向けて確実に前進して行くために、それぞれの取組の関係や順序も考慮しながら、取組に優先順位をつけ、着実に復興に向けた取組を推進していきます。

本計画では、第4章及び第5章において、シンボルプロジェクトや分野別取組の内容と、おおよそのスケジュールを整理しています。今後、復興計画で整理したそれぞれの取組の実施に向けて、既に検討・着手している取組の内容や上記の優先順位を踏まえながら、より具体的な内容とスケジュールを整理した「実施計画」を策定していきます。



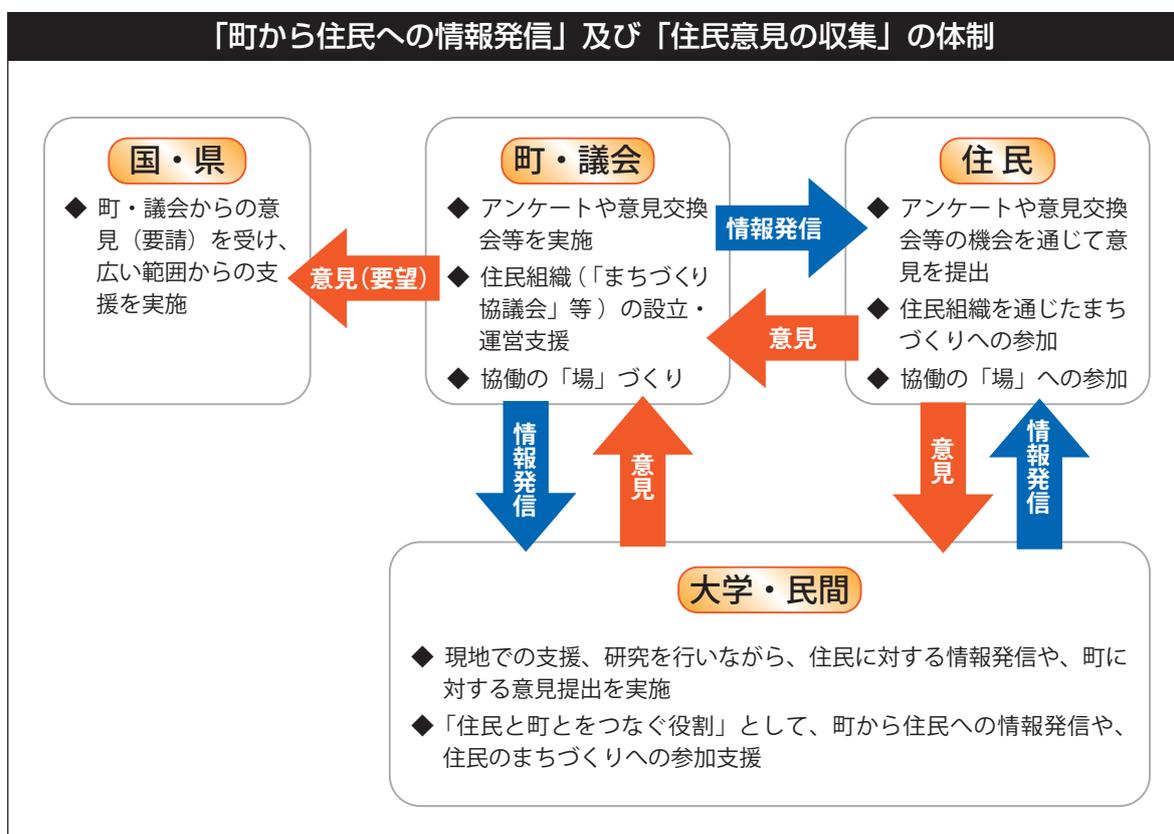
## 6. 2 復興計画の推進体制

住民、町・議会、国・県、大学、民間の全員が一体となって、復興に向けた取組を推進していきます。

### ○ 全町的な推進体制

復興に向けた取組については、取組の数も非常に多く、また、きめ細やかに一つ一つの取組を実施していく必要があるため、町・議会だけでなく、住民や国・県、大学、民間などの全ての主体と連携して実施していかなければなりません。そのために、町では、以下のような内容に取り組んでいきます。

- ◆ 既に多くの住民や大学、民間等が、復興に向けた取組を推進している状況の中、それらの取組について、町が中心となって全体を把握し、取組同士が互いに連携できる場や仕組みを構築していきます。  
その際、町だけではなく、住民や大学、民間にも連携の中心となっていただくような仕組みを構築していきます。
- ◆ 今後、復興に向けた取組をさらに具体化する際、積極的に、住民や大学、民間等の力を活用していきます。また、「町から住民への情報発信」及び「住民意見の収集」を実施していくための体制を整備していきます。



## ○ 庁内の推進体制

庁内では、通常の業務を行いながら、それに加えて、復興に向けた取組を確実に推進していかなければなりません。そのために、以下のような観点から、庁内の推進体制をあらためて整備し、復興に向けた取組の確実な遂行を図っていきます。

- ◆ 復興に向けた取組の全体を企画・管理・統括する組織として、町長、教育長以下全課等長によって構成される「復興本部」を継続的に設置します。
- ◆ 復興に向けた全ての取組の状況や課題を把握し、その課題解決に向けての支援を行うための組織を継続的に設置します。
- ◆ シンボルプロジェクトの推進にあたっては、複数の課等のメンバーからなる推進チームを、従来組織とは別に構築します。各推進チームのリーダーは、任命を受けた関係課等の推進メンバーと協力しながら、シンボルプロジェクトの実行にあたります。
- ◆ 分野別取組の推進にあたっては、担当課長を中心とした実行体制を整備します。

また、推進体制の整備とあわせて、職員の意識や行動の改革も図っていきます。特に、「住民一人ひとりに寄り添う意識の醸成」、「職員間の情報共有の徹底」、「聞く能力、分かりやすく伝える能力の向上」、「新たな課題への対応力の向上」などに注力していきます。

### 6.3 進捗管理方法

復興に向けた取組の遂行をさらに確実なものにしていくために、以下のような進捗管理（PDCA）を実施します。また、進行管理を継続的に実行していくために、関係者間の情報共有や報告を支援するツールの整備も進めていきます。

復興事業の進捗状況は毎年公表することとし、復旧期・再生期・発展期ごとの成果を住民・町・関係機関が協働で検証するしくみを構築します。

#### <Plan（計画）>

- ◆ 取組の担当課等は、庁内外の協働主体と連携しながら、自らが担当する取組について、開始時期や完了期限、実施プロセス、分担等を明確にした「実施計画」を整理します。
- ◆ 復興本部は、担当課等による実施計画の整理を支援します。

#### <Do（実行）>

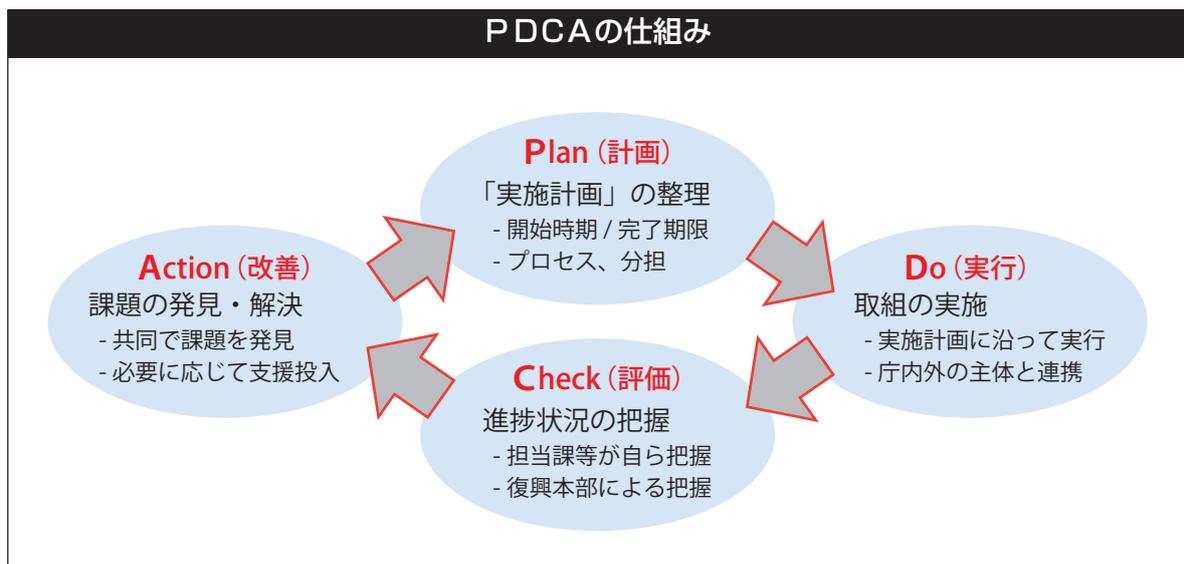
- ◆ 担当課等は、庁内外の協働主体と連携しながら、実施計画に沿って、復興に向けた取組を進めます。
- ◆ 復興本部は、庁内外の協働主体との連携等、必要に応じ、適宜支援を行います。

#### <Check（評価）>

- ◆ 担当課等は、自らが担当する取組の進捗状況を、自ら把握します。
- ◆ 復興本部も、実行計画に基づいた取組の進捗状況を定期的に把握し、計画の大幅な変更や遅延等が発生していないかを確認します。

#### <Action（改善）>

- ◆ 計画に大幅な変更や遅延等が発生した際には、担当課等と復興本部が共同で要因を把握し、解決方法を検討します。
- ◆ 解決にあたって、組織を越えた調整や判断が必要な場合には、復興本部が判断を行います。復興本部は、復興計画の見直しの必要性やその内容についても判断を行います。



# 用語集

## 第1章

### ◆災害公営住宅

▷災害で家屋を失い、自力での住宅確保が困難な被災者のために、地方公共団体が国の補助を受けて供給する住宅。

### ◆心のケア

▷大規模な災害などの危機的な出来事に遭遇したために発生する、心身の健康に関する様々な問題を予防すること、もしくは、その回復を援助する活動。

### ◆インフラ

▷インフラストラクチャー (infrastructure)の略。上下水道や道路、電力網といった社会基盤のこと。

## 第2章

### ◆NPO

▷「Non-Profit Organization」又は「Not-for-Profit Organization」の略。団体の構成員に対する収益の分配を目的とせず、様々な社会貢献活動を行う団体の総称。

### ◆まちづくり協議会

▷地域で活動する団体や住民で構成され、住民相互の連絡・交流や地域の問題の解決に自主的に取り組む組織の総称。

### ◆特別措置法

▷緊急事態などに際して、現行の法制度では適切な対応が困難な場合に、集中的に事態に対処する目的で特別に制定される法律。

### ◆生活基盤施設

▷生活の基礎となる施設。学校、病院、公園など。

## 第3章

### ◆幹線道路ネットワーク

▷主要な道路の連携によって形成される道路網。

### ◆コミュニティ

▷人々が、生産・自治・風俗・習慣などで深い結びつきを持ちながら、共同体意識を持って活動を行う一定の地域、及びその人々の集団。

### ◆狭あい道路

▷建築基準法第42条第2項・第3項の指定を受けた道路（2項道路・3項道路）、未指定の通路など。法律上の厳密な定義はなく、行政（都道府県・市町村）が使用する場合と、国土交通省の補助事業（狭あい道路整備等促進事業）が使用する場合とで、若干定義が異なる。  
自治体によっては細街路とも呼ぶ。

### ◆被災市街地復興推進地域

▷大規模な災害により被害を受けた市街地の復興を推進するために定められる地域。被災市街地復興特別措置法に基づき町が設定する。  
指定された地域においては、建築行為等が制限され、土地の造成・建築物の建築等には県知事及び市町村長の許可が必要となる。

### ◆地区計画制度

▷まちづくりを地区ごとに進める手法の

ひとつ。ある一定の地区の居住者が利用する道路・公園・広場といった施設の配置及び規模に関する事項や、建築物の形態・用途・敷地等に関する事項を総合的な計画として定め、この計画に基づいて、当該地区での開発行為や建築行為を規制・誘導することで、地区の特性に適した良好な市街地整備を進めていくもの。

#### ◆土地区画整理事業

▷道路、公園、河川等の公共施設を整備・改善し、土地の区画を整え宅地の利用の増進を図る事業。公共施設が不十分な区域では、地権者からその権利に応じて少しずつ土地を提供してもらい（減歩）、この土地を道路・公園などの公共用地が増える分に充てる他、その一部を売却し事業資金の一部に充てる事業。

（国土交通省都市局市街地整備課ウェブページより）

#### ◆回遊性

▷買い物客や観光客などが、店舗や商店街といった商業施設内や、複数の観光地を移動して回ること。

#### ◆震災記念公園

▷震災に伴う事象や関連する資料を保存しながら、地震の脅威や地震に備える大切さを多くの人に伝えていくことを主な目的とする公園。

#### ◆震災遺構

▷地震の脅威や地震に備える大切さを多くの人に伝えるために、震災によって被害を受けた建物や断層露出面などを、現状に近い形で保存するもの。

#### ◆震災メモリアル回廊

▷震災の記録や復興の軌跡を伝えるために整備される、震災記念公園や震災遺構など震災に関連する場所を巡る経路のこと。

## 第4章

#### ◆かたる

▷本計画では、「みんなで話し合う」という意味と「仲間に入る」という意味の両方を兼ねて使っている。

### 4. 1 一人ひとりの復興プロジェクト

#### ◆プロセス

▷ものごとを進める過程、手順。

#### ◆被災者台帳

▷被災者支援について「支援漏れ」や「手続の重複」をなくし、中長期にわたる被災者支援を総合的かつ効率的に実施するため、個々の被災者の被害状況や支援状況、配慮事項等を一元的に集約するもの。

（「防災情報のページ」（内閣府）より）

#### ◆生活相談支援員

▷地域支え合いセンターの一員として、地域住民の身近な立場から、避難者の生活再建や自立を支援する者。

#### ◆仮設住宅

▷災害で家屋を失い、自力での住宅確保が困難な被災者のために、行政が貸与する仮の住宅。応急的に建設される「応急仮設住宅」や一般の物件を仮設住宅として行政が貸与する「みなし仮設住宅」がある。

#### ◆呼びかけサロン活動

▷自室にこもりがちな高齢者や障がい者、子育て中の親子などに対して、身近な地域の仲間と支えあうための交流の場への参加をはたらきかける活動。

#### ◆くまもと型復興住宅

▷熊本の地域産材を活用した良質でコスト低減に配慮した木造住宅として熊本県地域型復興住宅推進協議会（県内建築団体等で構成された協議会）が認める住宅。  
（熊本県ウェブページより）

#### ◆ニーズ

▷要求、需要、必要。

#### ◆ユニバーサルデザイン

▷障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず、多様な人々にとって使いやすいように、あらかじめ意図された製品・情報・環境のデザインのこと。

#### ◆低炭素社会

▷二酸化炭素の排出を、自然が吸収できる量以内に削減するような配慮が組み込まれた社会。

#### ◆再生可能エネルギー

▷太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱など、自然界に常に存在し、永続的に利用することができると思われるエネルギー源の総称。

## 4. 2 日本の防災・減災をけん引するまちづくり復興プロジェクト

#### ◆ワークショップ

▷組織の枠を超えて集まった参加者が、自発的に作業や発言を行いながら、問

題解決や相互学習などを実施していく場や仕組みのこと。

#### ◆自主防災組織

▷「自分たちの地域は自分たちで守る」という自覚、連帯感に基づき、自主的に結成する組織であり、災害による被害を予防し、軽減するための活動を行う組織。

（「自主防災組織の手引」（消防庁より））

#### ◆災害時要援護者

▷災害時の情報収集や避難行動を自力のみで実施することが困難であり、他からの援護が必要な人。

#### ◆地域防災計画

▷災害対策基本法に基づき、都道府県や市町村が、それぞれの防災会議に諮りながら地域の実情に即して作成する、災害対策全般にわたる基本的な計画のこと。

#### ◆街区公園

▷市街地などの中にある公園のうち、主として半径250m程度の街区内に居住する人々の利用を想定した、0.25haの面積を標準とする公園のこと。

#### ◆ハザードマップ

▷自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難場所・避難経路などの防災関係施設の位置などを表示した地図。

（国土地理院ウェブページより）

#### ◆ヘリポート

▷ヘリコプターの発着場所。

#### ◆災害時相互応援協定

▷地震や水害などの大規模災害発生時における人的・物的支援について、自治体間もしくは自治体と民間事業者等との間で締結される協定のこと。

#### ◆同行避難

▷災害発生時に飼い主が飼育しているペットを同行し、避難所まで安全に避難すること。  
(東京都ウェブページより)

#### ◆アーカイブ

▷将来に残すために、ひとまとめにして保存された記録物や文書類、データ等のこと。

#### ◆バックアップ

▷災害や事故などの非常時に備えて、二重に守り支援する態勢。

#### ◆ワンストップサービス

▷さまざまなサービスを一つの場所や手続きで享受できること。

### 4. 3 子育て応援復興プロジェクト

#### ◆ワークライフバランス

▷働くすべての方々が、「仕事」と育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動といった「仕事以外の生活」との調和をとり、その両方を充実させる働き方・生き方のこと。  
(政府広報オンラインより)

#### ◆企業主導型保育事業

▷企業が企業内やその周辺などに保育施設を設置した場合に、その整備費や改修費、賃借料などに対して国が支援する制度。

#### ◆子育て世代包括支援センター

▷妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して総合的相談支援を提供するワンストップ拠点。  
(少子化社会対策大綱(内閣府)より)

### 4. 4 益城ブランド復興プロジェクト

#### ◆ブランド力

▷企業や地域、製品に対するイメージが持つ力。

#### ◆文化財ウォーク

▷地域内の文化財や史跡をめぐり歩き、土地の文化や歴史を体感するイベント。

#### ◆マルシェ

▷フランス語で「市場」のこと。「住民参加型の市場」という意味にも用いられる。

#### ◆SNS

▷「Social Networking Service」の略。主に、人と人とのつながりを促すようなコミュニティ型Webサイトやネットサービスを指す。

#### ◆ふるさと納税プラットフォーム

▷ふるさと納税制度の利用を促進するために、自治体の情報提供機能やふるさと納税の窓口機能を実装したポータルサイト。

### 4. 5 みんなで“かたる”復興プロジェクト

#### ◆協働

▷複数の主体が一つの目標に向かって、力を合わせ活動すること。

#### ◆益城町未来トーク

▷益城町の将来像を語り合うイベントとして15才（高校生）から30才を対象に平成28年10月8日に開催されたワークショップ。「若者がまちづくりに参画する場」として、今後も継続的に実施していく。

#### ◆ましきラボ

▷熊本大学によって益城町に開設された、「住民・大学生・研究者が益城の復興について自由に語り合える場」。秋津川河川公園に平成28年10月19日開所。

#### ◆ヒアリング

▷相手の話を聞くこと。

#### ◆ファシリテーター

▷会議やワークショップなどの場において、中立な立場を守りながらプログラムを進行しつつ、問題解決や合意形成に導く役割を担う人。

## 第5章

#### ◆ハード面

▷施設や設備、道具など、“モノ”としての要素。

#### ◆ソフト面

▷人の働きや仕組みなど、直接目には見えない、“コト”としての要素。

### 5. 1 生活環境の整備

#### ◆断層

▷地殻変動のひとつ。一続きの岩体や地層において、ずれが生じている現象。

#### ◆地質調査

▷地質の状態を明らかにするための調査。目視による露頭の観察や、重力計などの計器を用いた計測、ボーリングなどの手法がある。

#### ◆地盤

▷建物などの建造物の基礎を支える土地。

#### ◆アスベスト

▷石綿。天然に産する繊維状けい酸塩鉱物。建材、摩擦材、シール断熱材といった様々な工業製品に使用されてきたが、発がん性が問題となり、現在では、原則として製造・使用等が禁止されている。

#### ◆コミュニティバス

▷交通空白地域や不便地域の解消を図るために、行政自らが運行する、もしくは運送事業者に委託して運行する乗合バスのこと。

### 5. 2 保健・医療・福祉の充実

#### ◆データベース

▷検索や蓄積に配慮して整理された情報の集まり。電子データの集まりに限らず、紙媒体で整理された情報の集まりについてもデータベースと呼ばれる。

#### ◆地域支え合いセンター

▷被災した方々が、生活再建に向けて安心した日常生活を送れるよう、見守りや健康・生活支援、地域交流の促進などの総合的な支援を行う組織。  
(熊本県ウェブページより)

#### ◆福祉仮設住宅

▷高齢者等であって日常の生活上特別な

配慮を要する者を数名以上入居させるため、老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有する応急仮設住宅。

(「防災情報のページ」(内閣府)より)

#### ◆ライフスタイル

▷生活の様式。人生観や価値観、習慣などを含めた個人の生き方まで含む場合もある。

#### ◆放課後児童クラブ

▷小学校に就学している児童のうち、保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に対し、放課後に児童館等を利用して、適切な遊びや生活の場を提供する取組。

#### ◆福祉避難所

▷高齢者、障害者、乳幼児など、特に配慮を要する方の円滑な利用を確保するための措置が講じられている避難所。

### 5. 3 教育・文化の向上

#### ◆活断層

▷断層のうち、特に数十万年前以降に繰り返し活動し、将来も活動すると考えられる断層。

(国土地理院ウェブページより)

#### ◆メカニズム

▷ものごとが動いていく仕組み。

#### ◆コーディネーター

▷関係する主体の意見等を調整しながら、ものごとの推進を図る役割を担う人。

#### ◆益城ふるさとかるた

▷益城の歴史や風土などを盛り込んだオ

リジナルのかるた。子供たちが郷土愛をはぐくむきっかけとして製作する。

### 5. 4 新たな都市基盤の整備

#### ◆都市構造

▷道路や拠点などによって形作られる都市の姿のこと。

### 5. 5 産業の振興

#### ◆イノベーション

▷既存のモノや仕組みに対して、これまでと全く異なる考え方を取り入れることで、大きな変革を起こし、社会に対して新たな価値を生み出すこと。

#### ◆キャリアアップ

▷新たなスキルや資格などを身に着けながら、自らの経歴を高めていくこと。

#### ◆グループ補助金

▷複数の中小企業等から構成されるグループが復興事業計画を作成し、認定を受けた場合に、施設・設備の復旧・整備について補助を受けることができるもの。

(中小企業庁ウェブページより)

#### ◆ブランドマーケティング

▷企業や地域、産品などのイメージや価値を高めるための戦略や手法のこと。

#### ◆農地中間管理機構

▷農用地等を貸したいという農家(出し手)から農用地等の有効利用や農業経営の効率化を進める担い手(受け手)へ農用地利用の集積・集約化を進めるため、農用地等の中間的受け皿となる組織。

(公益財団法人熊本県農業公社ウェブページより)

#### ◆スキルアップ

▷技術や能力を向上させること。

#### ◆臨空型産業

▷空港の機能を積極的に活用しやすい産業。

#### ◆6次産業

▷第1次産業従事者が、自ら生産・収穫した作物などを、加工し販売まで行う経営形態のこと。製造業（第2次産業）、サービス業（第3次産業）との連携により、「6次産業」と称される。

### 5. 6 協働のまちづくりの推進

#### ◆災害時相互応援協定

▷大規模・広域的な災害に適切に対応するために、地方公共団体の区域を越えて、応援要請の手続き、情報連絡体制、災害現場における指揮体制等について、関係機関間であらかじめ定めた協定。

#### ◆受援力

▷ボランティアを地域で受け入れる環境・知恵など  
(パンフレット「地域の「受援力」を高めるために」(内閣府)より)

### 5. 7 積極的な情報の発信

#### ◆傾聴

▷相手の状況や感情に共感しながら、深く話を聞くこと。

### 5. 8 行財政基盤の確保

#### ◆復興基金

▷被災団体が地域の実情に応じて、住民生活の安定やコミュニティの再生、地域経済の振興・雇用維持等について、単年度予算の枠に縛られずに弾力的かつきめ細かに対処できる資金。

#### ◆マンパワー

▷事業や取組などに投入できる人的資源。

#### ◆ロードマップ

▷ものごとを進めるに当たっての行程表、進行計画表。

### 第6章

#### ◆PDCA

▷取組を効率的かつ継続的に実施していくために、「Plan(計画)・Do(実行)・Check(評価)・Action(改善)」を繰り返していくという考え方。

#### ◆ツール

▷道具、仕組み。

## 資料1 熊本地震による益城町の被災状況

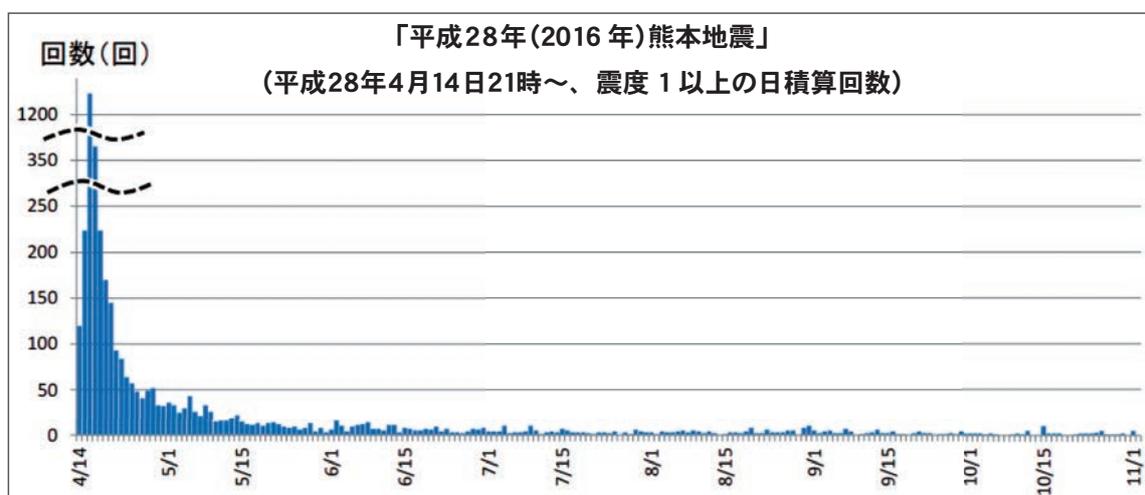
### 1 地震の概要

名称：平成28年（2016年）熊本地震  
 発生日時：（前震）平成28年4月14日 21時26分頃  
                   （本震）平成28年4月16日 1時25分頃  
 震源：（前震）熊本県熊本地方（北緯32度44.5分、東経130度48.5分）  
                   （本震）熊本県熊本地方（北緯32度45.2分、東経130度47.7分）  
 震源の深さ：（前震）約11km （本震）約12km （共に暫定値）  
 メカニズム：右横ずれ断層型の内陸地殻内地震  
 観測した地震：下表参照（震度6弱以上）

発生日時	時刻	震央地名	マグニチュード	最大震度
4月14日	21時26分	熊本県熊本地方	6.5	7
4月14日	22時07分	熊本県熊本地方	5.8	6弱
4月15日	00時03分	熊本県熊本地方	6.4	6強
4月16日	01時25分	熊本県熊本地方	7.3	7
4月16日	01時45分	熊本県熊本地方	5.9	6弱
4月16日	03時55分	熊本県阿蘇地方	5.8	6強
4月16日	09時48分	熊本県熊本地方	5.4	6弱

累計地震回数：4,128回（平成28年11月3日現在）

震度1	震度2	震度3	震度4	震度5弱	震度5強	震度6弱	震度6強	震度7	合計
2,468	1,119	402	115	12	5	3	2	2	4,128



出典：気象庁地震火山部 平成28年11月3日

## 2 被害の状況

### 1) 人的被害

単位：人

	熊本県全体		
	うち益城町	県全体に占める比率	
死 者	140	27	19.3%
行方不明者	0	0	0.0%
重 傷 者	938	106	11.3%
軽 傷 者	1,430	31	2.2%
分類未確定	138	0	0.0%

※死者数には、震災が直接要因死者数、災害による負傷の悪化又は身体的負担による疾病により死亡したと思われる死者数、6月の豪雨の被害のうち熊本地震との関連が認められた死者数、を含む。

出典：熊本県災害警戒本部 平成28年10月25日

### 2) 住家被害

#### (1) 熊本県全体に占める益城町の住家被害状況

単位：棟

	熊本県全体		
	うち益城町	県全体に占める比率	
全 壊	8,276	2,756	33.3%
半 壊	30,930	2,983	9.6%
一部損壊	133,818	4,457	3.3%

※熊本県全体の数字については、罹災証明申請件数で集計している市町村も含めた数字のため、住家棟数とは異なる（複数の世帯が入居する住家が重複して集計されている）可能性がある。

※ 益城町の数字については、罹災証明交付件数を棟数に補正した数字

出典：熊本県災害警戒本部 平成28年10月25日

#### (2) 益城町の住家被害状況（棟数ベース）

単位：（上段）棟、（下段）%

町内の住家総数	被害判定別内訳			
	全 壊	大規模半壊	半 壊	一部損壊
10,354	2,758	767	2,223	4,450
	26.6	7.4	21.5	43.0

※罹災証明交付件数を棟数に補正した数字

出典：益城町資料 平成28年10月31日

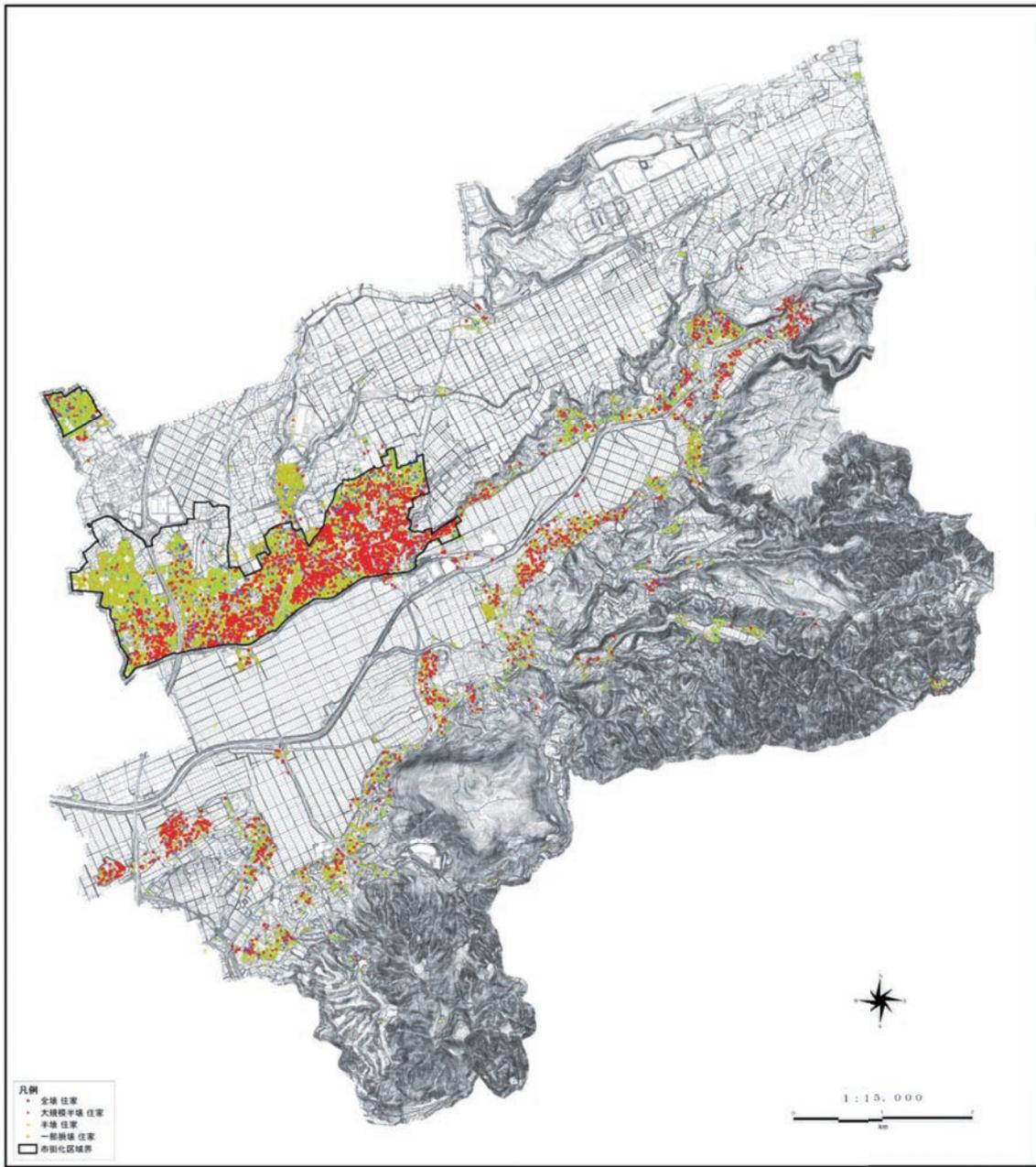
#### (3) 益城町の住家被害状況（罹災証明書交付件数ベース） 単位：（上段）件、（下段）%

罹災証明書交付総数	罹災区分内訳			
	全 壊	大規模半壊	半 壊	一部損壊
11,265	3,424	968	2,538	4,335
	30.4	8.6	22.5	38.5

※罹災証明交付件数ベースでの集計のため、（2）の数字（棟数）とは異なる

出典：第68回益城町災害対策本部会議 平成28年10月26日

(4) 益城町家屋被災状況図



### 3) 公共施設の被害状況

#### (1) 役場庁舎等

施設名称	被害状況
益城町役場・議会棟	<p>役場庁舎： 建物内外に無数のひび、E U棟倒壊、玄関ポーチ崩壊、庁舎議会棟間渡り廊下大破、基礎杭全損、敷地内に多数の地盤陥没及び亀裂、敷地西側擁壁崩落、上下水道管破損、非常用電気設備全損、建具の変形による開閉不良</p> <p>議場及び委員会室： 天井内壁崩落、建物内外に無数のひび、電気設備及び空調設備全損、窓ガラス破損多数、上下水道管破損、建具の変形による開閉不良</p>

#### (2) 保育園・幼稚園等

施設名称	被害状況
第1保育園	園庭地割れ、液状化、門柱倒壊、土間コン亀裂、給排水水管破損、壁クラック、園庭周りフェンス・擁壁・ブロック破損、給食室機器倒壊、空調室外機転倒
第2保育園	園庭地割れ、給排水管破損、擁壁亀裂、内外壁クラック、給食室備品破損、電話機破損
第3保育園	園庭地割れ、給水管破損、擁壁亀裂、内外壁クラック、テラス段鼻タイル破損
第4保育園	園庭地割れ、給食室機器倒壊、内外壁クラック、乳児室天井ボード落下・破損、エキスパンションカバー破損、梁下モルタル浮き
第5保育園	園庭地割れ、断水、石積擁壁崩壊、園舎傾き・杭基礎沈下、ほふく室床隆起、遊戯室天井破損、外壁クラック、罹災区分判定半壊、被災度区分判定大破
益城幼稚園	遊戯室天井材廻縁めくれ、廊下天井点検口破損、外壁クラック、車庫及び倉庫外壁サイディングボード破損、倉庫内部天井ボード破損、内部壁ボードやガラス破損
益城第2幼稚園	遊戯室床中央部沈下、テラス床傾斜、開閉庇支柱破損、竖樋破損、増築園舎全体沈下、ジョイント部の天井材やエキスパンションカバー破損、外壁にクラックや亀裂、給排水衛生設備配管破損、室外機置場フェンス倒れ、室外機基礎破損、プール枠隙間、擁壁亀裂、土間コンクリート破損、雨水枿や側溝破損

(3) 小中学校・学校給食センター

① 校舎

学校名	共通事項	個別事項
飯野小学校	◆EXP.J (建物間のつなぎ目) 破損 ◆上下水道管破損 ◆建具の変形による開閉不良	土間、階段のひび割れ、外部モルタル破損
広安西小学校		土間、階段のひび割れ、渡り廊下陥没、段差、内部照明器具破損
広安小学校		給食到着場、図工室等昇降口傾斜、相撲場倒壊
益城中央小学校		ガラス22枚破損、管理棟昇降口前柱脚部破損、相撲場倒壊
津森小学校		土間、階段のひび割れ、内外部モルタル破損
益城中学校		増築した普通教室等の傾斜、渡り廊下破損、土間、階段のひび割れ、校舎周辺の地盤陥没、下水管破損
木山中学校		渡り廊下破損、土間、階段のひび割れ、モルタルの浮き

② 体育館

学校名称	被害状況
飯野小学校	特に無し
広安西小学校	屋根面ブレースゆるみ、外壁クラック
広安小学校	天井ジョイント金物外れ、床中央沈み
益城中央小学校	外壁目地埋めモルタル破損、レール等変形
津森小学校	ブレース全体座屈、天井ボード落下、外壁ボード剥がれ
益城中学校	水平ブレース座屈、ステージ天井破損、校舎との渡り廊下破損
木山中学校	壁面鉄骨ブレース座屈、照明カバー外れ

③ 学校給食センター

施設名称	被害状況
学校給食センター	プラットホーム破損、調理用機械器具倒壊、破損

(4) その他公共施設

① 公民館、分館

施設名称	被害状況
益城町公民館	講堂の天井崩落、外構破損、壁面に亀裂発生
益城町公民館 飯野分館	外壁に亀裂発生
益城町公民館 福田分館	外壁に亀裂発生
益城町公民館 津森分館	合併浄化槽に亀裂

② 交流施設

施設名称	被害状況
益城町文化会館	事務所部分損傷、外構及び東側擁壁崩壊、ホワイエ天井破損
益城町交流情報センター (ミナテラス)	施設周辺の地盤沈下、施設内壁に亀裂多数、図書館内照明の落下
益城町保健福祉センター (はびねす)	建物周りの地盤沈下、外壁クラック、内壁石膏ボードひび割れ、雨水・下水管破損、排水側溝破損、窓サッシの変形、敷地東側法面土留めモルタルの滑り落下
益城町男女共同参画センター (輝らめき館)	敷地内地盤陥没複数、外壁及び内壁のひび多数、玄関ガラス戸破損、体育館フロア全面隆起、ガス配管破損、上下水道管破損、建具の変形による開閉不良

③ 教育・スポーツ・レジャー施設

施設名称	被害状況
四賢婦人記念館	施設半壊、ガラスケース全壊、一部資料破損
益城町総合体育館	メインアリーナ天井部材等崩落、施設周辺の地盤沈下、給排水設備破損
益城町総合運動公園	陸上競技場：トラックに亀裂多数発生、サッカー場内隆起多数発生 テニスコート：コート面に凹凸、人工芝に亀裂あり
益城町町民体育館	天井部分崩落、2階ガラス破損
益城町町民グラウンド	ナイター照明倒壊、液状化
津森町民グラウンド	駐車場兼グラウンドゴルフ場土砂崩れ、駐車場地割れ
飯野町民グラウンド	特になし
福田町民グラウンド	グラウンド内にひび割れ等損傷、法面崩落
広安町民第1グラウンド	法面の地割れ、崩落

## 資料2 熊本地震への益城町によるこれまでの対応状況

地震発生後の主な対応（4月14日～12月20日）

日付	内 容
4月	
14日	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆21時26分 地震発生（震度7、マグニチュード6.5）</li> <li>◆益城町災害対策本部設置 （災害救助法、被災者生活再建支援法適用）</li> </ul>
15日	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆自衛隊による炊き出し開始</li> <li>◆自衛隊による「火の国の湯」が保健福祉センターに開設</li> <li>◆被災建築物の応急危険度判定に着手</li> </ul>
16日	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆1時25分 地震発生（震度7、マグニチュード7.3）</li> <li>◆災害対策本部を保健福祉センターへ移転</li> </ul>
17日	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆自衛隊による「火の国の湯」が総合体育館に開設</li> <li>◆被災宅地の応急危険度判定に着手</li> </ul>
19日	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆阿蘇くまもと空港が一部運行を再開</li> </ul>
21日	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆益城町災害ボランティアセンター設立</li> </ul>
23日	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆安倍内閣総理大臣が益城町を視察</li> <li>◆「熊本地震に伴う益城町地震災害に関する緊急要望」を安倍内閣総理大臣に提出</li> </ul>
24日	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆総合運動公園陸上競技場にテント村開設</li> </ul>
25日	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆激甚災害法適用</li> <li>◆役場内にプロジェクトチームを設立（住まい支援、り災証明、避難所対策、役場機能）</li> </ul>
27日	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆「益城災害FM」放送を開始</li> <li>◆「益城町復興支援臨時シャトルバス」の運行を開始</li> </ul>
28日	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆特定非常災害法適用</li> <li>◆民間賃貸住宅借り上げ制度（みなし仮設住宅）窓口を開設</li> </ul>
30日	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆り災証明に係る建物被害認定調査を開始</li> <li>◆広報ましき災害臨時号の発行を開始</li> </ul>
5月	
1日	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆り災証明書の交付申請受付を開始</li> </ul>
2日	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆災害対策本部を役場庁舎へ移転</li> <li>◆「熊本地震に伴う益城町地震災害に関する緊急要望」を高市総務大臣に提出</li> </ul>
6日	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆熊本地震に関する住民相談窓口を町公民館ロビーに開設</li> <li>◆一部の町立保育所が再開</li> </ul>
9日	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆保健福祉センターにて役場窓口業務の一部を再開</li> <li>◆町内小中学校を再開</li> </ul>
10日	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆町立幼稚園を再開</li> </ul>

日付	内 容
13日	◆町民憩いの家での入浴サービス再開
16日	◆町内小中学校にて簡易給食を開始
17日	◆中央公民館にて窓口業務を再開 (住民生活課、税務課、こども未来課、いきいき長寿課、福祉課) ◆保健、福祉、医療チームを設立
19日	◆天皇、皇后両陛下が避難所を慰問
20日	◆グランメッセ熊本にてり災証明書の交付開始
21日	◆第1次応急仮設住宅の申請受付を開始
22日	◆応急修理事業の申請受付を開始
23日	◆「町民憩いの家行き巡回バス」が運行を開始
29日	◆日本医師会災害医療チーム活動終了に伴い、益城町災害医療調整本部、救護所が閉鎖
30日	◆自衛隊による災害派遣が終了
31日	◆「熊本地震に伴う益城町地震災害に関する熊本県への緊急要望」を蒲島県知事に提出 ◆総合運動公園のテント村を閉鎖
6月	
1日	◆役場に復興課、環境衛生課を新設 ◆被災者生活再建支援金の申請受付を開始 ◆町内小中学校で弁当給食の提供を開始 ◆九州産交バス「御船～東無田～交通センター」線が通常運行を再開
4日	◆安倍内閣総理大臣が益城町を視察
6日	◆り災証明に係る建物被害認定調査2次調査を開始 ◆プレハブ庁舎及び中央公民館にて役場業務開始 ◆九州産交バスによる無料シャトルバスが運行を開始(古閑入口～木山産交) ◆町内小中学校へ再春館製菓所による汁物給食の提供を開始
14日	◆応急仮設住宅への入居を開始
15日	◆公費による家屋の解体・撤去の受付開始
17日	◆交流情報センターにて業務開始(学校教育課、生涯学習課)
19日	◆福祉避難所としてグランメッセ熊本にトレーラーハウスを設置
21日	◆豪雨により河川堤防が決壊し、浸水被害が発生
23日	◆熊本地震義援金の申請受付を開始
25日	◆益城復興市場・屋台村がオープン
26日	◆第2次応急仮設住宅の申請受付を開始
29日	◆飯野小仮設住宅に「みんなの家」第1号が完成
30日	◆「ましきラボ」が仮設住宅における聞き取り調査開始

日付	内 容
7月	
6日	◆益城町震災復興基本方針を策定
7日	◆復興に向けて区長との意見交換会を開催（～17日、全6回開催） ◆公費による家屋の解体・撤去を開始
10日	◆参議院議員選挙（投票所を28か所から12か所に縮小、投票時間を短縮して実施）
13日	◆広報ましき復興ニュースの発行を開始
15日	◆「テクノ仮設団地」にバス2路線を新設
17日	◆「ましきメッセもやい市」3か月ぶりに再会
20日	◆自費解体・撤去（先行解体）費用の申請受付を開始
22日	◆熊本連携中枢都市圏として、「平成28年熊本地震に関する要望書」を国に提出 ◆総務省へ熊本地震に伴う自治公民館改修等の費用に関する要望を実施 ◆国土交通省へ熊本地震に伴う防災集団移転促進事業に関する要望を実施
24日	◆平成28年熊本地震益城町慰霊祭を開催
26日	◆第2回益城町議会定例会を開催、災害復興特別委員会の設置
28日	◆「益城町復興計画策定に向けた住民意見交換会」を開催（～8月20日、全14回開催） ◆第3次応急仮設住宅の申請受付を開始
8月	
5日	◆第1回益城町復興計画策定委員会を開催
9日	◆第1回産業復興専門部会を開催
10日	◆第1回くらし復興専門部会を開催
11日	◆第1回復興まちづくり専門部会を開催
20日	◆「益城町の復興に関する意向調査」アンケート調査を実施（全世帯）
23日	◆第4次応急仮設住宅の申請受付を開始
24日	◆第2回復興まちづくり専門部会を開催
27日	◆子どもまちづくりリーダーツアーの報告会を開催 （9月11日に仙台市で開催された東北子どもまちづくりサミットで益城町の小学生がその成果を発表）
9月	
1日	◆第2回くらし復興専門部会を開催
2日	◆第2回産業復興専門部会を開催
6日	◆テクノ仮設団地に「イオン益城テクノ仮設団地店」及び「益城テクノ笑店街7」がオープン
13日	◆第3回復興まちづくり専門部会を開催
16日	◆第3回くらし復興専門部会を開催

日付	内 容
23日	◆第3回産業復興部会を開催 ◆委員長及び3部会長合同会議
28日	◆第4回復興まちづくり専門部会を開催 ◆第4回産業復興専門部会を開催
30日	◆第4回くらし復興専門部会を開催
10月	
3日	◆益城町地域支え合いセンターを設立
7日	◆第2回益城町復興計画策定委員会を開催
8日	◆「益城町未来トーク」を開催
11日	◆有識者アドバイザーからの助言等（11日～13日）
12日	◆益城町復興計画骨子を策定
13日	◆「益城町復興計画づくりに関する小・中学生アンケート」の実施
17日	◆「益城町復興計画骨子に係る住民意見交換会」を開催（～22日、全7回開催） ◆応急仮設住宅の申請受付を随時開始
19日	◆秋津川河川公園内に「ましきラボ」が開所
27日	◆第5回復興まちづくり専門部会を開催
30日	◆総合体育館避難所を閉鎖（町内の全ての避難所を閉鎖）
11月	
1日	◆第5回産業復興専門部会を開催
2日	◆第5回くらし復興専門部会を開催
10日	◆第3回益城町復興計画策定委員会を開催
11日	◆益城町復興計画（案）の策定
15日	◆「復興計画（案）に関する住民意見公募（パブリックコメント）」の実施（～28日）
17日	◆熊本県へ県道熊本高森線4車線化に関する要望を実施
12月	
2日	◆第6回まちづくり復興専門部会を開催
5日	◆第6回くらし復興専門部会を開催 ◆第6回産業復興専門部会を開催
8日	◆第4回益城町復興計画策定委員会を開催
9日	◆県道熊本高森線の都市計画等に関する説明会を開催（～12日）
12日	◆益城町復興計画の策定
18日	◆「益城町もうちょっとトーク ～未来トーク延長戦～」開催
20日	◆益城町復興計画の議会承認

### 資料3 第5次益城町総合計画で掲げられている将来像

#### 1 まちづくりの基本理念

第5次益城町総合計画では、町が長期にわたって守るべきまちづくりの方向性として、次のような基本理念を定めています。

##### まちづくりの基本理念

### 「『誇り』『しあわせ』『愛』のあふれるまちづくり」

自然や文化に育まれた、しあわせと愛があふれ、心のかようまちをつくります

#### 2 まちの将来像

第5次益城町総合計画では、まちづくりの基本理念のキーワードである「誇り」「しあわせ」「愛」「心」に基づき、まちの将来像を次のとおり定めています。

##### まちの将来像

### 「水とみどり豊かで人安らぐ『夢・創造』のまち」

～みんなの笑顔と愛情あふれるまちをめざして～

#### 3 まちづくりの基本方針

第5次益城町総合計画では、まちの将来像である「水とみどり豊かで人安らぐ『夢・創造』のまち」を実現するための基本方針を次のように定めています。

##### まちづくりの基本方針

#### 方針1（水と緑・安らぎ）

子どもから高齢者まで、住民みんなが安心して暮らせるやさしいまち

#### 方針2（豊か・創造）

全ての産業が連携した新たな産業の振興と魅力ある地域創造のまち

#### 方針3（人）

まちの活性化を進める地域づくり、人づくり、いきがいづくりのまち

#### 方針4

健全な行財政に支えられたまち

#### 4 8つの政策分野別将来像（より具体的な将来像）

第5次益城町総合計画では、上記に掲げた「まちづくりの基本方針」の確実な実現に向けて、8つの政策分野別に、より具体的な将来像を描いています。

##### (1) 安全でうるおいのあるまち

- 恵まれた立地条件と自然を生かした快適に暮らせる優れた住環境が整備されているまち
- 地域を結ぶ利便性の高い公共交通機関が充実しているまち
- 町の豊かな自然が守られ、さらに次の世代に引き継がれていくまち
- 自然環境に負荷を与えない循環型社会が形成されているまち
- 限りある資源を大事にするまち
- 住民の生命・財産が、人権の尊重と共に守られているまち
- 高齢者、障がい者、女性や子ども等が安全で安心して暮らせるまち

##### (2) いきいきと健やかに暮らせるまち

- 新生児から高齢者まですべての住民の人権が尊重され、いきいき、のびのびと健康に日常生活が送られるまち
- 生涯にわたる疾病予防、治療、健康増進までの総合的な医療・救急医療体制、保健体制が充実しているまち
- 地域での支え合いを基本とした地域福祉が実現しているまち
- 高齢者や障がい者の人権が尊重され、いきがいを持って社会参加をし、住み慣れた地域において安心して生活できるまち
- 子どもを安心して産み、育てることができる、子育てしやすいまち

##### (3) 地域力により創出される活気あるまち

- 農地の有効利用や森林資源を有効活用、農作業の効率化等が図られているまち
- 魅力的で安心して働ける雇用の場が確保されているまち
- 「食」を中心とした新産業への取組が進んでいるまち
- 既存商店街の活性化の取組が進んでいるまち
- 豊富な資源の保護と活用により、独自性のある観光振興が図られているまち

#### (4) 自然と調和し活力に満ちたまち

- 自然環境が保全され、良好な生活環境が確保されているまち
- 子どもから高齢者まですべての人々が、いきいき過ごすことができるユニバーサルデザインに基づく都市施設が整備されているまち
- 自然景観と都市的景観が整った良好な景観が形成されているまち
- 通勤・通学や物流などの経済社会活動を支える道路が整備されているまち
- 誰もが安心して利用できる公園・緑地が整備されているまち

#### (5) 個性と創造力を育むまち

- 未来を担う子どもたちが、心身ともにバランスよく育まれるまち
- 人権を重んじ、心豊かで、郷土を愛し、郷土に誇りをもつ「人」が育まれるまち
- 体力や年齢に応じて気軽に生涯学習やスポーツに親しむことができるまち
- 質の高い文化・芸術を楽しみ、ふれあうことができるまち
- 広く社会に適応できる人材が育まれるまち

#### (6) 住民主役の個性的なまち

- 住民一人ひとりが誇りを持ち、住民が主役となって自ら考え自ら行動できるまち
- 活性化されたコミュニティや地域連帯感が生まれているまち
- 基本的人権がすべての人々に対して尊重されているまち
- 男女がいきいきと暮せる男女共同参画社会が実現されているまち

#### (7) みんなに選ばれるまち

- 「住んでよかった」「住み続けたい」と住民から思われるまち
- 町外の方や事業者から「選ばれる」まち

## 資料4 計画策定における住民の参加

### 資料4. 1 意見交換会等の実施

#### ◇第1回 益城町復興計画策定に向けた住民意見交換会（全14回、1,107人参加）

- ◆平成28年7月28日（会場：益城中学校、参加者：76人〔飯野校区〕）
- ◆平成28年7月29日（会場：益城中学校、参加者：51人〔広崎1・2町内〕）
- ◆平成28年7月31日（会場：益城中学校、参加者：50人〔広崎3・4・5町内、小峯〕）
- ◆平成28年8月1日（会場：益城中学校、参加者：35人〔古閑、福富〕）
- ◆平成28年8月2日（会場：益城中学校、参加者：85人〔惣領1・2町内〕）
- ◆平成28年8月3日（会場：益城中学校、参加者：44人〔惣領3・4町内〕）
- ◆平成28年8月4日（会場：益城中学校、参加者：78人〔馬水北、馬水南〕）
- ◆平成28年8月6日（会場：益城中学校、参加者：70人〔安永1・2町内〕）
- ◆平成28年8月8日（会場：益城中学校、参加者：75人〔安永3・4町内〕）
- ◆平成28年8月10日（会場：文化会館、参加者：124人〔大字寺迫、大字木山〕）
- ◆平成28年8月11日（会場：文化会館、参加者：169人〔大字宮園、大字辻の城〕）
- ◆平成28年8月18日（会場：文化会館、参加者：76人〔福田校区〕）
- ◆平成28年8月19日（会場：文化会館、参加者：97人〔津森校区〕）
- ◆平成28年8月20日（会場：文化会館、参加者：77人〔全校区〕）

#### ◇第2回 益城町復興計画骨子に係る住民意見交換会（全7回、524人参加）

- ◆平成28年10月17日（会場：飯野分館、参加者：33人〔飯野校区〕）
- ◆平成28年10月18日（会場：保健福祉センターはぴねす、参加者：61人〔広安西校区〕）
- ◆平成28年10月19日（会場：保健福祉センターはぴねす、参加者：151人〔広安校区〕）
- ◆平成28年10月20日（会場：交流情報センターミナテラス、参加者：136人〔木山校区〕）
- ◆平成28年10月21日（会場：福田分館、参加者：38人〔福田校区〕）
- ◆平成28年10月22日（会場：津森分館、参加者：70人〔津森校区〕）
- ◆平成28年10月22日（会場：交流情報センターミナテラス、参加者：35人〔全校区〕）

その他、応急仮設団地でも随時開催

#### ◇若者向けワークショップ「益城町未来トーク」

- ◆平成28年10月8日（会場：保健福祉センターはぴねす、参加者：95人）

#### ◇小中学生アンケート

- ◆平成28年10月13日～21日（小学5・6年生及び中学1・2年生1,248人から回収）

◇パブリックコメント（意見公募）

- ◆意見募集期間 平成28年11月15日～11月28日
- ◆ご意見を提出された方の人数71人
- ◆提出されたご意見と、それに対する本町の考え方

		分 野				合計
		くらし	まちづくり	産業	全般	
対応 A	復興計画に反映する意見	2	1	3	6	12
対応 B	意見の趣旨が既に案に反映されている意見	14	15	5	4	38
対応 C	今後の参考とする意見	44	59	29	10	142
対応 D	復興計画に反映できない意見	1	3	1	1	6
対応 E	その他	10	13	0	9	32
合 計		71	91	38	30	230

※複数分野にわたるご意見があるため、上記の表は延数となっています。

## 資料4. 2 住民アンケート調査結果

平成28年8月18日から9月2日にかけて、復興計画策定にあたり住民の方々の意向を把握し、調査結果を本復興計画策定に係る検討資料として用いることを目的に、全世帯を対象としたアンケート調査を実施しました。主な実施概要については次のとおりです。

### <実施概要>

対 象 者：4月14日（熊本地震前震）時点において、町内に住所登録をしていた全世帯の主たる家計の支持者

対象地域：益城町全域

調査方法：郵送による送付回収

実施期日：平成28年8月18日～9月2日

対象世帯数：13,097世帯

（住民基本台帳に記載されている全世帯〔4月14日時点〕）

回答世帯数：5,683世帯

回 収 率：43.4%

## 益城町復興計画策定のための住民アンケート調査

- この調査は、益城町の復興計画づくりの検討に活かすことを目的としています。
- この調査票は、本調査票が届いた世帯の主たる家計の支持者がお答えください。
- 選択式の質問は、当てはまると思われる選択肢の番号を○で囲み、かっこ内の記入が必要な場合は、具体的な内容をご記入ください。選択式の質問は、「○は1つ」「○はいくつでも」「あてはまるものすべてに○」と選択する数を指定しております。
- この調査票に鉛筆またはボールペン等で直接ご記入の上、同封の返信用封筒でご返送ください（切手は不要です）。なお調査票にも返信用封筒にも、住所やお名前を記入いただく必要はありません。

はじめに、あなたご自身のことについておたずねします。

問1 あなたご自身について、それぞれの項目についてご回答ください。

(1) あなたの性別は、次のどれに当てはまりますか。(○は1つ)

- |      |      |
|------|------|
| 1. 男 | 2. 女 |
|------|------|

(2) あなたの年齢は、次のどれに当てはまりますか。(○は1つ)

- |        |        |        |          |
|--------|--------|--------|----------|
| 1. 10代 | 2. 20代 | 3. 30代 | 4. 40代   |
| 5. 50代 | 6. 60代 | 7. 70代 | 8. 80代以上 |

(3) 4月14日時点であなたと同居されていた世帯の構成は、次のどれに当てはまりますか。(○は1つ)

- |                    |                    |
|--------------------|--------------------|
| 1. 単身世帯            | 2. 夫婦だけの世帯         |
| 3. 親・子の二世帯にわたる世帯   | 4. 親・子・孫の三世帯にわたる世帯 |
| 5. その他（具体的に：_____） |                    |

(4) 4月14日時点と現在では、あなたと同居されていた世帯の構成は変わりましたか。(○は1つ)

- |                     |  |
|---------------------|--|
| 1. 変わらない            |  |
| 2. 変わった（具体的に：_____） |  |

(5) 4月14日時点であなたと同居されていたご家族の中に、次のような方はいらっしゃいましたか。（あなたご自身を含みます）（あてはまるものすべてに○）

- |                    |            |
|--------------------|------------|
| 1. 乳幼児（0歳から小学校就学前） | 2. 小学生     |
| 3. 中学生・高校生         | 4. 65歳以上の方 |
| 5. 1～4に該当する方はいなかった |            |

(6) 4月14日時点で、あなたは益城町に通算で何年住んでいましたか。(○は1つ)

- |               |               |
|---------------|---------------|
| 1. 1年未満       | 2. 1年以上 5年未満  |
| 3. 5年以上10年未満  | 4. 10年以上20年未満 |
| 5. 20年以上30年未満 | 6. 30年以上      |

あなたのお住まいについておたずねします。

問2 4月14日時点のあなたの居住地区は次のどれに当てはまりますか。(○は1つ)

飯野	1. 赤井	2. 木崎	3. 五楽	4. 中尾
	5. 上砥川	6. 中砥川	7. 下砥川	8. 新川
	9. 下鶴	10. 飯田	11. 本土山	12. 土山
	13. 小池秋永	14. 下原	15. 東無田	16. 櫛島
広安	17. 広崎1	18. 広崎2	19. 広崎3	20. 広崎4
	21. 広崎5	22. 古閑	23. 福富	24. 惣領1
	25. 惣領2	26. 惣領3	27. 惣領4	28. 馬水北
	29. 馬水南	30. 安永1	31. 安永2	32. 安永3
	33. 安永4	34. 小峯		
木山	35. 下寺中灰塚	36. 寺迫	37. 上町	38. 下町
	39. 蛭子町	40. 市ノ後	41. 宮園	42. 市ノ後団地
	43. 辻の城団地	44. 辻団地		
福田	45. 畑中	46. 谷川	47. 福原	48. 南
	49. 内寺	50. 川内田	51. 田中	52. 柳水
	53. 袴野	54. 平田上	55. 平田中	56. 平田下
	57. 平田西	58. 黒石崎	59. 平田境	
津森	60. 上陳	61. 堂園	62. 杉堂	63. 上小谷
	64. 下小谷	65. 田原	66. 寺中	67. 北向
	68. 下陳			

問3 4月14日時点のあなたのお住まいの種類は、次のどれに当てはまりますか。(○は1つ)

1. 持ち家 (戸建)
2. 持ち家 (集合住宅)
3. 社宅
4. 町営住宅
5. 民間借家 (賃貸マンション、アパート等を含む)
6. 間借り・下宿・寮
7. その他 (具体的に: _____ )

問4 あなたのご自宅の被災状況は、次のどれに当てはまりますか。(○は1つ)

1. 全壊	2. 大規模半壊
3. 半壊	4. 一部損壊
5. 被害はなかった	6. 分からない
7. その他 (具体的に: _____ )	

**問5 あなたの現在のお住まいは、震災前のお住まいと同じですか。(○は1つ)**

- |                              |
|------------------------------|
| 1. 震災前と同じ住まい ⇒問8にお進みください     |
| 2. 震災前とは別の住まい ⇒問6・問7をお答えください |

**問6・問7は、問5で「2. 震災前とは別の住まい」とお答えになった方に伺います。**

**問6 現在のお住まいは、次のどれに当てはまりますか。(○は1つ)**

- |                          |
|--------------------------|
| 1. 仮設住宅                  |
| 2. みなし仮設住宅               |
| 3. 民間賃貸住宅 (みなし仮設住宅を含まない) |
| 4. 持ち家                   |
| 5. 町営住宅                  |
| 6. 避難所                   |
| 7. 親類や友人宅                |
| 8. その他 (具体的に: _____)     |

**問7 将来のお住まいについて、あなたの思いに最も近いものはどれですか。(○は1つ)**

- |                                     |
|-------------------------------------|
| 1. 元と同じ場所で再建したい                     |
| 2. 元と同じ場所以外の益城町内 (同じ校区内) で再建したい     |
| 3. 元と同じ場所以外の益城町内 (異なる校区でもよい) で再建したい |
| 4. 益城町内の町営住宅へ移転したい                  |
| 5. 益城町外に再建したい                       |
| 6. 現時点では考えられない                      |
| 7. 分からない                            |
| 8. その他 (具体的に: _____)                |

(全員の方におたずねします)

問8 あなたは益城町に住み続けたいと思いますか。(○は1つ)

- |                              |                        |
|------------------------------|------------------------|
| 1. 益城町に住み続けたい                | ⇒ 問11にお進みください          |
| 2. 町外に移転したい                  | } ⇒ 問9・問10を<br>お答えください |
| 3. すでに町外に移転したが、益城町に戻りたい      |                        |
| 4. すでに町外に移転しており、益城町に戻るつもりはない |                        |

問9・問10は、問8で「2. 町外に移転したい」「3. すでに町外に移転したが、益城町に戻りたい」「4. すでに町外に移転しており、益城町に戻るつもりはない」とお答えになった方に伺います。

問9 あなたが益城町から移転したい・移転した理由は、次のどれに当てはまりますか。(○はいくつでも)

- |                         |
|-------------------------|
| 1. 住む場所がない              |
| 2. 自宅をいつ再建できるか分からない     |
| 3. 再び地震が起きることが心配        |
| 4. 断層が近くて心配             |
| 5. 地盤が心配                |
| 6. 二次災害が心配              |
| 7. 消防・防災・防犯体制が不安        |
| 8. 買い物や生活に不便            |
| 9. 交通の便が悪く、通勤・通学に不便     |
| 10. 子育て・教育の環境がよくない      |
| 11. 保健・医療・福祉が充実していない    |
| 12. 余暇や生きがいを楽しむ場や機会が少ない |
| 13. 文化・スポーツを楽しむ機会が少ない   |
| 14. 地域での人間関係が不安         |
| 15. 自分に合う仕事(職場)がない      |
| 16. 自然環境にめぐまれていない       |
| 17. まちには将来性・発展性が期待できない  |
| 18. その他(具体的に: )         |

問10 あなたが益城町に住み続けるか・戻るかを判断するうえで重視していることは何ですか。(○はいくつでも)

- |   |
|---|
| 1. 自宅の再建                                    |
| 2. 地震・断層からの安全性の確保                           |
| 3. 買物、子育て・教育、保健・医療・福祉、公共交通等の環境の確保           |
| 4. 地域コミュニティの維持<br>(隣近所の人たちとまた近くに住むことができるか等) |
| 5. 道路、橋、公共施設などインフラの復旧                       |
| 6. 仕事の確保                                    |
| 7. その他(具体的に: )                              |

(全員の方におたずねします)

**あなたの（世帯の主たる家計の支持者）のお仕事について  
おたずねします。**

問11 4月14日時点で、あなたは働いていましたか。(○は1つ)

- |             |                 |
|-------------|-----------------|
| 1. 働いていた    | ⇒問12～17をお答えください |
| 2. 働いていなかった | ⇒問18にお進みください    |

問12～問17は、問11で「1. 働いていた」とお答えになった方に伺います。

問12 4月14日時点のあなたの就業形態（複数ある場合は主なもの）は何でしたか。(○は1つ)

- |              |             |        |
|--------------|-------------|--------|
| 1. 自営業       | 2. 役員       | 3. 正社員 |
| 4. パート・アルバイト | 5. その他（具体的に | ：      |

問13 4月14日時点のあなたの業種（複数ある場合は主なもの）は何でしたか。(○は1つ)

- |             |              |
|-------------|--------------|
| 1. 農林水産業    | 2. 製造業・建設業   |
| 3. 卸・小売・飲食業 | 4. 公務員・団体職員  |
| 5. その他サービス業 | 6. その他（具体的に： |

問14 4月14日時点のあなたの職場（複数ある場合は主な場所）はどこでしたか。(○は1つ)

- |             |        |        |
|-------------|--------|--------|
| 1. 益城町      | 2. 熊本市 | 3. 大津町 |
| 4. 菊陽町      | 5. 御船町 | 6. 西原村 |
| 7. その他（具体的に | ：      | ）      |

問15 震災前後であなたの就業形態に変化はありましたか。(○は1つ)

- |                  |                 |
|------------------|-----------------|
| 1. 仕事を辞めた（廃業・失業） | 2. 休んでいる（休業・退職） |
| 3. 転職した          | 4. 創業・起業した      |
| 5. 変化はない         | 6. その他（具体的に：    |

問16 4月14日時点で益城町内で自営業・農業を営んでいた方へ伺います。  
益城町内で事業を再開したいと思いますか。(○は1つ)

- |                  |             |
|------------------|-------------|
| 1. 町内ですでに再開した    | 2. 町内で再開したい |
| 3. 町内で再開するつもりはない | 4. 分からない    |
| 5. その他（具体的に：     | ）           |

問17 4月14日時点で益城町内で自営業・農業を営んでいた方へ伺います。  
益城町内で事業再開するうえでの課題は何ですか。(○はいくつでも)

- |                  |                 |
|------------------|-----------------|
| 1. 事業の後継者がいない    | 2. 従業員を確保できない   |
| 3. 新たに設備投資が必要になる | 4. 再開する場所がない    |
| 5. 資金がない         | 6. 客の確保が難しい     |
| 7. 風評被害がある       | 8. 取引先企業の確保が難しい |
| 9. その他（具体的に：     | ）               |

(全員の方におたずねします)

**益城町の将来についておたずねします。**

問18 これからの暮らしについて不安に感じることはありますか。(〇はいくつでも)

- 1. 住宅を確保できるか不安
- 2. 将来的に大きな災害が起きるのではないかと不安
- 3. 余震や二次災害が不安
- 4. 買物などが不便になることが不安
- 5. 子供の教育環境や進路などが不安
- 6. 家族の心の状態が不安
- 7. 医療や介護施設の利用が不便になることが不安
- 8. これまでの近所づきあいが薄れてしまうことが不安
- 9. 就職や事業の再開など仕事を確保できるか不安
- 10. 震災前の収入を得られるかなど生活が自立できるか不安
- 11. 交通手段を確保できるかが不安
- 12. 趣味や生きがいができるかが不安
- 13. その他(具体的に: )
- 14. 特に不安なことはない

問19 現在、益城町では復興に向けて、「暮らし」「産業」「復興まちづくり」の分野で施策の検討を進めています。以下の質問にお答えください。

ア)【暮らし】左の一覧の中で、あなたが関心をお持ちの事柄は何ですか。3つまで選んで「番号記入欄」に数字をご記入のうえ、それぞれについてのご意見・お考えを右の枠内にご記入ください。

- 1. 住まいの確保  
(住宅再建や公営住宅の整備など)
- 2. 生活の再建(経済的な支援など)
- 3. 地域のコミュニティの強化・再生
- 4. 防災力の向上  
(意識の向上や組織の育成、  
災害時要援護者の支援など)
- 5. 保健・医療・福祉体制の確保
- 6. 心身の健康の維持・増進
- 7. 児童・生徒の心のケアの充実
- 8. 子育て支援の充実
- 9. 学校教育や就学環境の充実
- 10. 社会教育・生涯学習の充実
- 11. 文化・スポーツ環境の整備
- 12. 町民への情報伝達手段の整備
- 13. 行政との協業
- 14. その他(具体的に: )

関心のある事柄① ご意見

番号  
記入欄

関心のある事柄② ご意見

番号  
記入欄

関心のある事柄③ ご意見

番号  
記入欄

イ)【復興まちづくり】左の一覧の中で、あなたが関心をお持ちの事柄は何ですか。3つまで選んで「番号記入欄」に数字をご記入のうえ、それぞれについてのご意見・お考えを右の枠内にご記入ください。

1. 災害に強い交通網の形成  
(道路の再整備など)
2. 道路の早期復旧
3. 狭い道路の改善
4. 河川の早期復旧
5. 新たな住宅地の整備
6. 公共施設の配置
7. 公共施設の耐震化
8. 住宅街への公園の整備
9. 防災拠点の整備 (大きな公園など)
10. 山間部など危険な地域の改善  
(急傾斜地の対策)
11. 自然エネルギーの活用
12. その他 (具体的に: )

関心のある事柄① ご意見

番号  
記入欄

関心のある事柄② ご意見

番号  
記入欄

関心のある事柄③ ご意見

番号  
記入欄

ウ)【産業】左の一覧の中で、あなたが関心をお持ちの事柄は何ですか。3つまで選んで「番号記入欄」に数字をご記入のうえ、それぞれについてのご意見・お考えを右の枠内にご記入ください。

1. 農業用地や農業施設の復旧
2. 工場や生産設備の復旧
3. 商店や事務所の復旧
4. 農業の振興  
(特産品の開発、収益性向上など)
5. 工業の振興  
(新商品開発、高付加価値化など)
6. 商業・サービス業の振興  
(個人商店の活性化など)
7. 観光業の振興  
(観光資源の整備など)
8. 中小企業振興の充実
9. 6次産業化の推進
10. 企業の誘致
11. 商業施設の誘致
12. 創業環境の充実
13. 人材育成の促進
14. 経営支援の充実  
(資金補助制度の整備など)
15. 従業員の確保

関心のある事柄① ご意見

番号  
記入欄

関心のある事柄② ご意見

番号  
記入欄

関心のある事柄③ ご意見

番号  
記入欄

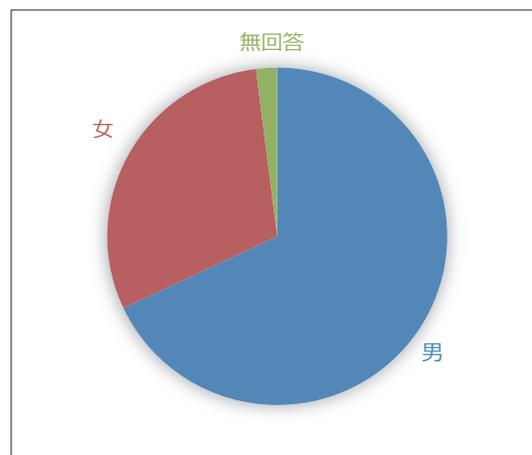


問1 あなたご自身について、それぞれの項目についてご回答ください。

(1) あなたの性別は、次のどれに当てはまりますか。(〇は1つ)

全体 (n=5,683)

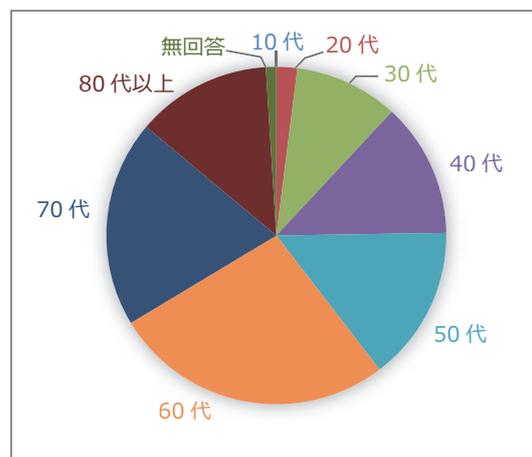
	回答数	比率
男	3,875	68%
女	1,723	30%
無回答	95	2%
複数回答	10	—



(2) あなたの年齢は、次のどれに当てはまりますか。(〇は1つ)

全体 (n=5,683)

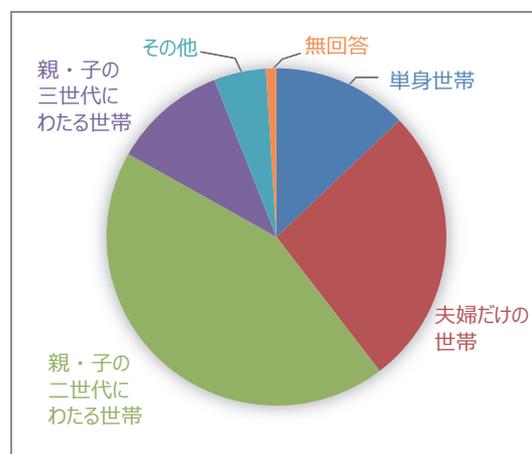
	回答数	比率
10代	2	0%
20代	127	2%
30代	571	10%
40代	723	13%
50代	846	15%
60代	1,556	27%
70代	1,115	20%
80代以上	721	13%
無回答	31	1%
複数回答	7	—



(3) 4月14日時点であなたと同居されていた世帯の構成は、次のどれに当てはまりますか。(〇は1つ)

全体 (n=5,683)

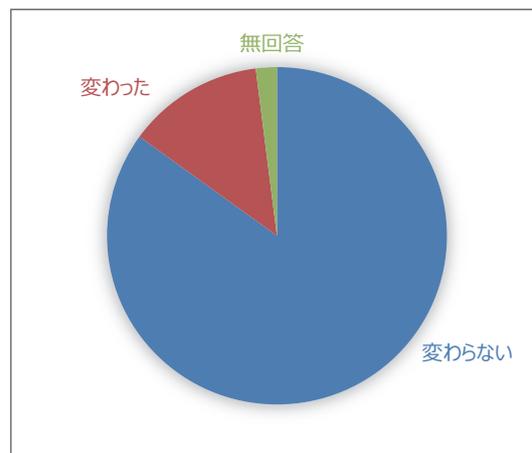
	回答数	比率
単身世帯	740	13%
夫婦だけの世帯	1,507	27%
親・子の二世帯にわたる世帯	2,503	44%
親・子・孫の三世帯にわたる世帯	625	11%
その他	273	5%
無回答	49	1%
複数回答	14	—



(4) 4月14日時点と現在では、あなたと同居されていた世帯の構成は変わりましたか。(〇は1つ)

全体 (n=5,683)

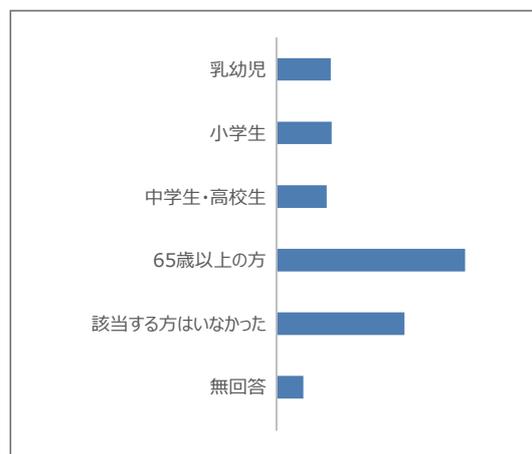
	回答数	比率
変わらない	4,829	85%
変わった	768	14%
無回答	91	2%
複数回答	5	



(5) 4月14日時点であなたと同居されていたご家族の中に、次のような方はいらっしゃいましたか。(あなたご自身を含みます) (あてはまるものすべてに〇)

全体 (n=5,683)

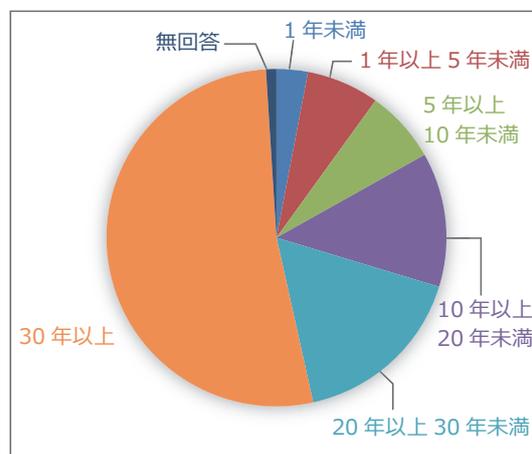
	回答数	比率
乳幼児	714	13%
小学生	728	13%
中学生・高校生	665	12%
65歳以上の方	2,480	44%
該当する方はいなかった	1,689	30%
無回答	358	6%



(6) 4月14日時点で、あなたは益城町に通算で何年住んでいましたか。(〇は1つ)

全体 (n=5,683)

	回答数	比率
1年未満	144	3%
1年以上5年未満	372	7%
5年以上10年未満	409	7%
10年以上20年未満	739	13%
20年以上30年未満	974	17%
30年以上	3,011	53%
無回答	38	1%
複数回答	4	—



問2 4月14日時点のあなたの居住地区は次のどれに当てはまりますか。(〇は1つ)

全体 (n=5,683)

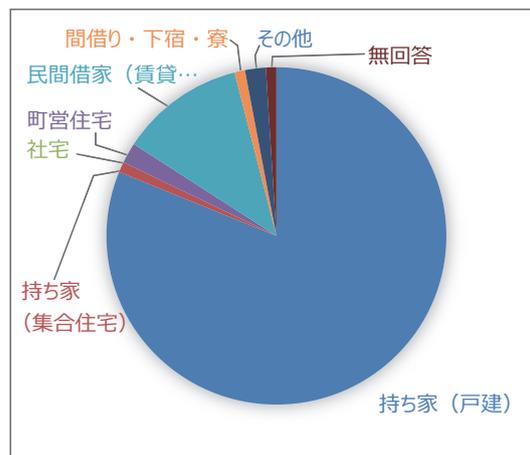
	回答数	比率
飯野	469	8%
広安	3,261	57%
木山	1,160	20%
福田	308	5%
津森	373	7%
無回答	112	2%



問3 4月14日時点のあなたのお住まいの種類は、次のどれに当てはまりますか。(〇は1つ)

全体 (n=5,683)

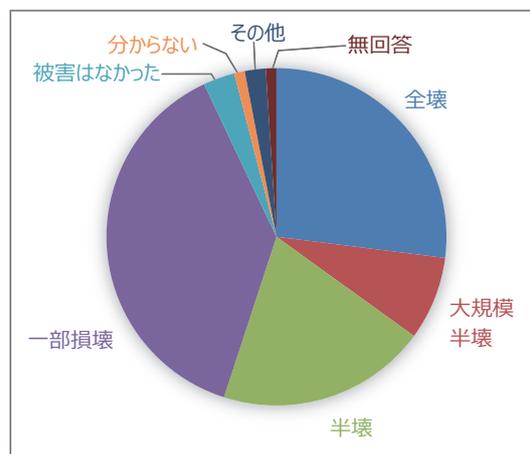
	回答数	比率
持ち家(戸建)	4,646	82%
持ち家(集合住宅)	29	1%
社宅	18	0%
町営住宅	125	2%
民間借家(賃貸マンション、アパート等を含む)	698	12%
間借り・下宿・寮	34	1%
その他	94	2%
無回答	45	1%
複数回答	6	—



問4 あなたのご自宅の被災状況は、次のどれに当てはまりますか。(〇は1つ)

全体 (n=5,683)

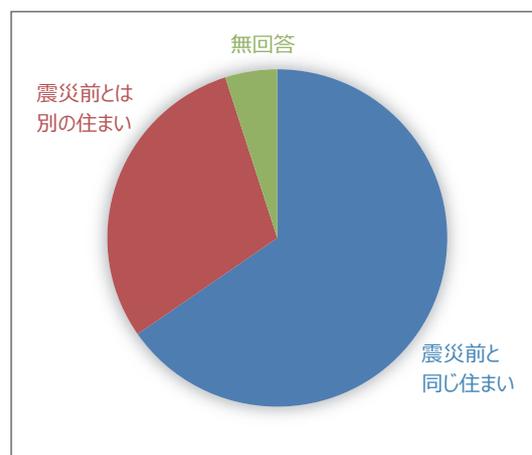
	回答数	比率
全壊	1,532	27%
大規模半壊	434	8%
半壊	1,146	20%
一部損壊	2,182	38%
被害はなかった	197	3%
分からない	70	1%
その他	112	2%
無回答	57	1%
複数回答	45	—



問5 あなたの現在のお住まいは、震災前のお住まいと同じですか。(〇は1つ)

全体 (n=5,683)

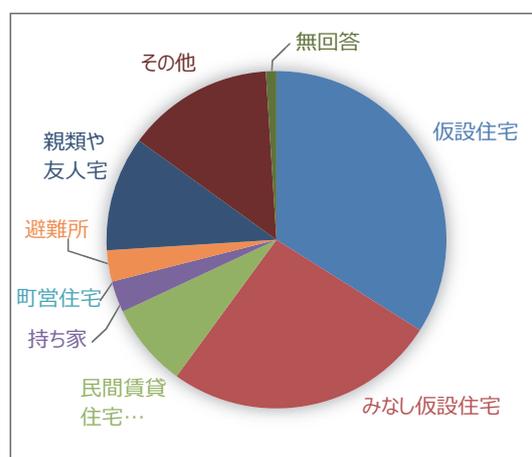
	回答数	比率
震災前と同じ住まい	3,723	66%
震災前とは別の住まい	1,677	30%
無回答	286	5%
複数回答	3	—



問6 現在のお住まいは、次のどれに当てはまりますか。(〇は1つ)

全体 (n=1,677)

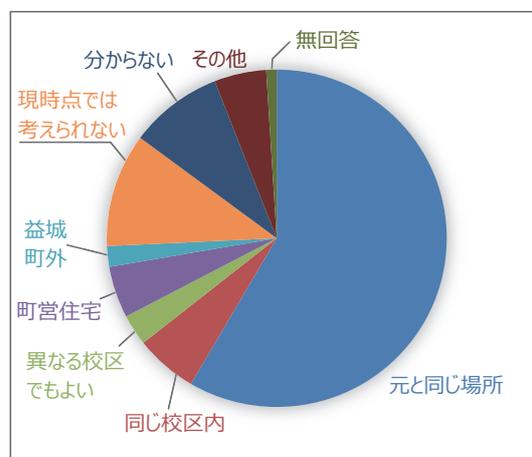
	回答数	比率
仮設住宅	566	34%
みなし仮設住宅	440	26%
民間賃貸住宅 (みなし仮設住宅を含まない)	133	8%
持ち家	55	3%
町営住宅	8	0%
避難所	47	3%
親類や友人宅	191	11%
その他	232	14%
無回答	22	1%
複数回答	17	—



問7 将来のお住まいについて、あなたの思いに最も近いものはどれですか。(〇は1つ)

全体 (n=1,677)

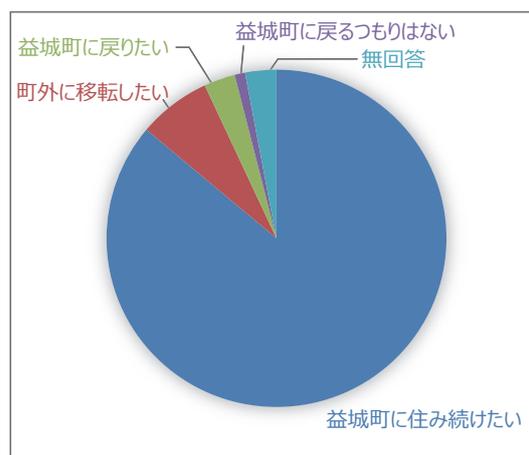
	回答数	比率
元と同じ場所で再建したい	984	59%
元と同じ場所以外の益城町内 (同じ校区内)で再建したい	109	6%
元と同じ場所以外の益城町内 (異なる校区でもよい)で再建したい	56	3%
益城町内の町営住宅へ移転したい	84	5%
益城町外に再建したい	38	2%
現時点では考えられない	178	11%
分からない	148	9%
その他	81	5%
無回答	19	1%
複数回答	18	—



問8 あなたは益城町に住み続けたいと思いますか。(〇は1つ)

全体 (n=5,683)

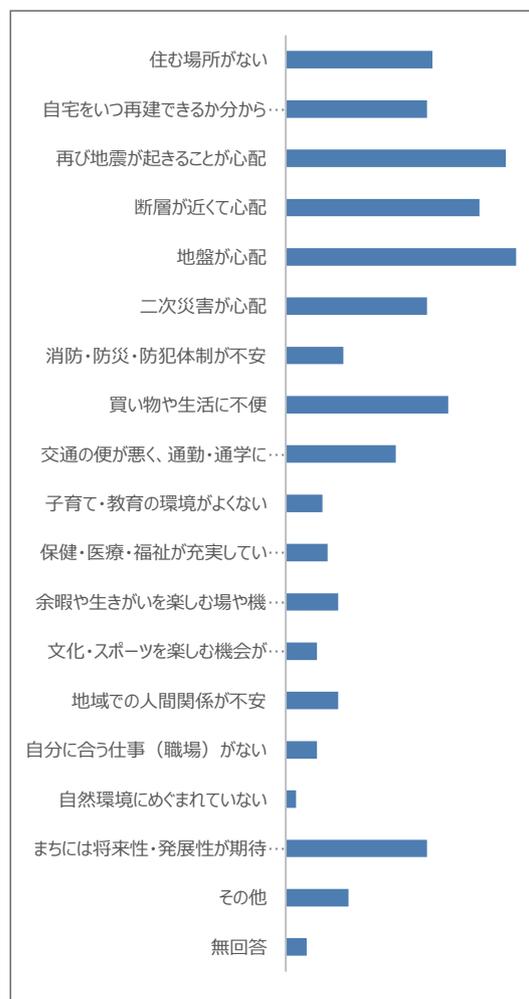
	回答数	比率
益城町に住み続けたい	4,945	87%
町外に移転したい	390	7%
すでに町外に移転したが、益城町に戻りたい	163	3%
すでに町外に移転しており、益城町に戻るつもりはない	51	1%
無回答	155	3%
複数回答	21	—



問9 あなたが益城町から移転したい・移転した理由は、次のどれに当てはまりますか。(〇はいくつでも)

全体 (n=603)

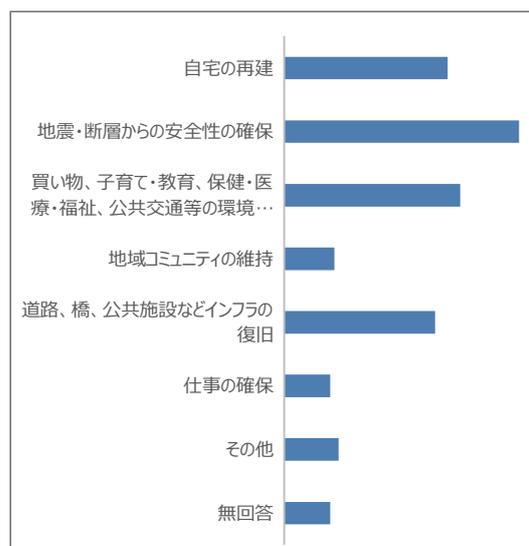
	回答数	比率
住む場所がない	167	28%
自宅をいつ再建できるか分からない	165	27%
再び地震が起きることが心配	252	42%
断層が近くて心配	225	37%
地盤が心配	265	44%
二次災害が心配	160	27%
消防・防災・防犯体制が不安	65	11%
買い物や生活に不便	188	31%
交通の便が悪く、通勤・通学に不便	125	21%
子育て・教育の環境がよくない	40	7%
保健・医療・福祉が充実していない	48	8%
余暇や生きがいを楽しむ場や機会が少ない	62	10%
文化・スポーツを楽しむ機会が少ない	38	6%
地域での人間関係が不安	58	10%
自分に合う仕事(職場)がない	37	6%
自然環境にめぐまれていない	15	2%
まちには将来性・発展性が期待できない	162	27%
その他	72	12%
無回答	22	4%



問10 あなたが益城町に住み続けるか・戻るかを判断するうえで重視していることは何ですか。(〇はいくつでも)

全体 (n=603)

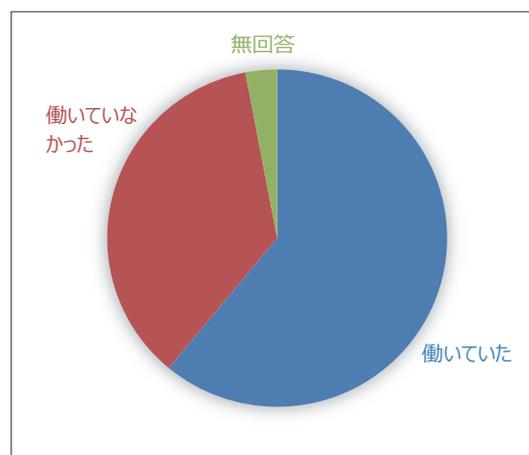
	回答数	比率
自宅の再建	235	39%
地震・断層からの安全性の確保	338	56%
買い物、子育て・教育、保健・医療・福祉、公共交通等の環境の確保	251	42%
地域コミュニティの維持（隣近所の人たちとまた近くに住むことができるか等）	74	12%
道路、橋、公共施設などインフラの復旧	217	36%
仕事の確保	64	11%
その他	78	13%
無回答	66	11%



問11 4月14日時点で、あなたは働いていましたか。(〇は1つ)

全体 (n=5,683)

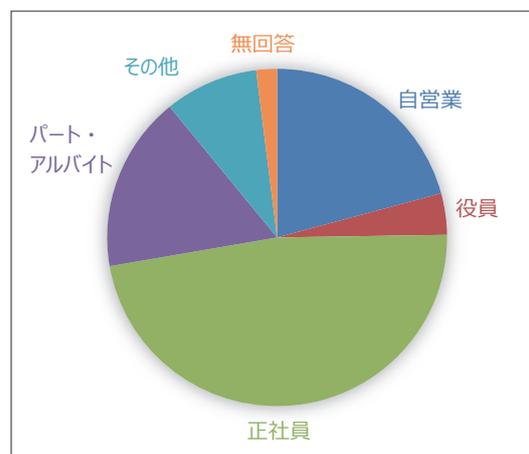
	回答数	比率
働いていた	3,456	61%
働いていなかった	2,061	36%
無回答	172	3%
複数回答	6	—



問12 4月14日時点のあなたの就業形態（複数ある場合は主なもの）は何でしたか。(〇は1つ)

全体 (n=3,456)

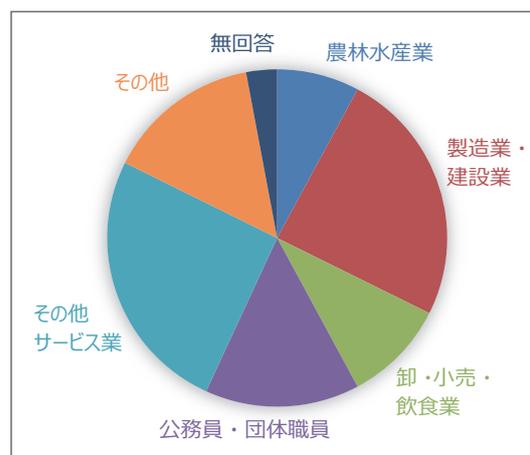
	回答数	比率
自営業	712	21%
役員	144	4%
正社員	1,669	48%
パート・アルバイト	591	17%
その他	305	9%
無回答	57	2%
複数回答	20	—



問13 4月14日時点のあなたの業種（複数ある場合は主なもの）は何でしたか。（〇は1つ）

全体（n=3,456）

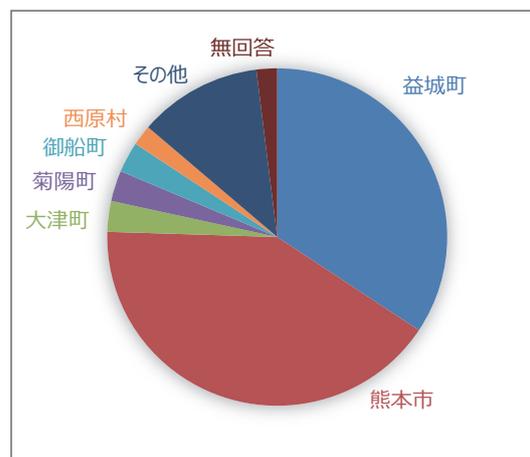
	回答数	比率
農林水産業	279	8%
製造業・建設業	848	25%
卸・小売・飲食業	340	10%
公務員・団体職員	502	15%
その他サービス業	889	26%
その他	528	15%
無回答	87	3%
複数回答	17	—



問14 4月14日時点のあなたの職場（複数ある場合は主な場所）はどこでしたか。（〇は1つ）

全体（n=3,456）

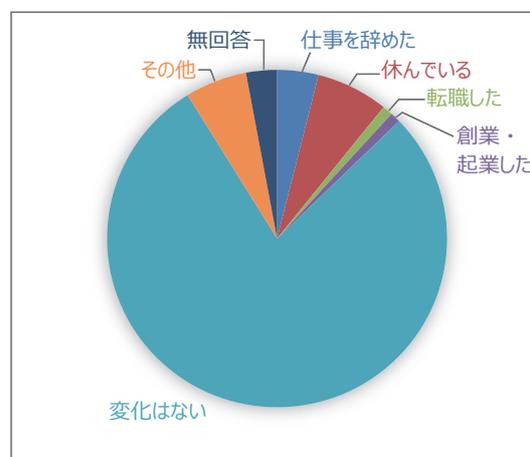
	回答数	比率
益城町	1,219	35%
熊本市	1,447	42%
大津町	103	3%
菊陽町	94	3%
御船町	97	3%
西原村	55	2%
その他	403	12%
無回答	53	2%
複数回答	15	—



問15 震災前後であなたの就業形態に変化はありましたか。（〇は1つ）

全体（n=3,456）

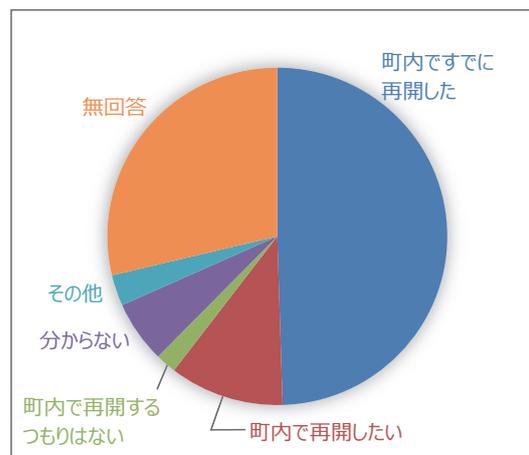
	回答数	比率
仕事を辞めた（廃業・失業）	131	4%
休んでいる（休業・休職）	225	7%
転職した	48	1%
創業・起業した	19	1%
変化はない	2,752	80%
その他	202	6%
無回答	94	3%
複数回答	14	—



問16 4月14日時点で益城町内で自営業・農業を営んでいた方へ伺います。益城町内で事業を再開したいと思  
いますか。(〇は1つ)

全体 (n=853)

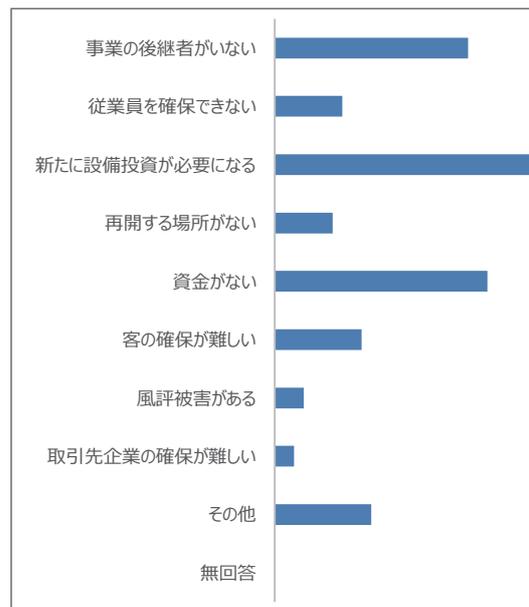
	回答数	比率
町内ですでに再開した	428	50%
町内で再開したい	92	11%
町内で再開するつもりはない	14	2%
分からない	48	6%
その他	23	3%
無回答	250	29%
複数回答	2	—



問17 4月14日時点で益城町内で自営業・農業を営んでいた方へ伺います。益城町内で事業再開するうえでの  
課題は何ですか。(〇はいくつでも)

全体 (n=853)

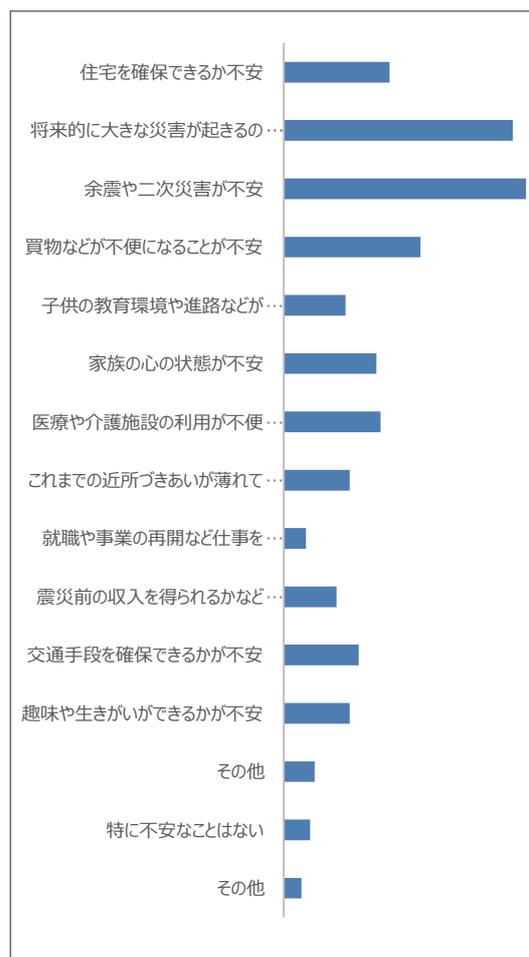
	回答数	比率
事業の後継者がいない	167	20%
従業員を確保できない	58	7%
新たに設備投資が必要になる	231	27%
再開する場所がない	48	6%
資金がない	184	22%
客の確保が難しい	77	9%
風評被害がある	23	3%
取引先企業の確保が難しい	16	2%
その他	84	10%
無回答	0	0%



問18 これからの暮らしについて不安に感じることはありますか。(〇はいくつでも)

全体 (n=5,683)

	回答数	比率
住宅を確保できるか不安	1,384	24%
将来的に大きな災害が起きるのではないかと不安	2,930	52%
余震や二次災害が不安	3,119	55%
買物などが不便になることが不安	1,767	31%
子供の教育環境や進路などが不安	795	14%
家族の心の状態が不安	1,196	21%
医療や介護施設の利用が不便になることが不安	1,248	22%
これまでの近所づきあいが薄れてしまうことが不安	829	15%
就職や事業の再開など仕事を確保できるか不安	304	5%
震災前の収入を得られるかなど生活が自立できるか不安	654	12%
交通手段を確保できるかが不安	974	17%
趣味や生きがいができるかが不安	850	15%
その他	386	7%
特に不安なことはない	361	6%
その他	228	4%

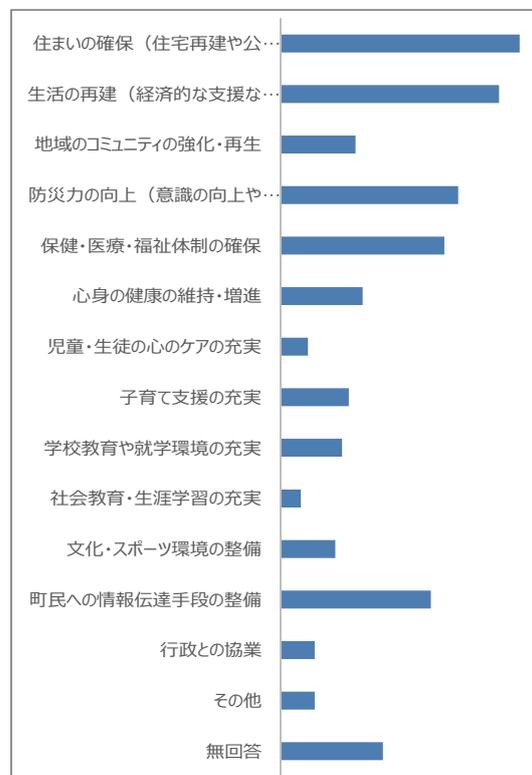


問19 現在、益城町では復興に向けて、「暮らし」「産業」「復興まちづくり」の分野で施策の検討を進めています。  
以下の質問にお答えください。

ア) 【暮らし】左の一覧の中で、あなたに関心をお持ちの事柄は何ですか。3つまで選んで「番号記入欄」に数字  
をご記入のうえ、それぞれについてのご意見・お考えを右の枠内にご記入ください。

全体 (n=5,683)

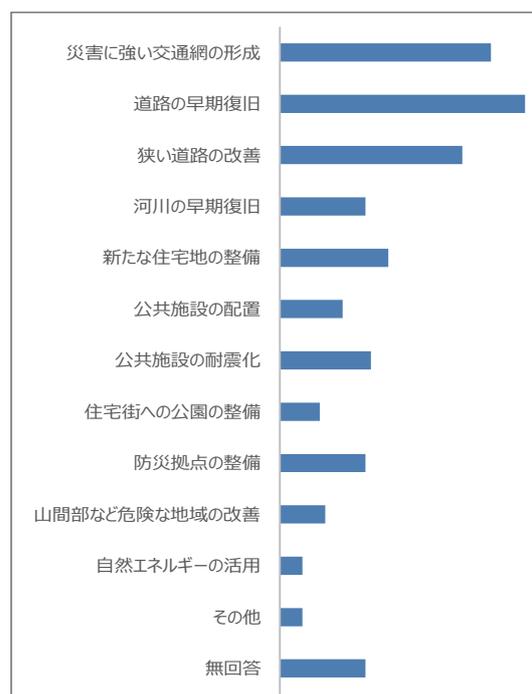
	回答数	比率
住まいの確保	1,971	35%
生活の再建	1,812	32%
地域のコミュニティの強化・再生	641	11%
防災力の向上	1,457	26%
保健・医療・福祉体制の確保	1,350	24%
心身の健康の維持・増進	666	12%
児童・生徒の心のケアの充実	248	4%
子育て支援の充実	555	10%
学校教育や就学環境の充実	521	9%
社会教育・生涯学習の充実	194	3%
文化・スポーツ環境の整備	448	8%
町民への情報伝達手段の整備	1,230	22%
行政との協業	278	5%
その他	309	5%
無回答	876	15%



イ) 【復興まちづくり】左の一覧の中で、あなたに関心をお持ちの事柄は何ですか。3つまで選んで「番号記入  
欄」に数字をご記入のうえ、それぞれについてのご意見・お考えを右の枠内にご記入ください。

全体 (n=5,683)

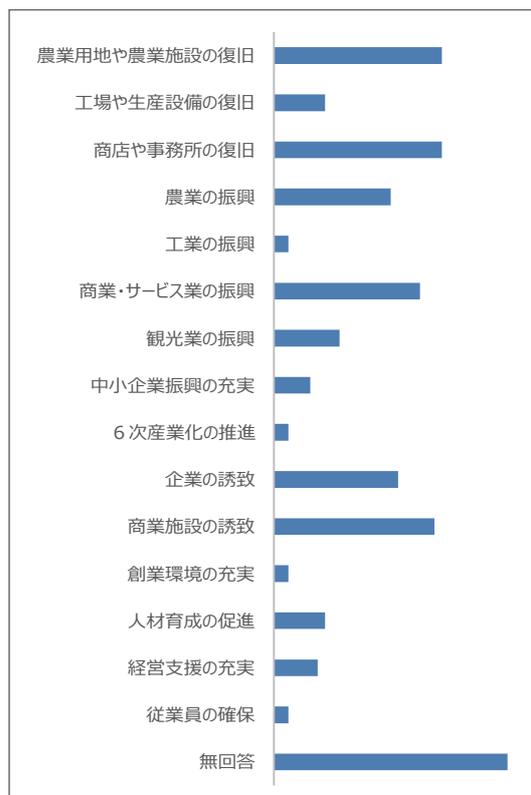
	回答数	比率
災害に強い交通網の形成 (道路の再整備など)	2,102	37%
道路の早期復旧	2,443	43%
狭い道路の改善	1,792	32%
河川の早期復旧	877	15%
新たな住宅地の整備	1,052	19%
公共施設の配置	599	11%
公共施設の耐震化	901	16%
住宅街への公園の整備	387	7%
防災拠点の整備	863	15%
山間部など危険な地域の改善	481	8%
自然エネルギーの活用	250	4%
その他	251	4%
無回答	836	15%



ウ) 【産業】左の一覧の中で、あなたが関心をお持ちの事柄は何ですか。3つまで選んで「番号記入欄」に数字をご記入のうえ、それぞれについてのご意見・お考えを右の枠内にご記入ください。

全体 (n=5,683)

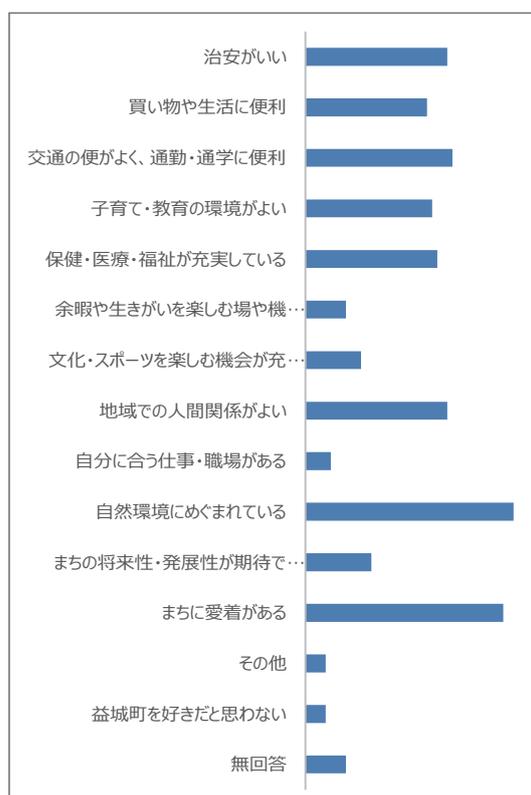
	回答数	比率
農業用地や農業施設の復旧	1,313	23%
工場や生産設備の復旧	374	7%
商店や事務所の復旧	1,304	23%
農業の振興	919	16%
工業の振興	116	2%
商業・サービス業の振興	1,160	20%
観光業の振興	483	9%
中小企業振興の充実	262	5%
6次産業化の推進	100	2%
企業の誘致	965	17%
商業施設の誘致	1,276	22%
創業環境の充実	89	2%
人材育成の促進	395	7%
経営支援の充実	354	6%
従業員の確保	141	2%
無回答	1,795	32%



問20 あなたは益城町のどこが好きですか。(〇はいくつでも)

全体 (n=5,683)

	回答数	比率
治安がいい	1,619	28%
買い物や生活に便利	1,343	24%
交通の便がよく、通勤・通学に便利	1,646	29%
子育て・教育の環境がよい	1,446	25%
保健・医療・福祉が充実している	1,486	26%
余暇や生きがいを楽しむ場や機会が多い	479	8%
文化・スポーツを楽しむ機会が充実している	617	11%
地域での人間関係がよい	1,619	28%
自分に合う仕事・職場がある	264	5%
自然環境にめぐまれている	2,337	41%
まちの将来性・発展性が期待できる	724	13%
まちに愛着がある	2,226	39%
その他	251	4%
益城町を好きだと思わない	214	4%
無回答	451	8%



#### 資料4. 3 ましきラボによる「仮設住宅への聞き取り調査」

平成28年6月30日から、仮設住宅の居住者を対象として、現時点での不自由な点・不安および今後の住まいに関する希望を伺うことを目的として、ましきラボによる聞き取り調査を実施しています。

主な実施概要については次のとおりです。

##### <実施概要>

対象者：仮設住宅入居者

調査方法：熊本大学を中心とした学生ボランティアが2人1組で1軒ずつ訪問

訪問時期：カギ渡し日から2週間後（不在世帯は何度も訪問）

調査時間：短くて10～15分、長い場合は1～2時間

調査員数：熊本大学学生71名、教職員等9名、外部支援57名

協力大学等：熊本学園大学、熊本県立大学、九州大学、佐賀大学、九州工業大学、大分大学、鹿児島大学、青山学院大学、関西学院大学、自治医大、慶應義塾大学、東京大学、京都大学、その他ボランティア有志（順不同）

調査員延べ人数：696人・日

調査実施済世帯数：1,196件（11月20日現在）

実施率：76.6%（総戸数1,562件に対する割合）

81.4%（11月20日時点の入居済み世帯数1,470件に対する割合）

# 仮設住宅以降のお住まいについての意識調査

益城町・熊本大学 共同調査

この調査は、(1)必要な復興住宅の戸数、希望される場所などを把握する (2)現時点で不自由な点、不安などを幅広く伺い、ことを目的として行われます。なお、この調査でご記入頂いた情報は復興に向けた各種検討以外の目的で使用することはありません。不審な点、ご不明な点などがありましたら下記担当者までお問い合わせください。地震発生以降大変な状況が続いており、さらに仮設住宅へのご移動でお疲れのところ、たびたびの調査となりご無礼をお詫び申し上げます。

益城町役場:復興課 TEL.096-286-3210 熊本大学:円山琢也(准教授) TEL.096-342-2044

記入日時	2016年 月 日	入居(予定)日	2016年 月 日
仮設団地名	住宅番号		

問1 震災前の住所を教えてください。  
(例) 益城町 益城町 ( ) 行政区

問2 震災前のお住まいについて、当てはまるものに○を付けてください。

(1) 住宅の所有  
1. 持家 2. 借家 3. 親族所有  
おおよそ 年

(3) 住宅の形態  
1. 一戸建て 2. マンション・アパート 3. 町営住宅 4. その他 ( )

(4) 住宅に居住スペース以外の次の用途はありますか？(複数回答可)  
1. なし 2. 商店等の店舗 3. 会社等の事務所 4. 鉄鋼業などの作業場  
5. 農業などの作業場 6. 倉庫 7. その他 ( )

問3 ご自宅の被災状況について、当てはまるものに○を付けてください。  
1. 全壊 2. 大規模半壊 3. 半壊 4. その他 ( )

NM : ST : ET : 世帯 SEQ

## 問4 仮設住宅後のお住まいのご希望をお伺いします。

仮設住宅の入居は2年間となっておりますが、その後のお住まいの希望を以下のA～Dから1つ選んでください。

A 震災前と同じ住所に自宅再建  
A-(1) 住宅の形態に変更があれば教えてください。  
1. 同じ規模での再建 2. 二階建てから平屋への転換 3. 二世帯住宅化 4. その他 ( )

B 復興住宅を希望  
B-(1) 復興住宅の場所等に希望があれば教えてください。  
1. どこでもよい 2. 震災前と同一校区 3. その他 ( )

C 震災前と別の住所へ移転を希望  
C-(1) 移転先の住所に希望があれば教えてください。  
1. どこでもよい 2. 震災前と同一校区内 3. 益城町内(別校区でも可) 4. 益城町外 ( )

C-(2) 移転先の住居形態に希望があれば教えてください。  
住宅の所有 1. 持家 2. 借家 3. 親族所有 住宅の形態 1. 一戸建て 2. マンション・アパート 5. その他 ( )

D わからない  
(問4特記事項)

裏面に続きます

問5

ご家族についてお尋ねします。(1)現在の世帯構成と自動車保有台数について、差し支えない範囲で教えてください。

		世帯で保有している自動車		台	
年齢	性別	職業	勤務先住所 (地区/丁目までで構いません)	通学先	いま運転できる車
1人目	性別 男 ・ 女 歳	職業 1. 会社員 2. 農業 3. 自営 4. 主夫・主婦 5. 学生 6. 無職 7. その他( ) 8. アルバイト・パート	勤務先住所 市・区 町・村	通学先 学校名: ( )時( )分( )分 自宅発～( )時( )分( )分 自宅着 通学:( )分	いま運転できる車 1. 自分専用 2. 家族共用 3. ない ] 下の(2)へ
2人目	性別 男 ・ 女 歳	職業 1. 会社員 2. 農業 3. 自営 4. 主夫・主婦 5. 学生 6. 無職 7. その他( ) 8. アルバイト・パート	勤務先住所 市・区 町・村	通学先 学校名: ( )時( )分( )分 自宅発～( )時( )分( )分 自宅着 通学:( )分	いま運転できる車 1. 自分専用 2. 家族共用 3. ない ] 下の(2)へ
3人目	性別 男 ・ 女 歳	職業 1. 会社員 2. 農業 3. 自営 4. 主夫・主婦 5. 学生 6. 無職 7. その他( ) 8. アルバイト・パート	勤務先住所 市・区 町・村	通学先 学校名: ( )時( )分( )分 自宅発～( )時( )分( )分 自宅着 通学:( )分	いま運転できる車 1. 自分専用 2. 家族共用 3. ない ] 下の(2)へ
4人目	性別 男 ・ 女 歳	職業 1. 会社員 2. 農業 3. 自営 4. 主夫・主婦 5. 学生 6. 無職 7. その他( ) 8. アルバイト・パート	勤務先住所 市・区 町・村	通学先 学校名: ( )時( )分( )分 自宅発～( )時( )分( )分 自宅着 通学:( )分	いま運転できる車 1. 自分専用 2. 家族共用 3. ない ] 下の(2)へ
5人目	性別 男 ・ 女 歳	職業 1. 会社員 2. 農業 3. 自営 4. 主夫・主婦 5. 学生 6. 無職 7. その他( ) 8. アルバイト・パート	勤務先住所 市・区 町・村	通学先 学校名: ( )時( )分( )分 自宅発～( )時( )分( )分 自宅着 通学:( )分	いま運転できる車 1. 自分専用 2. 家族共用 3. ない ] 下の(2)へ

問6

20歳以上の方 (1)の「運転できる車」で1. 自分専用 以外 を回答された方のみ、普段の生活で最もよく行くところを教えてください。

	かかりつけの病院	買い物などの日常生活の移動
一人目	病院名: 頻度: 1. 毎日 2. 週に3, 4日 3. 週1回 4. 月1回 5. ほとんど行かない 交通手段: (現状: ) 希望: )	店舗名: 頻度: 1. 毎日 2. 週に3, 4日 3. 週1回 4. 月1回 5. ほとんど行かない 交通手段: (現状: ) 希望: )
一人目	病院名: 頻度: 1. 毎日 2. 週に3, 4日 3. 週1回 4. 月1回 5. ほとんど行かない 交通手段: (現状: ) 希望: )	店舗名: 頻度: 1. 毎日 2. 週に3, 4日 3. 週1回 4. 月1回 5. ほとんど行かない 交通手段: (現状: ) 希望: )

問6

益城町の将来について意見をお聞かせください。(複数回答可)

(1) 益城町の復旧・復興において、重要と思う点をお聞かせ下さい。(複数回答可)

- 生活再建
- 災害に強いまちづくり
- 仕事の場の確保
- コミュニティの維持・強化
- 災害がれきの処理
- 子供の教育環境の改善
- 保健・医療・福祉の体制強化
- 情報提供・相談体制の充実
- その他(次の質問でお答えください)

(2) 任意回答 益城町の復興計画を作るにあたって、意見や要望等がありましたら教えてください。

ご協力ありがとうございました。概ね半年後に再度ご意見などをお伺いする予定です。

(3) 震災前と比べて世帯人数は変わりましたか?  
(例: 転居による減少、別世帯家族の同居による増加など)

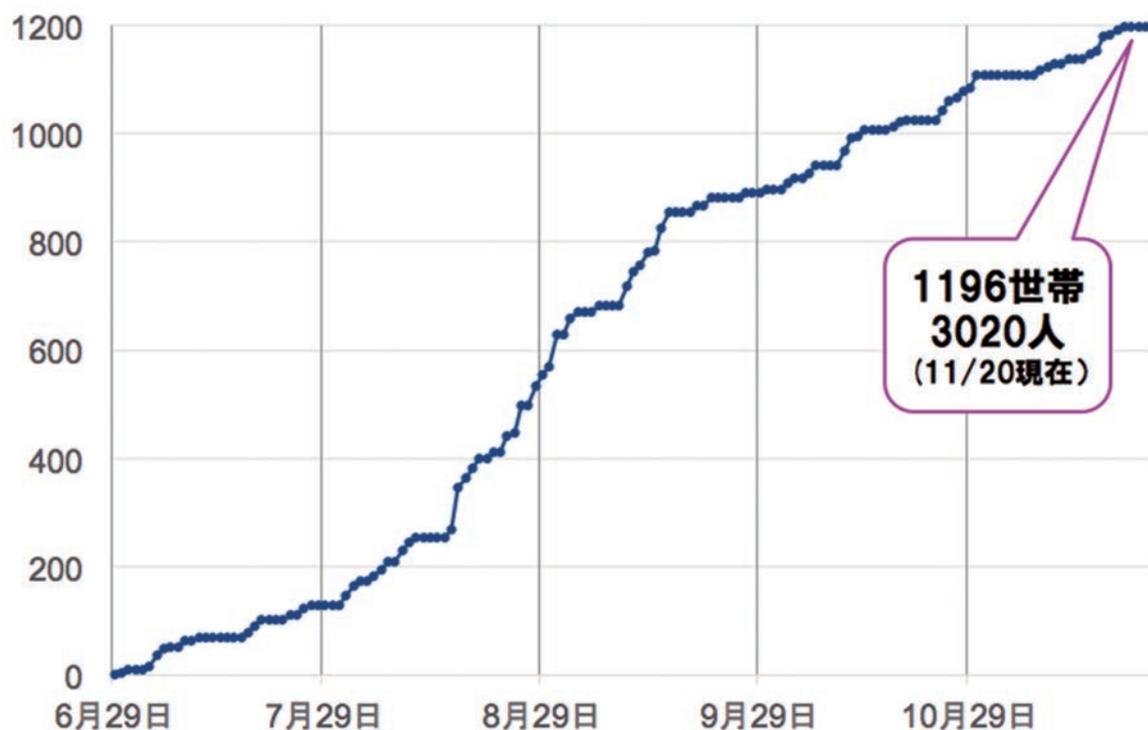
はい: 震災前は ( ) 人 ・ いいえ

理由

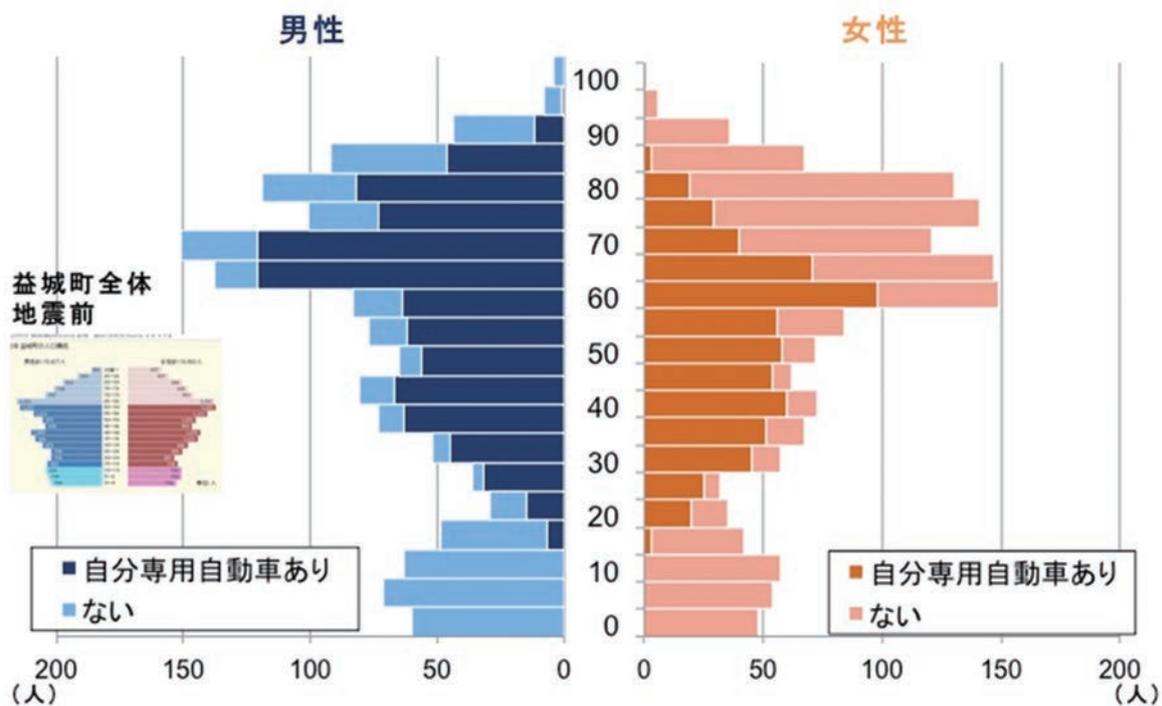
問7

行政、大学などへの意見・要望も含めて、現在のお気持ち・心境をお寄せください。

調査実施済の世帯数（11月20日現在）

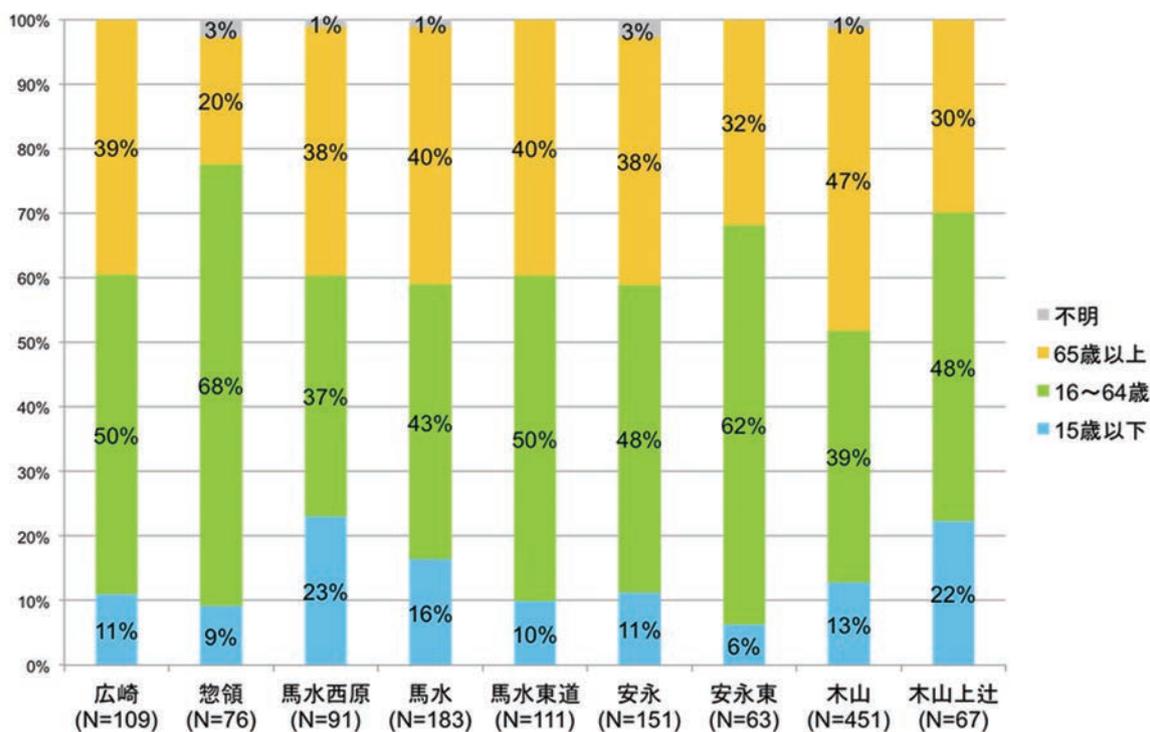


益城町仮設住宅居住者の人口ピラミッド

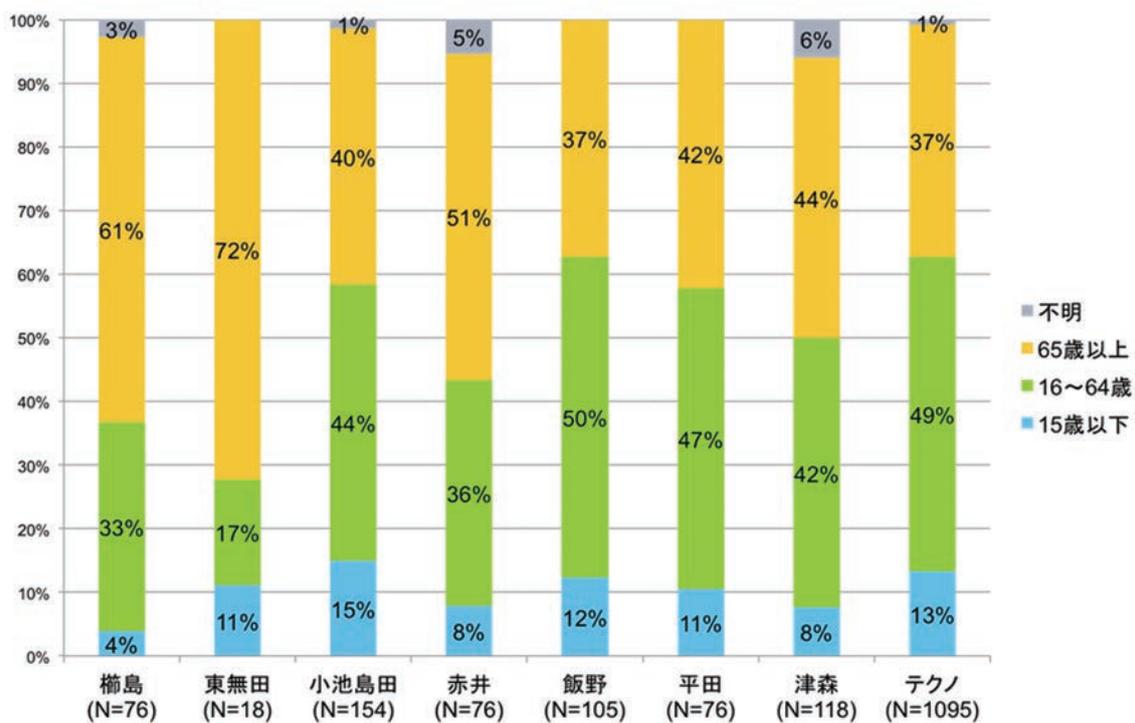


6月30日～11月20日分 N=2877 ※年齢、性別、自動車所持状況の不明は除く

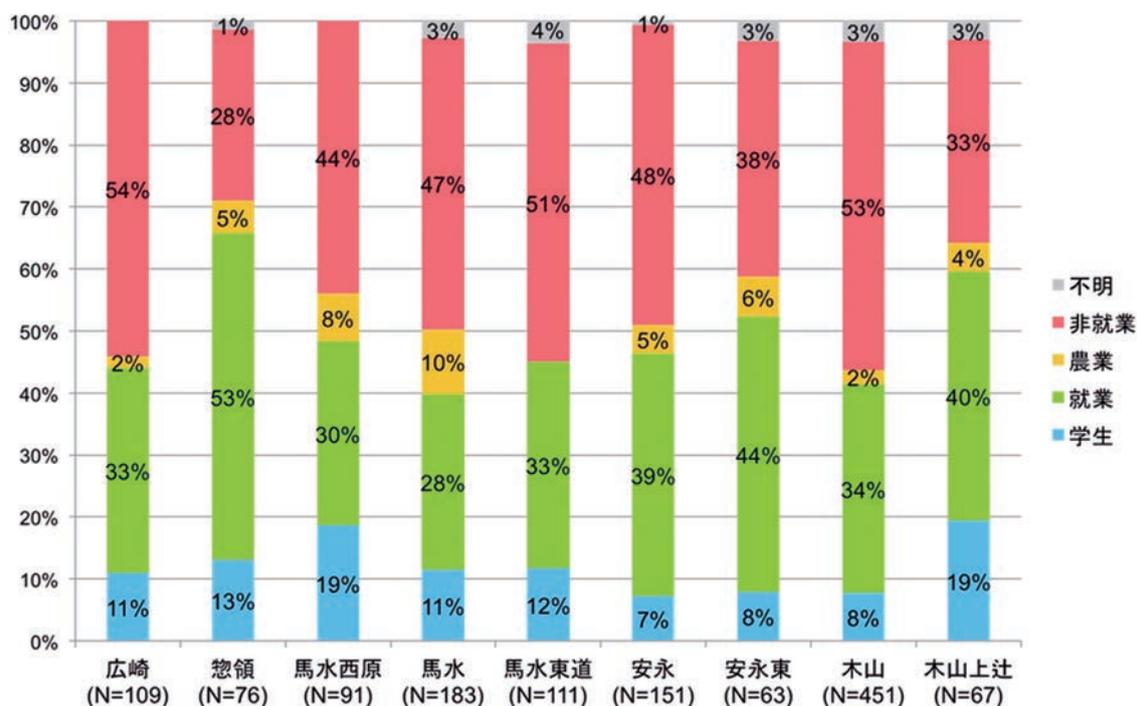
仮設団地別 入居の年齢分布①



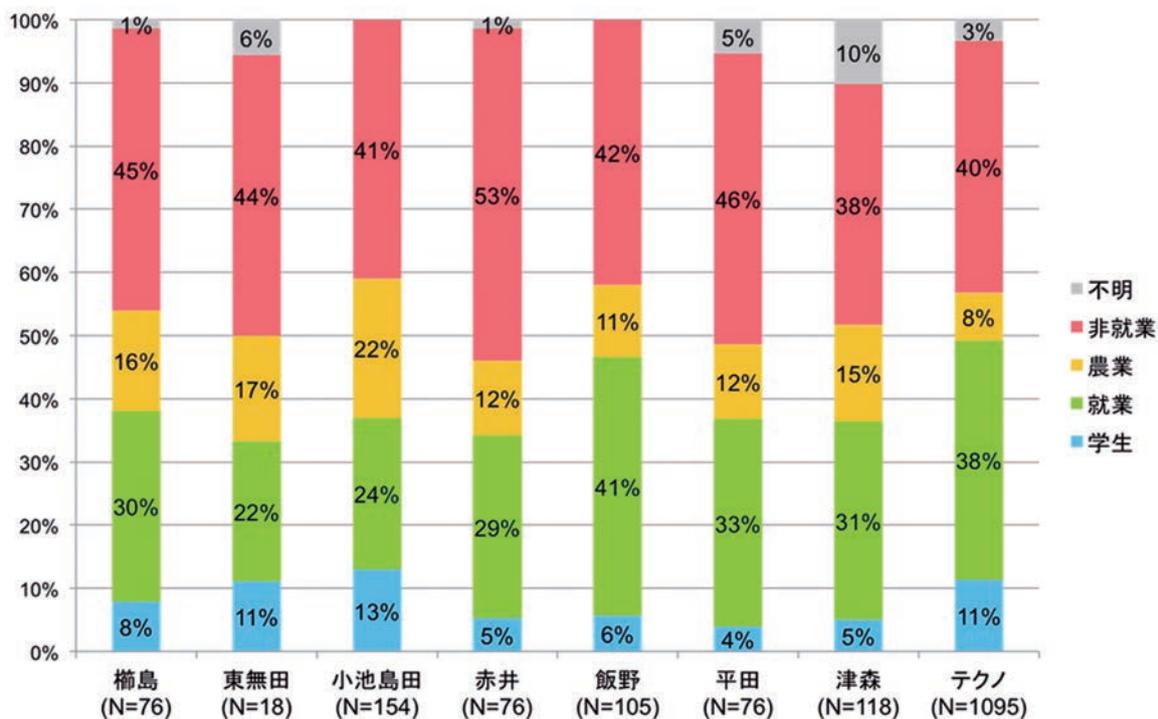
仮設団地別 入居の年齢分布②



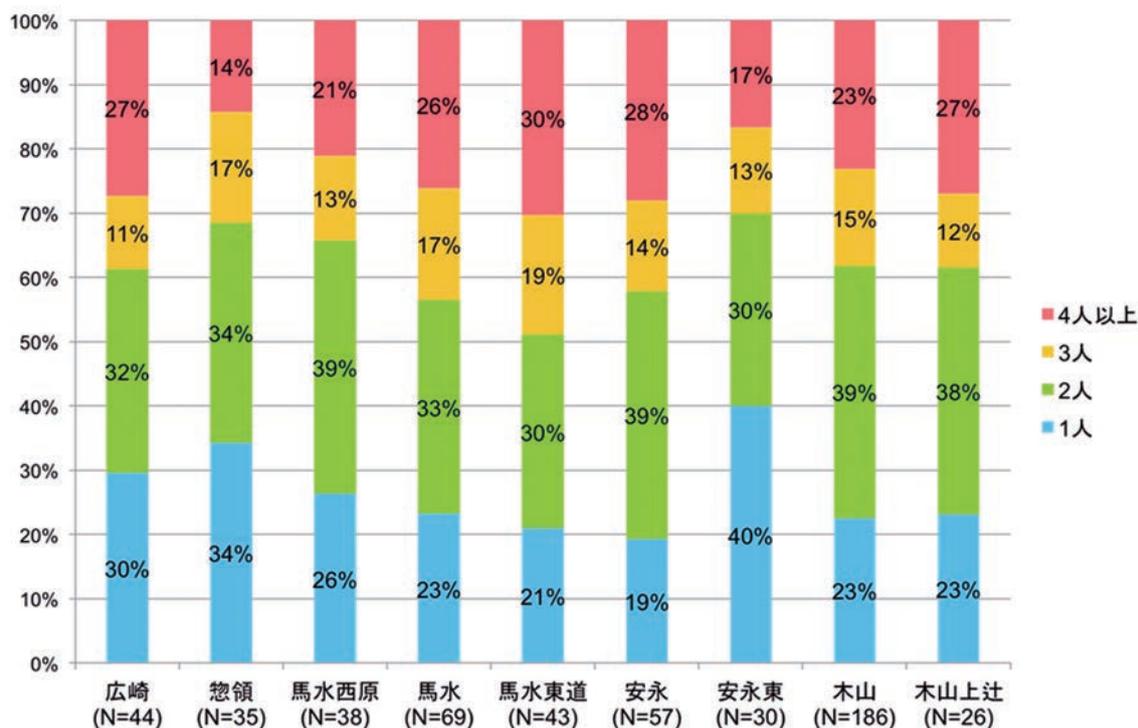
仮設団地別 入居者の就業形態①



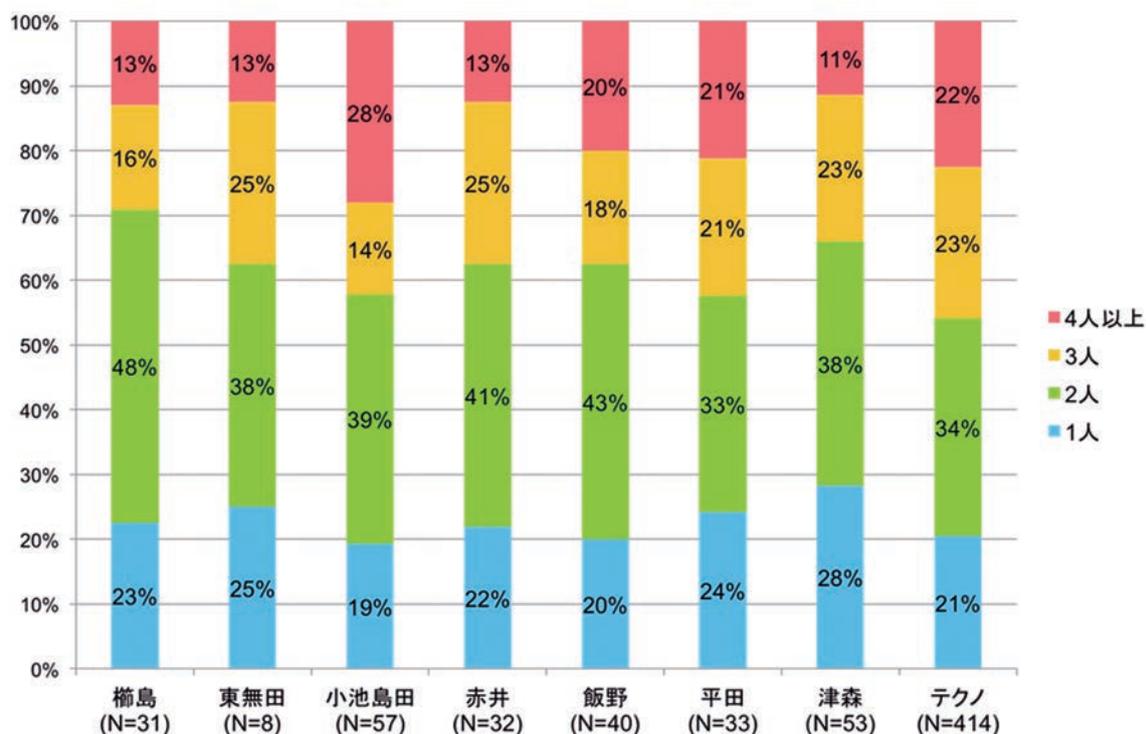
仮設団地別 入居者の就業形態②



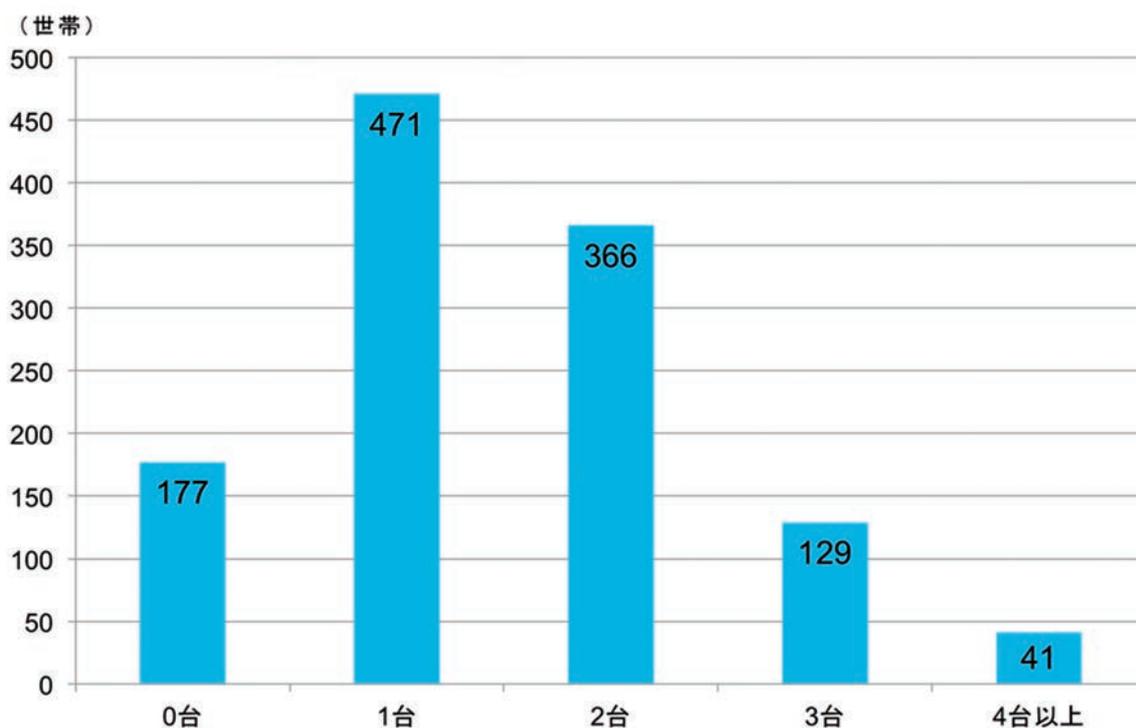
仮設団地別 世帯人数①（不明データ除く）



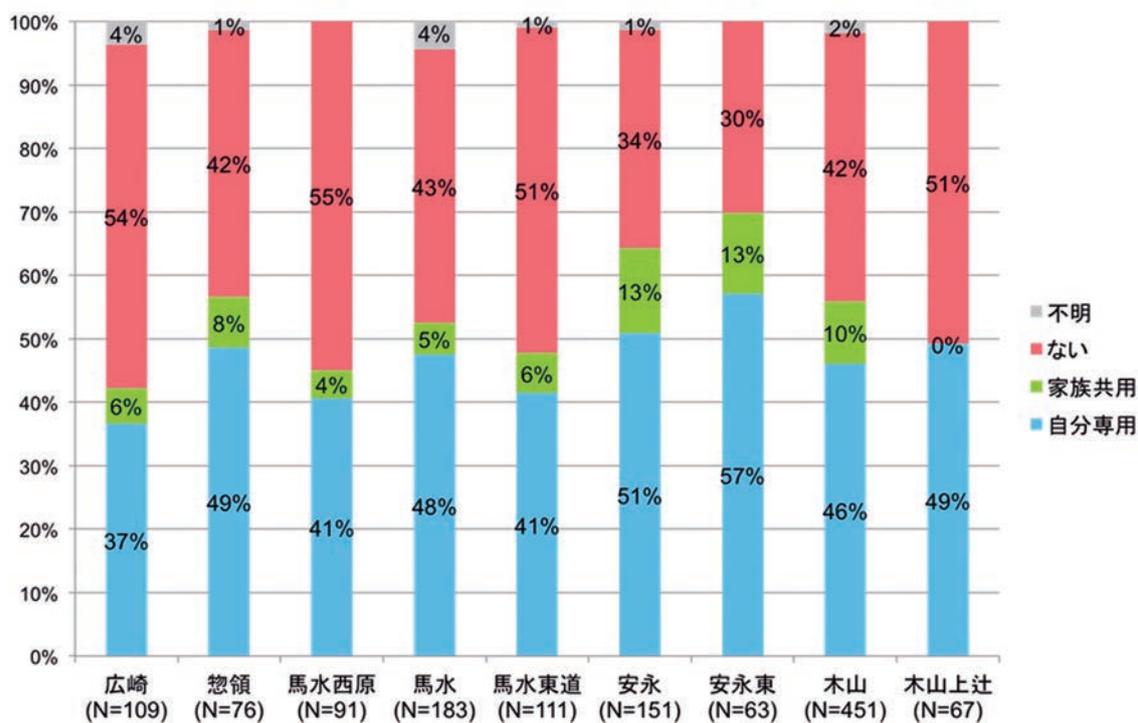
仮設団地別 世帯人数②（不明データ除く）



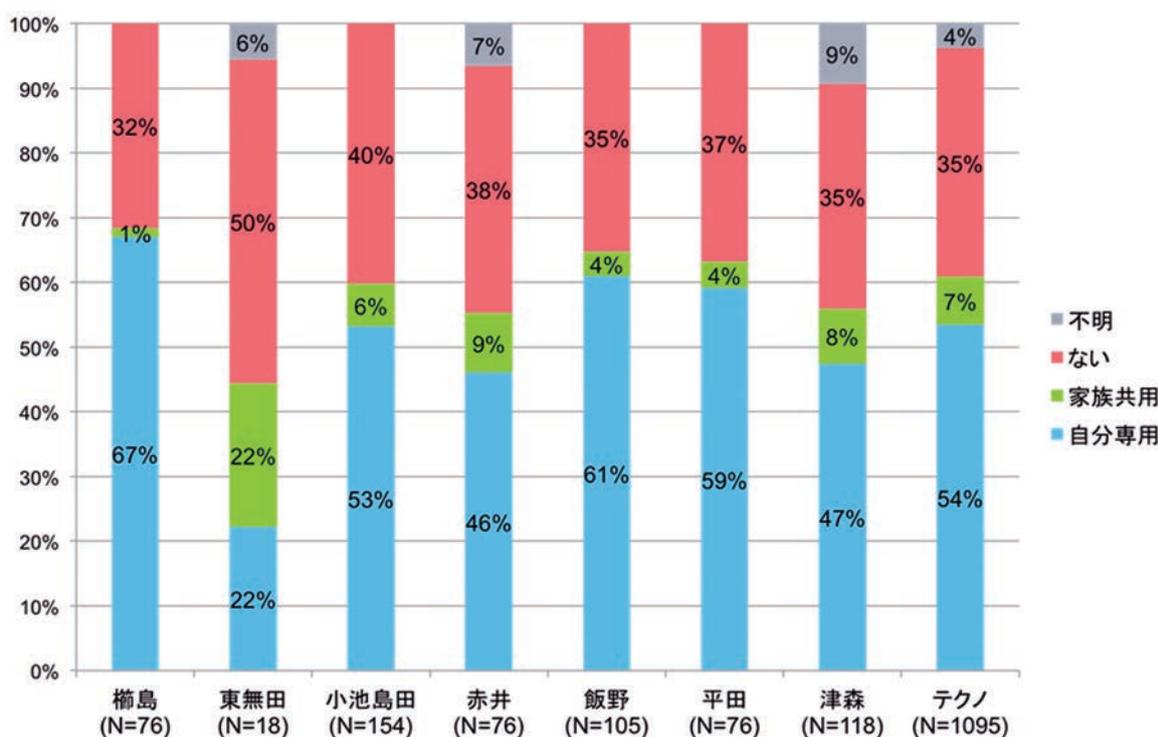
仮設1世帯あたりの自動車保有台数（不明データ除く）



仮設団地別の自動車保有状況①



## 仮設団地別の自動車保有状況②



## 仮設居住者の地震前の住居と被災状況

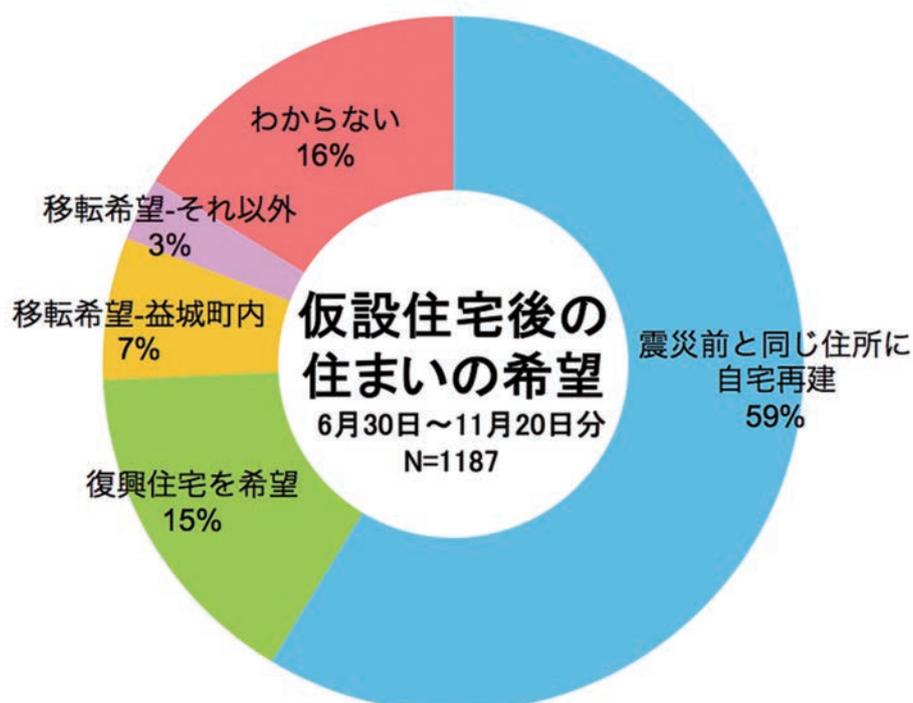
### 所有形態と住居形態

	持家	借家	その他・不明	総計
一戸建て	977	88	20	1085
マンション・アパート	3	98	2	103
その他・不明	2	4	2	8
総計	982	190	24	1196

### 被災状況

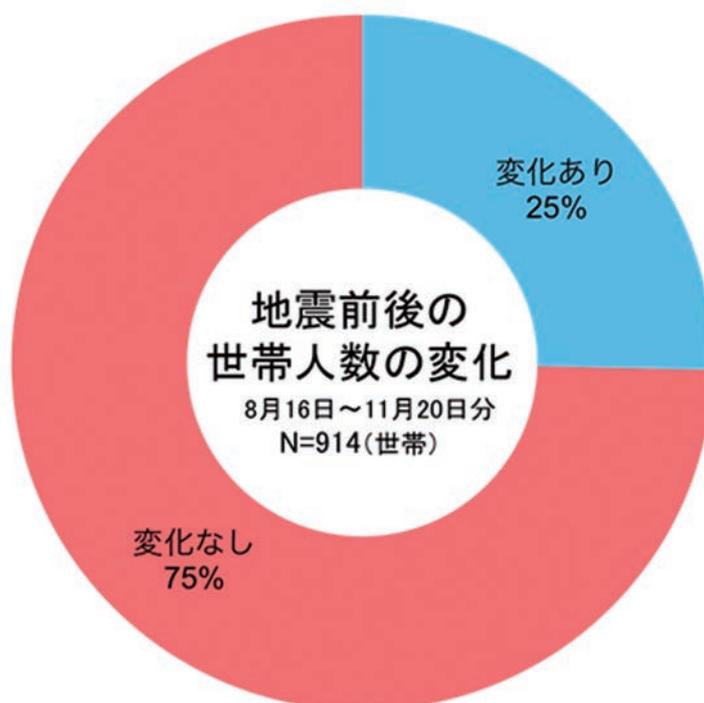
	全壊	大規模半壊	半壊	その他・不明	総計
一戸建て	880	100	97	8	1085
マンション・アパート	81	14	8	0	103
その他・不明	4	2	2	0	8
総計	964	115	106	10	1196

## 仮設後の居留意向



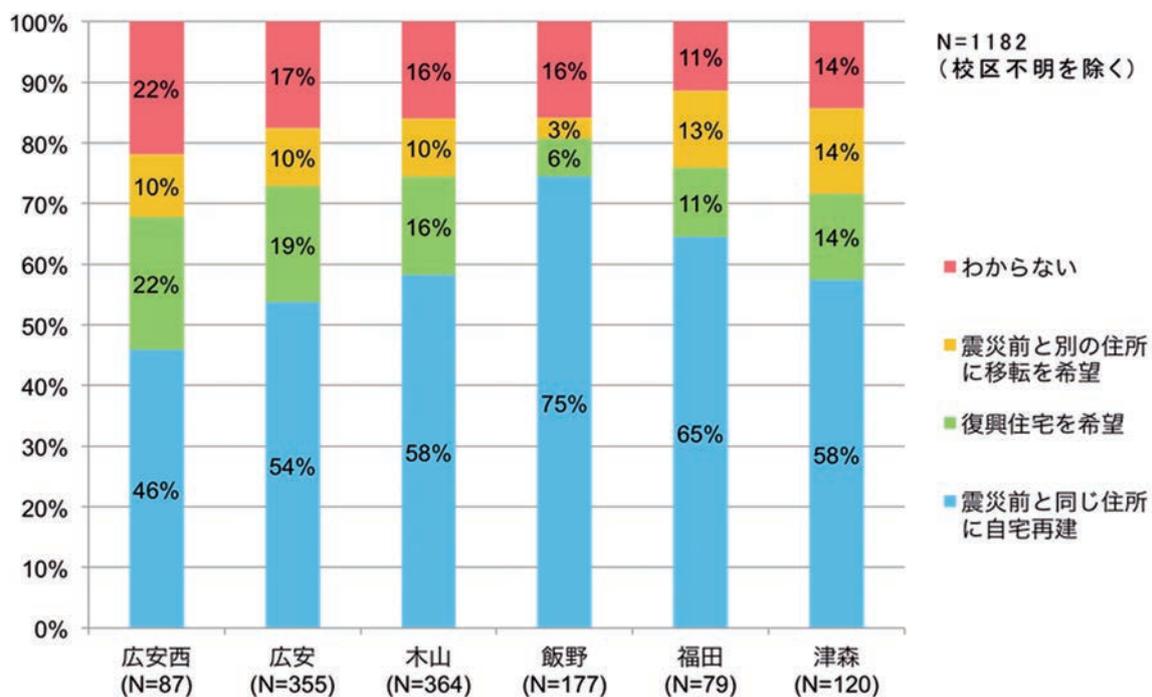
※不明は除く

## 世帯人数の変化

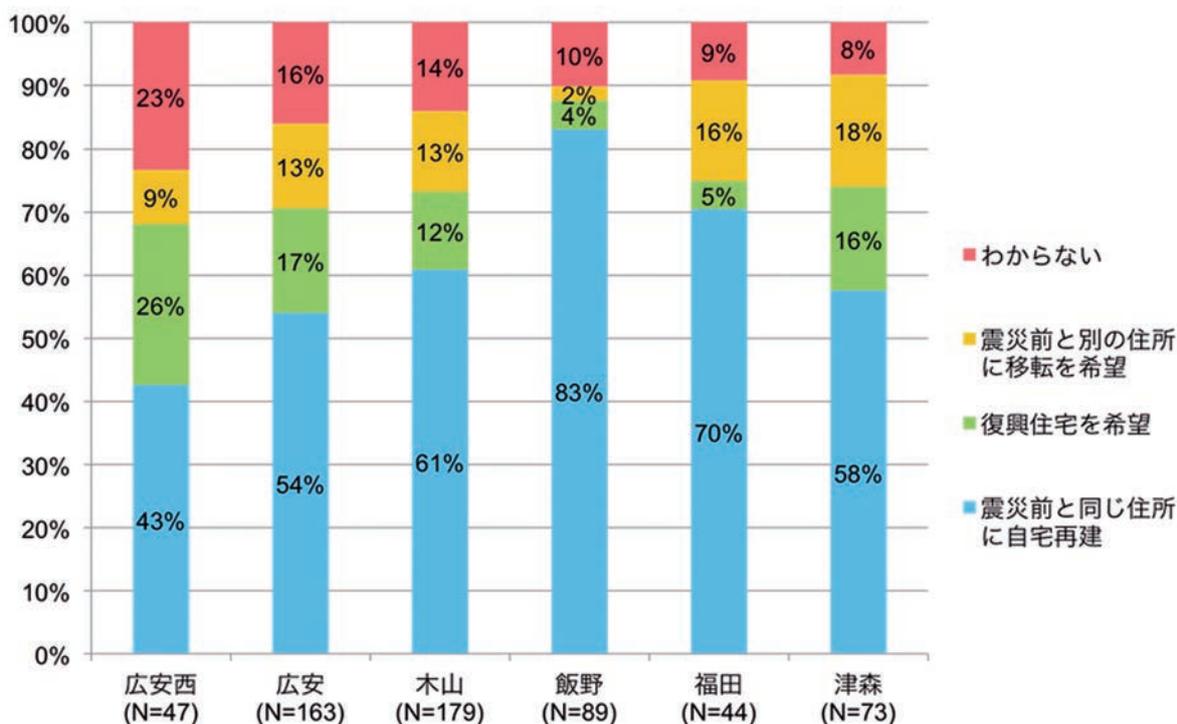


※不明(ヒアリングできなかった世帯等)を除く  
※6月30日～8月12日実施分はヒアリングせず

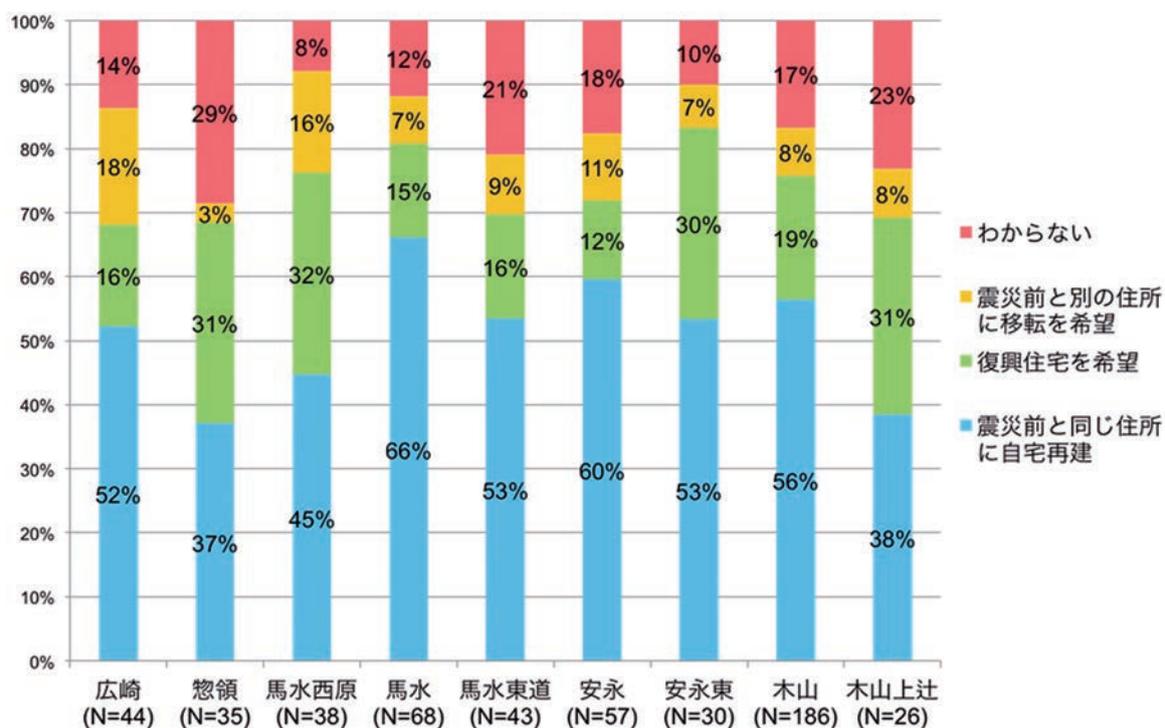
## 仮設後の居留意向 小学校区別



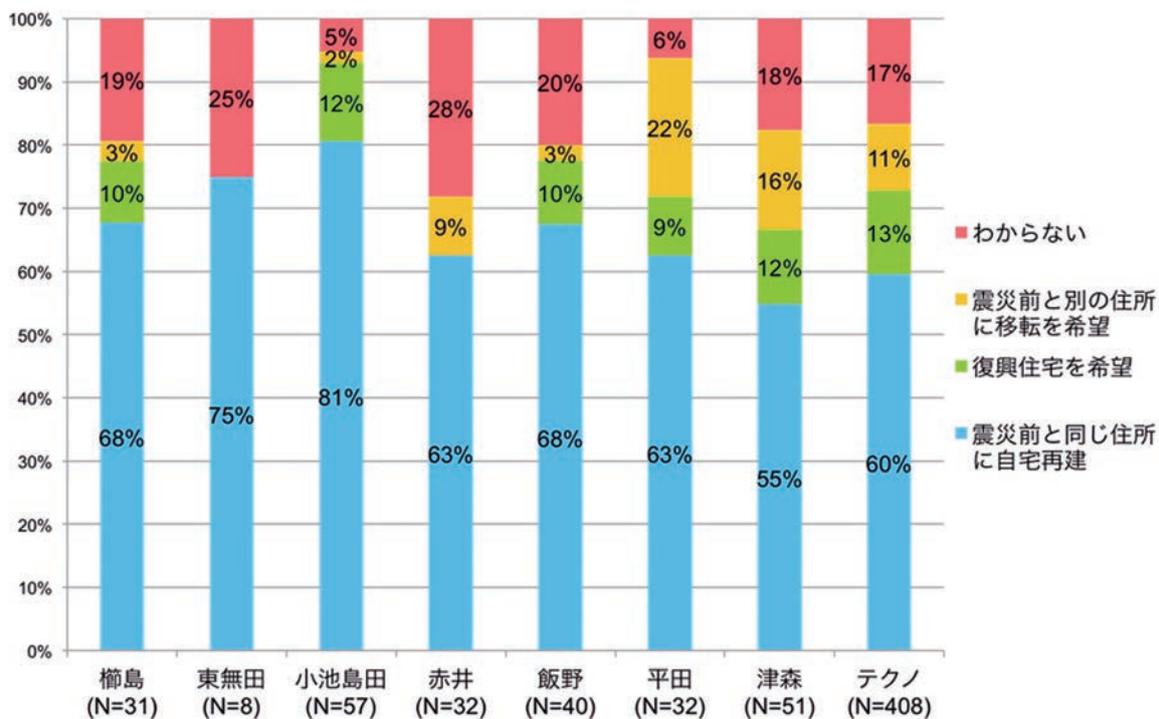
## 仮設後の居留意向 65歳以上就業者がいる世帯



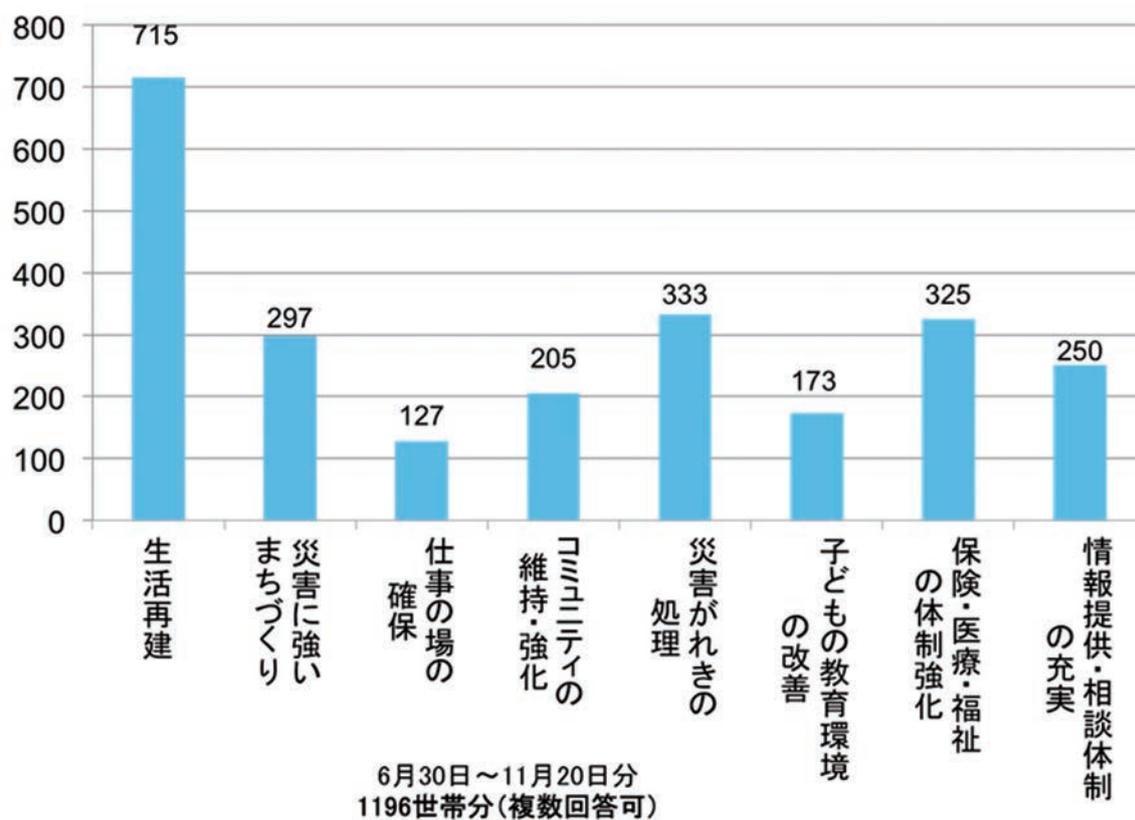
仮設後の居留意向 仮設団地別①



仮設後の居留意向 仮設団地別②



## 益城町の復旧・復興において重要と思う点



## 資料5 計画策定の体制・経緯

### 資料5. 1 復興計画策定委員会設置要項および規約

#### 益城町復興計画策定委員会設置要項

##### (設置)

第1条 熊本地震の震災からの復興に向け益城町復興計画（以下「復興計画という。」）を策定するため、益城町復興計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

##### (所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 復興計画の策定に係る調査及び研究に関すること。
- (2) 復興計画案の作成及び調整に関すること。
- (3) その他復興計画の策定に必要な事項に関すること。

##### (組織)

第3条 委員会は、委員25人以内をもって組織し、委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 県議会議員
- (3) 町議会議員
- (4) 地域住民の代表者
- (5) 公共的団体等の代表者
- (6) 関係行政機関の職員
- (7) その他町長が必要と認める者

##### (委員の任期)

第4条 委員の任期は、復興計画を策定するまでとする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

##### (委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により定め、副委員長は、委員長が指名したものの者とする。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

##### (会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が議長となる。

2 会議は、その目的により委員の一部をもって開くことができる。

3 委員長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、必要な意見又は説明を聴くことができる。

(専門部会)

第7条 委員会に、専門事項の調査研究及び復興計画の素案の作成のため、専門部会を置くことができる。

(オブザーバー)

第8条 委員会及び専門部会に、オブザーバーを置くことができる。

2 オブザーバーは、必要に応じて会議及び専門部会に出席し、意見を述べることができる。

(報告)

第9条 委員長は、復興計画案を作成したときは、町長に報告しなければならない。ただし、必要に応じて策定の間においても、その経過を報告するものとする。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、復興課において処理する。

(委任)

第11条 この要項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、告示の日から施行する。

## 益城町復興計画策定委員会規約

### (趣旨)

第1条 この規約は、益城町復興計画策定委員会設置要項（益城町告示第154号。以下「設置要項」という。）第11条の規定に基づき、益城町復興計画策定委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し、必要な事項を定める。

### (会議)

第2条 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

### (会議の公開等)

第3条 会議及び会議の会議録は、公開するものとする。ただし、会長が必要と認める場合は、非公開とすることができる。

2 前項により会議及び会議の会議録を公開するときは、益城町審議会等の会議及び会議録の公開に関する実施基準に基づき実施するものとする。

### (専門部会の設置)

第4条 設置要項第7条の規定に基づく専門部会について、次のとおり設置する。ただし、必要に応じて部会相互の連携を図るものとする。

- (1) 暮らし復興専門部会
- (2) 復興まちづくり専門部会
- (3) 産業復興専門部会

### (専門部会の組織)

第5条 専門部会は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱又は任命した者をもって組織する。

- (1) 委員会委員
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 町職員
- (5) その他町長が必要と認める者

### (部会長)

第6条 委員長は専門部会ごとに部会長を指名する。

2 専門部会の会議は、部会長が必要に応じて招集し、総理する。

### (専門部会の活動及び報告)

第7条 専門部会は、委員会の求めに応じて、専門事項の調査研究及び復興計画の素案の作成を行う。

2 専門部会は、活動内容について、随時、委員会に報告する。

(有識者アドバイザー)

第8条 委員会又は専門部会の円滑な運営に資すると認められる場合は、委員長又は部会長は有識者等のアドバイザーの出席を求め、必要な意見又は説明を聴くことができる。

(報酬)

第9条 委員の報酬は、益城町報酬及び費用弁償条例（昭和31年益城町条例第33号）の規定による。

2 部会員及び有識者アドバイザーは、無報酬とする。

(委任)

この要項に定めるもののほか、委員会の運営その他に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規約は、平成28年7月6日から施行する。

資料5. 2 計画策定の体制

益城町復興計画策定委員会委員名簿

役 職	氏 名	選 出 区 分
委員長	鈴木 桂樹	熊本大学
副委員長	稲田 忠則	益城町議会
委員	柿本 竜治	熊本大学
委員	鳥井 真之	熊本大学
委員	澤田 道夫	熊本県立大学
委員	和田 要	熊本学園大学
委員	小葉 武史	熊本学園大学
委員	大平 雄一	熊本県議会
委員	宮崎 金次	益城町議会
委員	坂田みはる	益城町議会
委員	坂井 博文	飯野校区区長会
委員	橋場 紀仁	広安校区区長会
委員	菅 克成	木山校区区長会
委員	安尾 和憲	福田校区区長会
委員	下田 文郎	津森校区区長会
委員	本田 寛	益城町消防団
委員	稲田ハツコ	益城町民生児童委員
委員	稲塚 武俊	益城町老人会
委員	富田セツコ	益城町婦人会
委員	石田 稔	益城町PTA
委員	柴田 敏博	益城町校長会
委員	住永 金司	益城町商工会
委員	吉川 計幸	上益城農業協同組合
委員	宮本 茂	益城町社会福祉協議会
委員	大村 裕司	熊本県県央広域本部

益城町復興計画策定委員会

専門部会委員名簿

くらし復興専門部会

役 職	氏 名	選 出 区 分
部会長	澤田 道夫	熊本県立大学
	田中 尚人	熊本大学
	高林 秀明	熊本学園大学
	菅野 拓	人と防災未来センター
	吉村 建文	益城町議会
	森田 茂	益城町総務課長
	木下 宗徳	益城町福祉課長
	岩本 武継	益城町総務課防災係長
	松本 浩治	益城町復興課復興推進係長
	渡邊 謙悟	益城町住民保険課保険年金係長
	徳永 美紀	益城町健康づくり推進課健康増進係長
	森川 博	益城町福祉課生活再建係長
	田上 勝志	益城町学校教育課学校教育係長
	内田 博也	益城町生涯学習課生涯学習係兼スポーツ振興係長
	堤 英介	益城町生涯学習課生涯学習係
オブザーバー	鳥井 真之	熊本大学
オブザーバー	坂本 祐二	益城町こども未来課長
オブザーバー	水口 清	益城町都市計画課住まい支援係長

## 復興まちづくり専門部会

役 職	氏 名	選 出 区 分
部会長	柿本 竜治	熊本大学
	星野 裕司	熊本大学
	田中 智之	熊本大学
	円山 琢也	熊本大学
	宇根 寛	国土交通省国土地理院地理地殻活動研究センター
	荒木 裕子	人と防災未来センター
	野田 祐士	益城町議会
	中川 公則	益城町議会
	杉浦 信正	益城町都市計画課長
	坂本 忠一	益城町建設課長
	岩本 武継	益城町総務課防災係長
	米満 博海	益城町都市計画課都市計画係長
	水口 清	益城町都市計画課住まい支援係長
	豊田 博文	益城町建設課道路整備係長
	相良 憲二	益城町水道課管理係長
	齊藤 計介	益城町下水道課工務係長
オブザーバー	鳥井 真之	熊本大学
オブザーバー	国・熊本県	

## 産業復興専門部会

役 職	氏 名	選 出 区 分
部会長	小葉 武史	熊本学園大学
	高木 亨	熊本学園大学
	紅谷 昇平	兵庫県立大学防災教育研究センター、人と防災未来センター
	石田 秀敏	益城町議会
	藤岡 卓雄	益城町企画財政課長
	森本 光博	益城町農政課長
	高橋 信二	益城町企画財政課商工観光係長
	村上 康幸	益城町農政課農政係長
オブザーバー	津留 昭生	益城町商工会経営指導員
オブザーバー	松本 和文	上益城農業協同組合益城総合支所長
オブザーバー	竹尾 健司 <sup>他</sup>	株式会社肥後銀行木山支店支店長 他

※各専門部会は必要に応じオブザーバーを置く。

## 有識者アドバイザー

氏名	選出区分
両角 光男	熊本大学
羽藤 英二	東京大学
岸井 隆幸	日本大学

※各専門部会は必要に応じアドバイザーに意見を求める。

## 事務局

役職	氏名	選出区分
課長	中桐 智昭	益城町復興課
審議員	姫野 幸徳	益城町復興課
係長	藤田 智久	益城町復興課
主査	後藤 健介	益城町復興課
主事	戸上雄太郎	益城町復興課
コンサルタント	株式会社野村総合研究所 オオバ・アジア航測・URリンケージ共同企業体 ランドブレイン株式会社	

### 資料5. 3 復興計画策定委員会及び各専門部会開催の経緯

実施日	開催会議名
8月 5日	第1回益城町復興計画策定委員会 ◆委員長の選任、副委員長及び専門部会長の指名 ◆これまでの益城町のまちづくりの方向性について事務局より報告 ◆被災状況及び復旧に向けたこれまでの取組について事務局より報告 ◆震災復興基本方針について事務局より報告 ◆復興計画の策定の進め方について事務局より報告 ◆地震で顕在化した益城町の課題と目指すべき将来像について委員討議
8月 9日	第1回産業復興専門部会 ◆これまでの益城町のまちづくりの方向性について事務局より報告 ◆被災状況及び復旧に向けたこれまでの取組について事務局より報告 ◆震災復興基本方針について事務局より報告 ◆復興計画の策定の進め方について事務局より報告 ◆地震で顕在化した益城町の課題と目指すべき将来像について委員討議
8月10日	第1回くらし復興専門部会 ◆これまでの益城町のまちづくりの方向性について事務局より報告 ◆被災状況及び復旧に向けたこれまでの取組について事務局より報告 ◆震災復興基本方針について事務局より報告 ◆復興計画の策定の進め方について事務局より報告 ◆地震で顕在化した益城町の課題と目指すべき将来像について委員討議
8月11日	第1回復興まちづくり専門部会 ◆震災復興基本方針について事務局より報告 ◆復興計画の策定の進め方について事務局より報告 ◆益城町の概況(広域条件、自然条件、土地・建物利用)について事務局より報告 ◆被災状況と要因について事務局より報告 ◆まちづくりに関する主な意見(各専門部会、復興計画策定に向けた住民意見交換会)について事務局より報告 ◆地震で顕在化した益城町の課題と目指すべき将来像について委員討議 ◆まちづくりの拠点やゾーニングについて委員討議
8月24日	第2回復興まちづくり専門部会 ◆人口フレームについて事務局より報告 ◆まちづくりにおける課題について事務局より報告 ◆都市構造図(案)について事務局より報告 ◆被災市街地復興推進地域について事務局より報告 ◆地質調査及び安全性評価の実施内容について事務局より報告 ◆市街地復興に向けた都市構造のあり方について委員討議 ◆益城町の復興における被災市街地復興推進地域の必要性について委員討議
9月 1日	第2回くらし復興専門部会 ◆若い世代に対する意見聴取方法について事務局より報告 ◆復興計画及び骨子の構造(イメージ)について事務局より報告

実施日	開催会議名
9月 1日	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆各論点に関する主な意見（各専門部会、関係各課ヒアリング、復興計画策定に向けた住民意見交換会）について事務局より報告</li> <li>◆行政区ごとの静的情報について事務局より報告</li> <li>◆ゴールの達成に向けて重視すべき理念について委員討議</li> <li>◆各施策分野において行うべき事業案について委員討議</li> </ul>
9月 2日	<p>第2回産業復興専門部会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆復興計画及び骨子の構造（イメージ）について事務局より報告</li> <li>◆産業に関する主な意見（各専門部会、復興計画策定に向けた住民意見交換会）について事務局より報告</li> <li>◆産業関連の被災状況について事務局より報告</li> <li>◆益城町の復興における「産業復興」の役割について事務局より報告</li> <li>◆復興計画で取り扱うべき課題について委員討議</li> <li>◆各課題の具体的な内容について委員討議</li> </ul>
9月13日	<p>第3回復興まちづくり専門部会</p> <p>&lt;市街化区域&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆都市構造図（案）について事務局より報告</li> <li>◆まちづくりの課題と主な意見（復興計画策定に向けた住民意見交換会）について事務局より報告</li> <li>◆まちづくり方針について事務局より報告</li> <li>◆土地利用構造図（案）について事務局より報告</li> <li>◆被災市街地復興推進地域について事務局より報告</li> <li>◆幹線道路の配置計画について事務局より報告</li> <li>◆都市構造及び土地利用構想について委員討議</li> <li>◆被災市街地復興推進地域について委員討議</li> <li>◆幹線道路の配置計画について委員討議</li> </ul> <p>&lt;市街化調整区域&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆現況と被災状況について事務局より報告</li> <li>◆まちづくりの課題と主な意見（復興計画策定に向けた住民意見交換会）について事務局より報告</li> <li>◆復興に向けたまちづくりの方向性について委員討議</li> </ul>
9月16日	<p>第3回くらし復興専門部会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆住民の主な意見（住民アンケート調査結果、子育て世代へのヒアリング等の結果）について事務局より報告</li> <li>◆目指す姿とその達成に向けた取組の方向性(案)について事務局より報告</li> <li>◆「益城町が目指す姿」の具体像について委員討議</li> <li>◆目指す姿の達成に向けた取組の方向性について委員討議</li> <li>◆各分野において行うべき取組案について委員討議</li> </ul>
9月23日	<p>第3回産業復興専門部会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆農業復興に係る主な意見（住民アンケート調査結果、農業者との意見交換会等の結果）について事務局より報告</li> <li>◆農業復興に向けた取組（案）について事務局より報告</li> <li>◆農業の将来像及びその実現に向けた取組について委員討議</li> </ul>

実施日	開催会議名
9月28日	第4回復興まちづくり専門部会 <市街化区域> ◆復興将来像（案）について事務局より報告 ◆都市構造図、土地利用構想（案）について事務局より報告 ◆事業メニュー（案）について事務局より報告 ◆まちづくりの方向性について委員討議 <市街化調整区域> ◆まちづくりの課題と取組（案）について事務局より報告 ◆事業メニューについて事務局より報告 ◆まちづくりの方向性について委員討議 <復興計画骨子> ◆復興計画骨子（案）に事務局より報告 ◆復興計画骨子（案）について委員討議
	第4回産業復興専門部会 ◆商工業及び観光業の復興に係る主な意見（住民アンケート調査結果、商工業者との意見交換会等の結果）について事務局より報告 ◆商工業及び観光業復興に向けた取組（案）について事務局より報告 ◆商工業及び観光業の将来像及びその実現に向けた取組について委員討議 ◆復興計画骨子（案）について委員討議
9月30日	第4回くらし復興専門部会 ◆各地区の状況について委員より報告 ◆住民アンケート調査結果について事務局より報告 ◆復興計画骨子（案）について事務局より報告 ◆復興計画骨子（案）について委員討議 ◆シンボルプロジェクトについて委員討議
10月7日	第2回益城町復興計画策定委員会 ◆住民の主な意見（復興計画策定に向けた住民意見交換会、住民アンケート調査、仮設住宅への聞き取り調査等の結果）について事務局より報告 ◆各部会（3部会×各4回）における討議内容について事務局より報告 ◆復興計画骨子（案）について事務局より報告 ◆復興計画骨子（案）について委員討議
10月27日	第5回復興まちづくり専門部会 <市街化区域> ◆市街地整備における事業メニュー（案）について事務局より報告 ◆市街化区域における事業スケジュールについて事務局より報告 ◆市街化区域におけるまちづくりの方向性について委員討議 <市街化調整区域> ◆市街化調整区域におけるまちづくりの課題と取組（案）について事務局より報告 ◆市街化調整区域における復興に向けた今後の取組について事務局より報告 ◆市街化調整区域におけるまちづくりの方向性について委員討議 <復興計画（素案）> ◆復興計画（素案）について事務局より報告 ◆復興計画（素案）について委員討議

実施日	開催会議名
11月 1日	第5回産業復興専門部会 ◆住民の主な意見（復興計画骨子に係る住民意見交換会、小・中学生アンケート等の結果）について事務局より報告 ◆復興計画（素案）について事務局より報告 ◆復興計画（素案）について委員討議 ◆計画を実行していくにあたっての留意点について委員討議
11月 2日	第5回くらし復興専門部会 ◆住民の主な意見（復興計画骨子に係る住民意見交換会、小・中学生アンケート等の結果）について事務局より報告 ◆復興計画（素案）について事務局より報告 ◆復興計画（素案）について委員討議 ◆計画を実行していくにあたっての留意点について委員討議
11月10日	第3回益城町復興計画策定委員会 ◆住民の主な意見（住民意見交換会、小・中学生アンケート調査等の結果）について事務局より報告 ◆各部会（3部会×各1回）における討議内容について事務局より報告 ◆復興計画（素案）について事務局より報告 ◆復興計画（素案）について委員討議
12月 2日	第6回復興まちづくり専門部会 ◆パブリックコメント等の意見及び対応案について事務局より報告 ◆復興計画（案）について事務局より報告 ◆復興計画（案）について委員討議
12月 5日	第6回くらし復興専門部会 ◆パブリックコメント等の意見及び対応案について事務局より報告 ◆復興計画（案）について事務局より報告 ◆復興計画（案）について委員討議
12月 5日	第6回産業復興専門部会 ◆パブリックコメント等の意見及び対応案について事務局より報告 ◆復興計画（案）について事務局より報告 ◆復興計画（案）について委員討議
12月 8日	第4回益城町復興計画策定委員会 ◆パブリックコメント等の意見及び対応案について事務局より報告 ◆復興計画（案）について事務局より報告 ◆復興計画（案）について委員討議







熊本県 益城町